

平成20年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年6月12日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月12日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	斎藤 仁
		保険医療課長	鈴木 利彦	福祉・ 児童課長	佐藤 一夫
		環境課長	上田 実		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 農政商工課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		都市計画課長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫		
	消防本部	消防長	上田 正治	消防署長	山内 巧
		消防本部 総務課長	浅野 睦		
	教育委員会 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹
		小中学校 給食センター 所長	村上 勝芳	生涯学習課 課長	川合 保
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事会局	局長	松岡 英雄	書記	金山 昭司

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	伊藤俊一	東郊線と今須成線の環境整備を急げ！	59
2	高阪康彦	小さくてもキラリと光る町とは	71
3	中村英子	①「救急受け入れ」の現状について	81
		②新給食センターの建設予定地について	86
4	小原喜一郎	①ニツセン跡地開発について	97
		②地上デジタル放送化を目前にして	107
5	米野秀雄	広域災害（大規模地震）の対策等について	115
6	松本正美	①地球温暖化防止活動を推進せよ	121
		②アレルギー疾患から子どもを守れ	132
7	吉田正昭	蟹江川水辺スポットの安全対策等を問う	138

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成20年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

西尾張シーエーティーヴィより本日及び明日の撮影放映許可願いが、また、中日新聞蟹江通信部より本日の議会撮影願いの届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により撮影、放映することを許可いたしました。

議員の皆さんのお手元に「輝来都かにえモデル事業及び公募委員を募集します」「まちづくりミーティングの開催」、林議員の一般質問に関する資料が配付されております。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁をされる皆さんに、議長と広報委員長からお願いをいたします。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力をお願いいたします。

これより日程に入りますが、答弁をされる皆さんは努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 伊藤俊一君の「東郊線と今須成線の環境整備を急げ！」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○2番 伊藤俊一君

2番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきますけれども、一般質問をクローバーテレビで生放送という記念すべき日に、トップバッターとして質問ができますことを感謝申し上げまして、「東郊線と今須成線の環境整備を急げ！」と題しまして質問をさせていただきます。

環境整備が全国的、いや、世界的規模で問題視されている現在、環境整備を急がなければ人類の前途は全く明かりの見えない状況でございます。

我が蟹江町におきましては、規模は小さくても行政と議会が一体となり、真剣に今まさに環境整備に取り組むべきときでございます。その一つとして、東郊線北、名阪道の側道の南、柳瀬地区に流通業ムロオ株式会社が19年3月に営業を始め、ニツセン跡地におきましては総合店とスーパーが新設するため、大規模小売店舗立地法に基づき平成20年3月25日に届け出がされました。いよいよ（仮称）蟹江ニュータウンの建設が急ピッチで進み、オープンを平成20年12月と予定し、準備が進んでおります。ヨシヅヤの移転を平成22年に控えておりますし、大変なときでございます。

そこで、一つ目の質問でございます。

ニツセン跡地建設に関する説明会で、いろいろな意見が出されました。特に、車の渋滞の問題、排気ガスの問題、車の騒音の問題、工事による砂ぼこりの問題、大型建築物による圧迫感の問題、車の割り込みによる交通事故等々の環境整備について意見が出されました。蟹江町といたしまして、今までどのような指導をしてきたのか、また、行政として環境整備をしてこられたのか、今後どのように考えているのかお聞かせをいただきたいのであります。

質問の2つ目でございます。

ヨシヅヤ蟹江店西南、本町5丁目交差点の南進と北進、東西の4方向に対し右折車線の確保が不可欠であります。買収にも、地権者のご協力のもと買収ができたと聞いておりますが、間違いありませんか。買収が済んでいれば、本町5丁目交差点の整備ができるまで、（仮称）蟹江ニュータウンのオープンをさせないことが、行政にとっても、町民にとっても、営業者にとってもよいことと思いますが、どのような指導を町と県はしているのか、お聞かせをいただきたいのでございます。

質問の3つ目でございます。

藤丸団地の公民館において、平成20年5月29日において、JR北の開発、いわゆる蟹江今

駅北特定土地区画整理事業についての住民説明会が開催されました。私の理解をしているところでは、説明会が開催されたのはヨシヅヤ蟹江店が移転し、JR北側、東郊線より西側に建設する準備に対して、都市計画法の基本的な考え方などを示した都市計画運用指針において、鉄道沿線については原則として住居専用地域を定めないとされており、また、北側の地域におきましては団地と同様に良好な住環境の保護を目的に第1種中高層住居専用地域を指定したところであるということでもあります。第1種住居地域の建築制限については、風俗店やパチンコ店などは建築不可能との説明がありました。このような住環境になることを踏まえて、環境に対する苦情を聞き、対応するためであると思うが、都市計画課長の説明の中で、雨水対策で雨量が大雨のとき、一たん水をおさめる調整池をつくっているが、雨量が毎時50ミリまで対応できるように計算してあるとの説明でございました。その反面、地域の水は地域で処理することがルールとなっているとの注釈がありました。しかし、藤丸団地内においては毎時20ミリで雨水は道路にあふれるとの意見もありましたし、地域は違っても地続きでございませぬ。この格差をどのように説明されるのか、また、藤丸地域との水処理の整合性をどのように今後されるのかお聞かせをいただきたいのであります。

以上のように、工事に関する騒音の問題、車の渋滞の問題、車の排気ガスの問題、車の騒音の問題、盛り土による圧迫感の問題、工事による砂ぼこりの問題、車の割り込みによる交通事故の問題、交通アクセスの問題等々、環境整備をどのように業者に指導し、苦情が最小限でニツセン跡地の開発工事を含めJR北の開発ができるのか、重ねてお聞きしたいのでございます。

4つ目の質問でございませぬ。

平成3年9月25日に、蟹江町長河瀬佐兵衛氏と東海旅客鉄道株式会社建設部長吉田浩一氏双方で交わされました協定書の第3条で、施行する工事に要する費用は総額概算1億円、全額を甲（蟹江町）が負担するとなっておりますが、支払いは済んでいるのか、済んでいれは内訳をお聞かせいただきたいのでございませぬ。

5つ目の質問でございませぬ。

東郊線のJR踏切につきましては、平成3年9月25日に交わされた確認書で、大辻踏切道並びに八ヶ島踏切道廃止に伴い、同本線8,953メートル付近に東郊線踏切道新設工事を実施するに当たり、当該東郊線踏切道の立体交差化並びに輸送力改善の実施について、蟹江町と東海旅客鉄道株式会社と確認書が交わされておりますけれども、どこまで話が進んでいたのか、当時の河瀬町長、前佐藤町長、現横江町長がどのように約束事に対して実現に向けて努力してこられたのか、当時の確認書などは無視して踏切幅の陳情をしていたのか、お聞きしたいのでございませぬ。

6つ目の質問でございます。

覚書の第2条、踏切道の除却の文面は、協定書第7条第3項の「八ヶ島踏切道の除却時期については1万140メートル付近に計画中の今跨道橋を平成5年度に着手し、完成後速やかに東海旅客鉄道株式会社が除却できるものとする」と書いてあるが、今跨道橋とはどこのことなのか、また、「今跨道橋を平成5年度に着手し」とあるが、どのように着手されたのか、また、現在どのようになっているのかお聞かせをいただきたいのであります。

協定書の第7条3項に「東郊線踏切道新設に伴う1万460メートル付近、八ヶ島踏切道の除却時期につきましては、別途、甲、乙協議するものとする」となっております。同じ日の協定書と覚書でありながら、この文面はおかしくないのか、現在役所の書類をつくるときにこのような書類をつくることのあるのか、お聞きしたいのでございます。

7つ目の質問でございます。

東郊線のJR踏切の新設工事に当たり、前にも申し上げましたが、平成3年9月25日付で協定書並びに覚書と確認書が、甲蟹江町長河瀬佐兵衛氏、乙東海旅客鉄道株式会社建設工事部長吉田浩一氏、双方で交わされているが、蟹江町として、再度お聞きいたしますが履行責任を果たしたと思っているのかお聞かせいただきたいのでございます。

8つ目の質問でございます。

私が納得いかないのは、横江町長が「JRに出向いても話にならぬ。会ってもいただけない」と今までの議会での答弁でありましたけれども、平成3年9月25日に交わされた協定書、覚書、確認書を熟読すれば、東海旅客鉄道株式会社の態度は正しいのではないかと思うが、いかがお考えかお聞かせを願いたいのでございます。

9問目の質問でございます。

今須成線の早期開通は無論でございますが、須西線以北の歩道設置については、以前にもお尋ねをいたしましたけれども、第6次3カ年実施計画書に、19年度現状測量の実施、20年度歩道用地測量の実施と盛り込まれておりましたが、進捗状況をお聞かせいただきたいと思っております。

最後の質問10問目でございます。

今須成線の工法がアンダーから高架に変更になり急ピッチで工事が進むことと思っておりましたけれども、なぜおくれたのか。いまだに先が見えない状況であるが、JR北の開発、いわゆる蟹江今駅北特定土地区画整理事業と関係があるのかお聞かせいただきまして、質問を終わります。

ご答弁、よろしく願い申し上げます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

伊藤俊一議員から「東郊線と今須成線の環境整備を急げ!」と、約10点にわたりご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきますが、質問が多岐にわたっておりますので、

答弁漏れがありましたらご指摘をお願いしたいと思います。

まず、1問目であります。

蟹江ニュータウン開発の問題について、町としてこれまでどのような指導をしてきたか、また、今後どのように考えているのかについてのご質問でございます。

先月の5月16日、翌17日に開催されております大規模小売店舗立地法、これに基づく蟹江ニュータウンの説明会、これには町も、町民の皆様方と同様の立場で参加いたしております。住民からも、交通渋滞、排ガス、騒音、本町5丁目交差点の渋滞などの問題が出されております。

騒音や排ガスにつきましては、町のこれまでの指導、以前から大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針、これをもとに指導しております。騒音についての具体的内容は、関係法令を守ることはもちろんのこと、関係住民と話し合いや相談を十分に行いまして住民の理解が得られるよう対策を行うように指導しております。なお、大気汚染や排ガスの測定につきましては、大規模小売店舗立地法の届け出で必要とするものではございません。しかし、住民の理解や安心が得られるためにも、開店前、開店後の大気汚染測定を行うように要望しております。

次に、渋滞対策については、渋滞に起因する安全対策など、特に渋滞が予測される本町5丁目、この交差点の対策を中心に、できるだけ渋滞解消を図るように指導しております。

いずれにいたしましても、今後も自然環境を保持するよう、できる限りの指導や要望を設置者に行うとともに、住民の考えや意向を酌み取りながら、大店立地法に基づく蟹江町の意見として愛知県に提出していきたいと考えております。

次に、2点目、本町5丁目交差点の改良の買収状況、整備状況、これに絡む店舗の開店時期についてのお尋ねでございます。

まず、議員ご指摘のとおり、現状の交通状況からして、本町5丁目交差点の改良は行政として急務であると考えております。渋滞の緩和対策としましては、交差点4方向での右折レーン、この設置は当然必要で、その用地確保がまず必須となります。この交差点は県道と町道、これが交わっておりますので、それぞれの管理者である県と町がタイアップしまして用地確保に向けて交渉に当たっているところでございます。

現時点での状況といたしましては、交差点の西側、県道弥富・名古屋線の弥富方向、これは既に用地買収が完了しまして、計画幅員での整備工事も完了しております。それから、交差点の南側、これは西側のライン、エンチャー側でございますが、これは既に用地買収を完了しております。それから、東側の町道東郊線の部分につきましても、ほぼ完了してはおりますが、地権者の合意は得ているものの、抵当権者との関係で若干手続が完了していない土地が一部残っております。

それから、交差点北側につきましては、右折レーン設置に必要な最小限の用地確保、支障

物件の調査など、改良に必要となる作業に着手いたしております。また、地権者及びその関係工作物の所有者とも交渉を重ねているところでございます。

次に、店舗の開店時期でございますが、設置者に対しましては、少なくとも本町5丁目交差点改良がすべて完了し右折レーンが設置されるまで、できれば商業施設のオープンを控えるよう要請しております。

次に、質問の3番目、開発事業に絡む環境保持の観点から、今駅北土地区画整理地区に隣接する藤丸地区の冠水対策や工事に関する諸問題についてどのように考えているかとの質問でございます。

まず、過日5月29日、議員の質問にもありましたように開催されました蟹江今駅北特定土地区画整理事業住民説明会、この説明会での雨水対策に関連した土地区画整理事業施行地区内と藤丸団地との雨水処理の整合性についてご回答いたします。

まず、土地区画整理事業を施行する場合につきましては、事業地区内に降った雨水、これはすべて地区内で処理を行うというのが大前提でございます。事業計画では、時間雨量は50ミリの降雨を想定しております、なおかつ地区外から流入も考慮いたしております。必要容量約8,300立米の調整池の計画・整備を進めております。

また、現状、藤丸団地及び周辺須成地区の雨水は蟹宝土地改良区、これが管理する水路を経て蟹宝の排水機場から蟹江川に放流されております。現在、藤丸団地等を含む蟹宝地区全体の湛水防除事業、これは土地改良事業でございますが、その土地改良事業の中で新たに排水能力にすぐれたポンプを設置するため、排水機場の整備計画を進めており、当地区の雨水対策の万全を期しております。

次に、工事施行に伴う諸問題に関してであります、藤丸団地の住民説明会でも多くの方々から騒音・砂ぼこりの問題等々工事に対するご質問をいただいております。周辺地域にお住まいの方々には、工事期間中大変ご迷惑をおかけしているところでございますが、町といたしましても、事業の施行者である組合に対し、付近の住民の方々の生活環境に配慮するよう、できる限りの対策を考えていただくよう指導しております。また同様に、工事施工業者に対しても、同じように細心に注意を払いながら工事を施工するよう強く指導しております。

このことは、今、進めておられますニツセン跡地開発に関しても同様で、地域住民の生活環境を最大限配慮し、さまざまな諸問題が発生したときには速やかに適宜対処するよう行政として、できる限りの指導を行ってまいります。

次に、4問目、東郊線の踏切道の関係でございますが、協定書に記載されている概算1億円の支出状況と内訳のお尋ねでございます。

まず、ご質問にお答えする前に、今までJRと交わされている書面についてご説明を申し上げます。

現踏切は、平成4年9月に新設されております。この新設に当たりまして、事前にJRと3種の書面、協定書、覚書、確認書、この3つを交わしております。

まずは協定書でございますが、これは大辻踏切道並びに八ヶ島踏切道廃止に伴う東郊線踏切道新設工事の施行についてということで、現在の踏切を開くに当たりまして新設踏切道の工事費の負担、踏切内の用地の処理、付近にある他の踏切道の除去、これらについて記されたもので、JRと交わされている書面のベースに相当するものでございます。次に、協定書の実施細目について記されたものが覚書でございますが、付近の踏切道の除去、踏切内の用地の取得、これについて具体的な記載がなされております。もう一つは確認書で、東郊線踏切の新設は、同踏切で計画されている立体交差化、これまでの暫定的な措置であるということを確認したものでございます。それから、これらの3種の書面を交わしまして、平成4年9月に現在の東郊線踏切が開通いたしております。

そこで、協定書記載の概算1億円の支出状況の内容でございます。

踏切の新設に要する費用は、概算工事費で約1億円と見込まれ、協定書ではこの全額を蟹江町が負担することと記されております。協定内容を遵守しまして、町は平成3年度から交差点事業負担金などとして、まず3年度に2,750万円、平成4年度には約2,780万円、平成5年度には約4,310万円、以上をトータルしまして、協定内容に基づき3年間で約9,840万円の支出を行っております。

それから、5問目の、確認書を無視した陳情ではないのか、確認書内容の履行に向けた努力等、今までの交渉の姿勢はどうであったのか、お尋ねでございます。

確認書では、新設する踏切は東郊線踏切の立体交差化までの暫定措置とし、蟹江町は早期に立体化できるよう努力するものと記載されております。東郊線踏切拡幅に関しましては、JRとの協議において立体交差化に対する町の姿勢を示すことが重要なポイントだと考えております。しかし、立体交差化の実現には、用地の確保、工事完了までのクリアしなければならない多くの課題、莫大な費用を要する事項でありまして、今の段階で具体的に期間を決め、本格的な事業への姿勢を示すことは少し難しい状況でございます。開設時に比べまして交通量も増加しております。さらに、今回のニツセン跡地での開発、これによりまして、ますます踏切での安全性が問われる事態となっております。今までのJRとの交渉も、決して確認書での内容を無視した状態で行ったわけではございません。高架事業までの暫定踏切、このことを念頭に町としても立体交差化事業への実現の姿勢としては、今駅北土地区画整理事業、北側高架事業用地のその中での確保、現在進めている本町5丁目交差点付近での用地確保の実態を伝え、高架事業着手への姿勢として訴えながら交渉を進めてまいりました。

6問目は、覚書記載の今跨道橋とはどこのことか、また、「平成5年に着手し」とあるが、その内容と現在までの状況はについてでございます。また、同日に締結された協定書と覚書、その内容に整合性がないのではないかとのご質問であります。

ご質問の今跨道橋、これは今須成線とJR関西本線——今須成線といいますのは蟹江町役場のすぐ身近にあります須成まで通じる道路でございますが、この今須成線とJRの交差の部分で計画されています今須成線の高架橋を示すものでございます。この高架橋事業は、覚書でうたわれますように、平成5年からJRの北側、須成地区から用地買収に取りかかっております。その進捗状況につきましては、平成5年度から平成18年の間で、北側用地約2,130平米の用地買収を完了しております。

また、関連しまして、協定書と覚書の内容において、整合性についてお尋ねをいただいております。協定書の第7条、これを取り交わされている大辻、八ヶ島、両踏切の除却時期についてその詳細を覚書の中で確認したものであり、問題はないものと解釈しております。

次に、7問目、平成3年に取り交わした協定書、覚書、確認書に基づいた内容の履行状況はどうかと8問目の踏切拡幅の話が進展しないのはJRの姿勢のみに問題があるとも思えないが、そういう質問でございますが、これをあわせてお答えをさせていただきます。

先ほど4問目のご質問の答弁でも触れましたが、協定書を初めとする3種類の書面、これには重立ったものとして4つの内容がございます。

まず1番目、新設工事費の負担、これは先ほどご説明したとおり、平成3年度から履行済みでございます。

それから、未履行となっております項目としては、踏切道の除去について、大辻踏切、これは平成4年の東郊線踏切の開設とほぼ同時期に閉鎖をいたしまして、既に除去が行われております。それから、残る八ヶ島踏切につきましては、覚書で交わされているように、今跨道橋——今須成の高架橋でございますが、この完了後、速やかに除去に向けて対応することとなっております。

それから、3つ目ですが、踏切内用地の処理について、東郊線の踏切内の用地を交換、買収、占用、この3つの手法で処理することになっております。これにつきましては、今年度にも買収計画を立てまして、協定書と覚書で交わされている用地処理を行う予定でございます。

それから、4番目、東郊線踏切道の早期立体交差化についてでございます。これは一番困難な問題でございます。5問目の確認書内容の履行と今までの交渉姿勢、その中でお答えをいたしておりますけれども、現在では立体交差化の具体的な手続まで至っておりません。現在、別事業としてではございますが、将来の高架事業用地、これを必要となる北側の用地確保を進めている状況でございます。

次に9問目、須西線以北の歩道設置工事の状況についてのお尋ねでございます。

平成19年6月議会におきましても同じようにお尋ねをいただいております。関係者の意向把握と事業の習熟度、これを高めるために関係地権者を含め地元役員との調整、また機会を持つ旨の答弁をさせていただきました。しかし、地元へは他案件でのお願いが生じたことも

あり、本件につきましてはまだ本格的な調整まで至っておりません。3カ年実施計画で現況測量の実施も1年先送りさせていただきまして、今年度の実施を予定しております。

それと、平成13年8月に実施いたしましたこの件に関しての地元説明会におきましても、当時町がお示した用地買収案ではなく、現道幅員の中でできないかなどのご意見もお聞きしております。町の考える拡幅計画をお示しするには、事前での地元調整、これは必要不可欠と考えられますので、何とか今年度には現況測量を実施して、現地の状況を把握した上で地元調整を進めてまいりたいと考えております。ぜひご理解をいただきたいと存じます。

最後になりましたが、10問目の今須成高架事業のおくれの原因と今駅北土地区画整理事業の関連の有無についてのお尋ねであります。

平成5年の用地買収から始められた今高架事業であります。先ほどお答えいたしましたように、JR北地区での用地買収完了に対し、JR南地区での状況は決してよろしい現況ではございません。JR南地区の計画当初は、まだ蟹江今土地区画整理事業が施行されておまして、地権者のお気持ちも、土地区画整理事業での減歩、これは土地を提供していただくわけですが、その減歩に加えてまた土地が減ってしまうのか、その感が強く、説明会や用地測量にも応じていただけない状況でもありました。そんな中で平成14年度から部分的に用地買収に取りかかってまいりました。毎年の進捗は1筆から2筆ずつでございますが、平成18年度末における進捗は6筆、400平米余りの用地確保にとどまっております。これは、全買収予定面積1,700平米の約4分の1弱となっております。工法も、下をもぐるアンダーから高架に変更し事業費の圧縮を図っておりますが、複数の事業の対象になったことなどで地権者のご理解がうまくいただけなかったのがおくれの原因ではないかと思われま。

また、JR蟹江北で始められました蟹江今駅北土地区画整理事業との関連をお尋ねですが、本事業のおくれと直接的な大きな関連はないものと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○2番 伊藤俊一君

部長から丁寧に、本当にいろいろと努力をされているなということはどうかがえるわけでございます。

そんな中でありますけれども、1問目、2問目の関連で、19年12月と20年2月に、交通渋滞解消でのシミュレーション調整を行ったと、20年3月議会の協議会において報告がありました。シミュレーション調整はどのような結果が出たのかをお聞きしたいと思います。また、20年2月の騒音予測に関しての協議結果はどうであったのか、これもお聞きしたいと思います。

3問目の中で、JR北、藤丸地区に対する雨水対策についてでございますけれども、蟹宝地区全体の湛水防除事業として新しい排水能力にすぐれたポンプを設置し、排水機場を整備する計画を進めているという答弁がございました。どこに、どの程度の能力のあるポンプを

設置されるのか、お尋ねをいたします。

それから、5問目に対する質問でございますけれども、高架事業、いわゆる立体交差化実現への姿勢として、蟹江今駅北土地区画整理事業での北側高架事業用地の確保や本町5丁目交差点周辺での用地確保が高架事業着手への姿勢だというように言われました。大変結構なことでございますし、このことを踏まえてJRとの交渉に大いに頑張っていただきたい、そんなふうに思います。どうお思いでしょうか。

それから、7問目、8問目につきましてであります。私は、JRの態度は正しいのではないかと申し上げました。東郊線、JRの踏切は危険過ぎる踏切であるにもかかわらず、拡幅の話をいろいろと町側が、親切丁寧に経費は蟹江町で持つとまで言われながら交渉をしておみえになったと聞いておりますけれども、その話にも全く乗らない、不思議であります。そういったことから、私は、何かあるのではないかと、JRの態度は正しいのではないかとこのことを申し上げたわけでございますけれども、部長からいろいろと努力をされておる答弁を聞きまして、これから横江町長がJRと交渉に当たられますについては、力強い高架橋に対する対策がなされているな、そんなふうに思っております。その辺につきましては、町長、どのようにお考えで、また、どんな気構えでJRと交渉なされようとされるのかお尋ねをしたいのでございます。

9問目の今須成線の件でございますけれども、私が心配いたしておりますのは、この東郊線の状況がまさに大渋滞が予想されておるわけでございます。そんな中で、今須成線が、とくに普通でいきますと完成をしていなければならぬ状況にあるわけでございますけれども、いろいろな事情でおくれておる、東郊線も踏切の拡幅は無理だ、そして今須成線もめどが立たぬというようなことであると、本当に蟹江町、どうなっておるんだ、蟹江町を横切る車すらなくなるのではないかと、そんな心配をいたしておるわけでございます。どうかそういった意味におきましても、東郊線そして今須成線の早期の整備、早期の開通を要望いたしまして、私の追加の質問とさせていただきます。また、答弁のあるところはよろしくお願い申し上げます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、ご答弁申し上げます。大きく分けて5点ほどご要望とご質問をいただきました。質問5点につきましては、私を含め、順次担当を含めて答弁させていただきます。

まず、1番目のシミュレーションでございます。これは、本町5丁目の交差点、大変渋滞が想定されるわけでありまして、立地法に基づく指針によりますシミュレーションが必要であります。それで、設置者側が出してきましたシミュレーションは、現況でいきますと飽和度は0.9以下でございますが、開店することによりまして飽和度は1.0を超えてしまうということございまして、ぜひとも飽和度を緩和するようにやっておるところでございます。それで、0.9は指針に基づきますものでございますので、最低限0.9をクリアされなければ、こ

それは交差点として渋滞を起こすという結論が出ておりますので、それも再度強く要請しながら、交差点改良を含めた渋滞対策を図っていききたいと、このように考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○環境課長 上田 実君

それでは、騒音の関係について私のほうからご説明をいたします。

まず、届け出につきましては、騒音予測でございます。説明会の中にもありましたが、スロープの部分のところですけども、当初届け出に関しましては、スロープを覆う案に関しましては住民の皆さんと協議しておるという中でございました。届け出に関しましては、スロープの部分をつきましては、ふさがないということで測定がされております。それにつきましては59デシベルだということで、オーバーしておるという報告がありました。その結果、スロープをふさぎまして金属パネルでふさぐと46デシベルになり、基準がクリアできるという報告も受けております。

今後の測定につきましては、現在事業者のほうで測定しております届け出以降の予測の結果はまだ参っておりません。

以上です。

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

蟹宝のポンプ計画につきまして答弁させていただきます。

あくまで今年度が主流になりまして、まず、蟹宝の現在のポンプの状況、それは古いものと新しいものがございます、古いほうの計画を立案したいということで、今回、事業用地をまず計画したいということで、それから次年度、その次という形で事業の進捗を図っていききたいということですので、まだ今現在としては計画中でございますので、よろしくお願いいたします。

細かい資料につきましては持ち合わせございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

東郊線に予想されます渋滞に関連して、今須成線の早期完成をということでご要望をいただきました。

今須成線の用地買収につきましては、先ほど部長が申しましたように、今、あのところは非常に困難を極めておりますが、南北の幹線としてまずは用地の確保に向け全力を注いでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをさせていただきたいと思っております。

大変たくさんの質問をいただきまして、担当が的確な答えをしたかどうか疑問な部分がありますが、総体的に私の考え方をご説明させていただきたいと思っております。

平成17年以来、蟹江町長、これで最後の年になりましたけれども、近鉄の高架の問題、JRの高架の問題、今須成線の拡幅の問題、東郊線の拡幅の問題、歩道橋の拡幅の問題、とにかくライフワークだというふうに考えて平成17年度から一生懸命やってまいりました。先ほど来、伊藤議員がおっしゃったように、大変難しい交渉が過去にされた経緯は私も十分理解をしております。

そんな中で、JRとの交渉に当たりまして、まずは先人の方々がどんなことをやられたかなということをまず理解し、そしてその上でいろいろな交渉をさせていただいているわけがありますけれども、実際、その当時の交通量、その当時の道路のアクセスの問題とは全くかけ離れた状況が、今、来ておるのも事実でありますし、そのこともJRサイドには十分説明をし、この覚書、協定書すべてわかった上での説明をさせていただいたつもりでございますが、なかなかJR関係者にはご理解をいただけないのが現状であります。しかし、そのときに申し上げましたのは、平成22年度以降、この地域は大きな市街化ができますよと。その当時、この踏切がこういう状態であつては、町民の皆様方からいろいろなことが危惧されているということを聞いておりますので、何とぞこのことについてはご理解をいただきたい。ただし、我々といたしましても、都市計画の道路に決定しているだけではなく、実際きちっとした計画を立てお示ししなければならない状況が来ているのかな、こんなことも今思っております。

そして、今須成線の問題、これも本来ですと、伊藤議員ご指摘いただいたように、アンダーの計画、これが若干甘かったのかなということも、我々もちょうど議員のときにご指摘させていただきました。しかし、既に終わってしまったこと、これからどうするんだということの前向きな考え方をしたときに、今度オーバーの計画がなされたときには、先ほど担当者が申し上げましたとおり、地権者の皆様にご理解をいただき、この計画に対して一日も早く完成ができるような、今須成線については買収計画を持っております。南北の交通のかなめとして、今須成線、東郊線は必ず拡幅は必要であります。何とぞご理解をいただきたい。

そんな中で、今一番急がなければならないのは、ニツセン跡地の問題に伴う交通渋滞の緩和について、本町5丁目の拡幅も含めて、JRの高架、JR踏切の拡幅、これも総体的にとにかく早急に考えなければいけない、こんなふうに思っております。

その中で、3カ年のマスター計画、3年間の計画の変更をしなければなりません。その中に具体的に案として盛り込みまして、今後、JRに行くときには、「既に関買収計画がここまで終わりました。この先、何年で拡幅計画を終わり、高架に向けてこのような計画を持っております」と、具体的な案を示す時期ではないのかなと先ほど来申し上げました。ただ、ご存じのように、蟹江町財政が大変逼迫している状況の中、住民サービスを低下させるわけにはまいりません。優先順位の先から、今ある施策を進めさせていただいておりますけれども、拡幅については最優先で、今年度、来年度に向けて考えていきたい、こんなことを思っ

ておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思ひますし、冒頭伊藤議員に本当に力強いエールを送っていただきました。行政と議会が一体となり、何とぞこれはお願いしたいと思ひます。我々も一生懸命頑張りますが、町民の皆様にも、そして議員の皆様にも、蟹江町の考え方をご理解いただいて、今後タウンミーティングでも、またご指摘賜ればありがたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 奥田信宏君

建設部次長兼農政商工課長、先ほどの蟹宝の関係なんです、古いほうのポンプの能力と、それから新しくした場合にどの程度上げるか、数字目標みたいなものの質問があったと思ひますが、もし答弁ができれば再答弁を。

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

大変申しわけございません。今、手元に資料を持っておりませんので、数値につきましては後日お答えしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○2番 伊藤俊一君

町長から本当に力強いお言葉をいただきました。今までとはちょっと変わったかな、ちょっとではないな、大分変わったなという印象を受けました。それには、本当に議会と行政と一体になって事に当たらないことにはJRが動かぬだろう、そのように思っております。

私も、地元に近い地元という観点から、積極的に東郊線問題、JRの踏切の問題、そして今須成線の問題には取り組んでまいりたいと思っております。どうか皆さん方の、これは真剣に事に当たらぬと本当に蟹江町の恥になるという状況が、ニツセン跡地のオープンと同時にやってくる、これを皆さん真剣に考えていただいて、今後前を向いて頑張っていたきたいな、交渉に当たっていただきたいな、そんな思ひでございます。

そんな思ひを述べさせていただきます、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、伊藤俊一君の質問を終わります。

質問2番 高阪康彦君の「小さくてもキラリと光る町とは」を許可いたします。

高阪康彦君、質問席へお着きください。

○5番 高阪康彦君

5番 清新クラブの高阪康彦でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従い「小さくてもキラリと光る町とは」という題目で質問いたします。私は5点について質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

町長は、あいさつなどで「小さくてもキラリと光る町」というフレーズをよく使われます。最近「輝来都かにえ」という表現が使われます。輝きが来る都と書いて「きらっと」と読みます。どちらもある種のロマンを感じ、耳ざわりのよい言葉であり、よいネーミングだと

思います。このような町を目指そうという意味で使われているのだと考えます。しかし、概念としては何となく理解はできるのですが、具体的にはどういうことなのか、よくわかりません。「小さくても」とは、何が小さいのか。人口とか面積なのか、経済的規模なのか、抽象的なものか、何と比較して小さいのか。また、「キラリと光る」とは、具体的にどういったことなのか、いろいろなことが考えられるわけですが、こうだという答えが出てきません。難しく考えないで、言葉自体余り意味のない単なる一つのキャッチコピーとして考えればよいのか。私は、町長がこの言葉を使われるのは、町長として「小さくてもキラリと光る町」という言葉の中に町長なりの思いがあると思いますし、「輝来都かにえ」という言葉には、そのイメージに合う町を描いておられると思います。もし申し述べたような思い、お考えがあればお聞かせ願いたいと思いますし、また、そのために考えている施策があればあわせてお聞かせをお願い申し上げます。

さて、蟹江町はどんな町だろうと考えますと、温泉の町、水郷の町、海拔ゼロメートルの町など、いろいろな例があります。私は、名古屋市のベッドタウン的な要素が高いと考えます。名古屋に隣接している地理的な条件もありますが、一つの町に3つの駅があり、東西に国道1号線、南北には西尾張中央道と、交通アクセスのよいこと、また、当町は隣接市町村と比較して、小売、飲食業の商店が多いので買い物に便利なことも要因となります。蟹江町は、ベッドタウンとして人口増が期待され発展していくと考えます。それには、蟹江町に住みたいと思う人がふえなければなりません。町外の人がベッドタウンとして蟹江に住みたいと思う大きな要素は、その地域が快適な住環境であることが求められます。快適な住環境とは、さきに述べました交通アクセスがよい、買い物に便利のほかには、下水道、公園、緑地などのインフラの整備ができていて、環境美化が行き届いている、治安、防災も行き届いていることなのです。快適なベッドタウンには住民が暮らしやすい住環境の整備が不可欠であり、そして当たり前のことですが、これらの整備は住宅地にこそ必要であります。

そこで、お尋ねいたしますが、住居の多い人口密度の高い本町地区に、公園、防災緑地などの将来計画はお持ちなのかお聞きいたします。昔は公園デビューという言葉がありました。最近は何も聞かれなくなりましたが、働く主婦がふえたこともあると思います。近くに公園がないということも考えられと思います。

また、住宅地は市街化区域であり、それぞれ用途地域が決まっています。これは、その地域の環境を考え、建物の建設に規制をかけるものですが、快適な住環境を考えるとき、町はその地域の状態、将来性などを考慮し、しっかりとした方針を決めて、相当厳しい規制をしないことには、乱開発により雑多な住宅地となります。地主などの権利もあり、簡単に厳しい規制ができるとは思いませんが、快適な住環境をつくるには、まずこのことが一番重要であります。

そこで、お聞きいたしますが、用途地域の決定は県が決定していると思いますが、町とし

てはどの程度のかかわりができるのでしょうか。町が考えている具体的な要望、意見などは反映されるのでしょうか、お尋ねいたします。

また、用途地域の一つの例として、今、問題になっているインベスト社の商業施設があります。道路網、現在の状況を考えれば、だれが考えても交通渋滞は目に見えているわけです。あの場所では大規模な商業施設自体に無理があると思います。しかし、法的にはそれが許可をされており、既に法的に目いっぱい大きさの建物が建設されており、そのことが近隣住宅地の住環境に悪影響を与えていることは周知の事実です。「たら」「れば」はいけません。もしあの場所が規制をされていたとしたら、こんな問題は起こらなかったということです。

そこで、住環境ということで関連してお聞きしますが、インベスト社の商業施設に対し、大型店舗立地法の意見書を町として提出されると思いますが、意見書の提出にはどのような人がかかわり、その意見集約の方法、手順をお聞かせください。

次に、観光についてお伺いいたします。

蟹江町は、全国でも指折りの湯質のよい温泉があり、古い歴史の町であります。町長は、主要施策に観光を取り入れ、重要課題の一つとしてとらえられていますが、今、観光が変わりつつあります。旧来の観光はサイトシーイングと言われ、名所、旧跡、温泉、宴会、観光バスの物見遊山的な観光でしたが、近年はツーリズムと言われる体験型観光に変わってきました。体験型観光とは、観光客が名所、旧跡、温泉以外に好きな歴史を探索したり、その土地の素朴な味を求めたり、そこの自然に身を浸したりするようになってきたということです。また、観光そのものが個人の価値観や趣味ですというように個人化をしています。この変化は、観光が経済効果を求める対象から、人生観や町の文化にかかわるものに拡大され、観光は産業であると同時に、町や人々の文化になってきました。こういった流れを受け継いで、地域においても、埋もれていた歴史や文化を掘り起こし、新しい観光資源をつくり、観光客というより、訪問客を呼び寄せようという動きが各地で盛んになっています。ガイドボランティアさんによる活動もその一環だと思います。

そこでお尋ねをいたしますが、本町地域においては蟹江城という史跡があり、記念碑も立っています。城の井戸も残っています。この2月16日は、ガイドボランティアさんが近鉄の酒蔵めぐりに合わせて、蟹江を訪問された方に蟹江町伝説と銘を打ちイベントを行われました。記念碑の前ではボランティアさんが蟹江城の歴史の説明をされておられましたが、その周りには空き地があります。近くには歴史資料館、産業会館があります。そして、あのあたりは古い家が密集して道も狭く空き地がないので、災害時にはいろいろな困難なことが予想されます。このような現状を考えると、空き地を利用して、城跡を中心とした防災も兼ねた観光資源として開発はできないのでしょうか。将来的にはあのあたり一帯を、防災、観光を兼ねた城跡公園として整備ができれば、旧本町地区の再生にもつながっていくと考えま

す。城跡の再開発についてのお考えをお聞きしたいと思います。

以上で質問を終わります。答弁をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたしたいと思います。

私がいつも常々使います「小さくてもキラリと光るまちづくり」、これは近隣の飛島さんがつい最近キャッチコピーとして使われてしまいました。私は、「輝来都かにえ」というのを決して興味本位でつくったわけではございません。議員の皆様方の中にも十分ご理解を多分いただいておりますとは思いますが、私も議長をやらせていただいたときに、幸か不幸か、町村合併が頓挫いたしました。そんな中で、11平方キロという蟹江町の面積を考えたときに、決して海部郡では大きなほうではありません。むしろ小さい地域であります。そんな中で、従来数十年前は海部郡のリーダーシップをとっていた蟹江町が、いつの間にか人口も余りふえない、そして小さい、貧乏だ、何ともならない、住民自身がそんな疲弊した考え方を持つように、ひょっとしたらなってしまうのではないのかな、こんなことを議員時代に思ったのは私だけではないというふうに理解をいたしておりました。

そんな中で、平成17年4月に町長に就任させていただき、何か一つ、蟹江町に対して元気をつけてもらいたい、そんなことでずっと考えておった、いろいろなところで見聞きして考えついたのが、小さくてもいい、とにかく町村合併が頓挫してもいいから、底力のある町をつくらせようよ、こんなことを私は議会で答弁させていただいた記憶がございます。そんな中で、一つの、高阪議員が言われるようなキャッチコピー的なことであってもいいんですが、皆さんが口ずさめるような、小さくてもキラッと光る、小さくても頑張れるような元気な町にしたいという思いで、「小さくてもキラリ」「輝来都かにえ」ということで、それを冒頭に使わせていただきました。大変耳ざわりの悪い言葉であるというふうにご理解をいただいている方も、中には町民の方であると思います。ただ、これはごろを合わせてやったわけではありません。将来的にはキラリと光って、皆さんが元気で楽しくまちづくりをしたらいいのかな、こんなことを思っております。

ただ、具体策として、じゃ何かあるのかな。そんな中で、皆さんも変わっていただきたい。しかしながら、職員がまず蟹江町を好きになっていくことが一番必要ではないのかなと、こんなことで、蟹江町の名物である温泉、文化、歴史、それから、一つのポイントであるカニというキャラクターを前面に押し出してみたらどうだということも数年前から考えさせていただき、ピンバッジもつくらせていただきました。啓発・啓蒙になるかまだわかりませんが、徐々に蟹江町にこんなカニがいっぱいいたんですよということも、つい最近、町のロビーに展示させていただき、子供さん、お年寄りの方から非常に楽しまれ、懐かしまれております。

これがすべての施策につながるとは思っておりませんが、ただ、我々として先回議会で報告させていただきましたが、やっとなりまして「輝来都かにえ」というのを使わせていただければ、「輝来都かにえ・2008 YUME 創り会議」というのをつくりまして、これは何かというと、夢を持ちましょう、職員も将来の蟹江に夢を持ったそんな施策をしてください。今までのような与えられたものを消化するものではなく、自分たちで提案をしながら将来の蟹江がクリエイティブ（創造）できるような、そんな意識を持ってください、それにはまず、課長以上のマネジャーが自分たちのまちをどうしようというコンセプトがなければ、私は全く進まないというふうに考えております。そんな中で、この4月28日にスタートし、月に1回程度もしくは2回、すべての部長、教育部門集まりまして、今後の蟹江町の考え方、今現在の考え方を前進し、そしてまたフィードバックして、スイッチバックで、二歩進んだら一歩下がるという言い方で1年間やってみよう、こんな会議をつくらさせていただきました。

そのときの「YUME」の夢は、ドリームの夢もありますけれども、いわゆるヤングパワー、若い人の力を出してみようじゃないか、これをやってみよう、これを皆さんで、部長、課長で考えました。YUMEの「U」はユビキタスといいまして、これは、だれもが、いつでも、どこでも、いろいろな恩恵を平等にこうむれるという、いわゆるそういう社会をつくらうという、これはラテン語であります。「M」はマネジメント、マネジメント感覚を持ってこれから提案型の行政をしましょう。あとの「E」、これはエンターテイメント、人々を楽しませてイベントを通じて政をしようじゃないか、これを行政マンが意識しなければ、これはスタートできないよ、こんなことでスタートさせていただきました。そういう意味での、大変広い意味を持った「小さくてもキラリという町」であります。

どうぞ議員の皆様方もご理解をいただき、若干耳ざわりの言葉があるかもしれませんが、これを多用するつもりはありません。しかし、ご理解をいただき、皆さんと一緒に蟹江町をつくっていききたい、こんなキャッチコピーにしていけばいいのかな、こんなふうに思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○産業建設部長 河瀬広幸君

「小さくてもキラリと光る町とは」、ご質問をいただきました。当然快適な住環境整備、蟹江町は名古屋のベッドタウンである、そのためにはぜひ住環境整備が必要だと、そういう観点からご質問をいただいております。

まず、人口密度の多い本町地区、この公園、防災緑地の将来計画、これについてのご質問であります。

現在、本町地区には、地元からの要望に基づきました児童公園が各所にございます。災害時の避難所等を併設した防災緑地、大きな緑地は現在ございません。今後、本町地区に限ら

ず、人口が多く住居が密集している地区につきましては、例えば役場の西にあります学戸公園のような広域的な防災訓練等に利用できる公園、緑地、これは絶対必要な施設と考えております。ただ、大きな公園と緑地となりますと、一団の土地として非常に大きな土地を確保する必要があります。その候補地の選定や地元との調整、場合によっては財政的な措置が必要となってまいります。現在、町は全体的な将来計画、これを定めておりますが、蟹江町の第4次総合計画、この策定に取りかかろうとしておりますが、この件に関しましては、その中で検討課題といたしたいと存じます。

それから、用途地域の決定について、町はどのように関与するののかとの質問でございます。

用途地域につきましては適宜見直しがございますが、長期的な変更は平成19年7月20日にされておりますが、県が勝手に変更するものではございません。簡単に用途地域変更の手続をご説明申し上げます。

まず1番目に、町は将来計画、現状の用途上の利用——用途上の利用と申しますのは、例えば住宅系であるだとか商業系であるだとか工業系等の建物状況などをかんがみて、愛知県へ用途地域の変更を要望いたします。県は、町の要望を受けまして事前調査を行いながら審査をします。その結果、愛知県におきます都市計画審議会、これに諮りまして意見を聞きます。それから、愛知県都市計画審議会の答申を受け、愛知県が告示することによりまして正式に用途地域の変更が認められることになるわけでございます。したがって、用途地域の変更に際しましては、町としての意見や要望は当然蟹江町の都市計画審議会もございしますので、要望を十分取り入れながら県のほうに要請できるというふうに考えております。

次に、関連としてのニツセン跡地の商業施設、これの届け出状況、意見書も含めました状況でございますが、意見書提出の手法と手順、これを簡単にご説明申し上げます。

まず、先ほど伊藤議員のご質問にありましたように、3月25日に大規模小売店舗立地法に基づく届け出書が愛知県知事に提出されております。それから縦覧にかけるわけですが、その縦覧期間が4月18日から8月18日までの4カ月間、愛知県と蟹江町におきまして縦覧をされております。それから、大店立地法、これは大規模小売店舗立地法の略称でございますが、大店立地法に基づく住民説明会、これが5月16日と17日の2日間にかけて計3回開催されております。あと今後の予定といたしましては、7月3日に大規模小売店舗立地法の出店地連絡会議が開催されます。これは関係機関の県、町、警察等が寄りまして届け出業者に質疑応答をするものでございます。それで、町の意見書の提出でございますが、この7月3日の連絡会議を踏まえまして愛知県へ意見を提出する予定でおります。意見書の方法、手順につきましては以上のおりでございます。

なお、意見書の作成、町の体制としましては、私ども産業建設部の主管課の農政商工、土木、都市計画、環境問題の観点から環境課、総務課の法的手続等の諸関連部門を含めまして、それぞれ全体が協議しながら、また、議会の意見を聞きながら町の全体意見として取りまと

めて作成し、提出したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、蟹江城を中心とした地域を防災公園として整備できないかのご質問でございます。これは、2点目の質問にも関連いたしますが、本町地区にある蟹江城址、これをポイントに観光資源の整備、複合施設として防災機能を備えた公園ができないかとお尋ねでございます。

まず、蟹江町の観光の現状でございますが、先ほど町長申しましたように、尾張温泉や足湯のように温泉などの地元特有の資源、これを生かした観光と、それから蟹江城址や龍照院、そのような文化遺産を生かすための観光がございます。現在、町といたしましては、双方のよさをそれぞれ生かした取り組みを行っているところですが、議員おっしゃるとおり、今、観光は徐々に変わりつつあります。観光は産業であると同時に、町や人々の文化になりつつあります。これは、文化と言っても過言ではないと思います。最近特に近鉄の蟹江駅、富吉駅とタイアップした駅長のお勧めハイキング、これは町内の名所旧跡、大変ご好評をいただいております、この1年間で約4,000名ほどの方が蟹江城址を訪れられまして、かにえ観光ボランティア案内人の説明を熱心に聞かれたとの報告も受けております。

ここで少しお時間をいただきまして、蟹江町の歴史に少し触れてみたいと思います。

蟹江本町地区には、戦国時代に重要な役割を果たしたとされている蟹江城がございます。天正12年、これは西暦1584年でございますが、今から約420年前、古牧・長久手の役、これで大規模な戦いが繰り広げられたと多くの文献で紹介されております。現在、建立されている蟹江城址の碑、この碑でございますが、江戸時代の後期に天保年間の古地図をもとに、大正時代、蟹江町の教育委員会が建立したようでございます。

現在、城址跡の周囲、旧市街地の中で、議員おっしゃるように人口密集地区でもあります。最近の傾向は、より便利なところへ出ていく、要するに人口密集地区、ごみごみしたところから広いところへ出ていく、そういう傾向が非常に強く、それに伴いまして、城跡の跡地にも周りに空地が目立ちドーナツ化現象が起こっております。また、近辺の道路幅員の狭さ、住居が密集していることによります防災上の危険性、これも非常に心配されております。こんなような状況の中でございますので、議員ご提案の観光資源と防災機能を備えた周囲一帯の城跡公園整備構想、これは地域の防災も考慮した町の再生として貴重な歴史文化遺産、これを後世に伝え、また、観光資源として有効に活用するためにも必要であると考えられます。規模や機能性、また、用地、一番肝心な財政上の問題等々含めて調査に入りたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○5番 高阪康彦君

本当に前向き、なおかつ丁寧な答弁ありがとうございます。

じゃ、5つの質問について私なりに要望、また、再質問をしたいと思います。

「小さくてもキラリと光る町」というのは、国語の勉強ではございませんので、今、町長の答弁を聞きまして、本当に熱い思いというのを感じました。ただ、町長さん、アイデアマンですので、余りアイデアが先行してアイデア倒れにならぬように思うところであります。本当に町が、だれが聞いても、あそこは小さいけれどもキラリと光ると言われるような町にしていだけるよう頑張っていたいただければと思います。

2点目ですが、私が、緑地や公園をつくる計画はあるかと聞いたのは、壊れたレコードではございませんが、議会においては本町地区に早期に工業用地を求める決議というのが出されております。何遍も申し上げますが、これは調べましたら、蟹江町議会がなくなるまで時効はないそうでございますので、当然理事者側としては、いつも本町に工業用地、本町に工業用地と絶えず考えていただいていたおきたいということで、くぎを刺しておるといようなこともございますので、よろしく願いいたします。これは要望でございます。

3点目の市街化区域の用途地域について町はどのように考えているか、この問題ですが、実は私はネットで調べましたが、じゃ、名古屋に隣接している町村で市街化区域のパーセンテージはどうなっているかなと調べてみたら、なかなかおもしろい答えが出まして、蟹江町は11.1平方キロ（1,110ヘクタール）の中で市街化区域は417ヘクタール、37.6%です。それで、同じような甚目寺町は、市街化区域率は79.3%、蟹江の約倍ですね。大治町に至っては、市街化区域は92%、ほとんど市街化というんですね。おもしろいことに七宝町はまた少なくても28.5%、美和町は名古屋市には隣接しませんが、参考に愛西市の市街化率ってどれぐらいだと思われませんか。3.2%なんですね。つい最近消防の訓練で愛西市に出向きましたが、全くレンコン畑ばかりでなるほどなと思いましたが、3.2%です。飛島村が僕は少ないと思ったんですが、飛島村は38.7%です。

私は、ここで甚目寺町と比較して再質問したいんですが、甚目寺町というのは、面積が933ヘクタール、蟹江町よりは小さいわけです。人口が現在3万9,739名です。蟹江町より多いんですね。やはりこれは市街化区域率が高い、蟹江町の倍ぐらいあるということで人口がふえているのかなということだと思えますし、蟹江町も、私言いますように、大きな工場があるわけじゃない、産業といえど人が集まってきて、ある意味、商業ベースの町というふうな感覚です。それとベッドタウンになっていくと思うんですよ。ということは、蟹江町の市街化区域の37.6%、順次ふえていくような気がします。ですから、そういったときに厳しい規制をして、ここは住居地域だ、ここは近隣商業地域だと。商売の町、閑静な町というようなきちとした方針を持って臨んでいただきたいというふうな感覚で質問したんでありますので、もう一度お聞きしますが、多分市街化区域になっていくと思うんです。そういう方向に関して町はどういうふう考えているかをまたお答えください。

それから、もう1点、本町地区に、ヨシヅヤさんの周りにありますね。あそこはまだ調整区域なんです。あの辺の方から市街化にしてほしいという意見は多分町にも届いていると思

いますが、あの辺がなかなか市街化にはならないんですよ。どうしてならないのか、これも再質問という形でお答えをいただきたいと思います。

それから、いわゆる大規模立地法による意見書ですけれども、4点目です。意見書ですが、町のそれぞれの担当の方で質問を上げて届けるということですが、当然町民の意見も取り入れられると思いますが、最近町内会を主体として意見書を集めて、多分すごい数の意見書を集められると思いますが、皆さん本当に困ってみえるというのが本音でしょうか。その辺のところを町が酌み上げて、なるだけ皆さんが納得されるような形にしていきたいというふうに、これも要望しておきます。

5番目です。観光ですけれども、観光というのは、もともと町が骨折ってああするこうするというものではなくて、観光は地元の住民が主体ということですね。さっきも言いましたように、観光客だけではなくて、町に訪れる人がふえるとどういういいことがあるとかというと、皆さん、お家にお客さんが見えれば多分家をきれいにします。そういうことで町もきれいにされますし、それから、町の中に観光施設ができると、それを利用するのは住民なんですね。よそから来る人も利用しますが、本来は住民が、足湯があれば町内の人が足湯に行き、足湯に行きよかった、周りの人に蟹江町に足湯があるよと、それが伝わって来るといふような形で、それも住環境の一環にもなりますし、そういったことがまた「小さくてもキラリと光る町」というようにもなるようにも思います。

今までの観光は、大体観光客が来る、お金を落とす、町が繁栄する、こういう図式がありましたんですけれども、蟹江町にありまして、やめるような宿泊施設が出るというようなことで、こういった観光が曲がり角に来ておる。だから、文化として埋もれている観光資源を開発し、いろいろな人にたくさん来てもらって蟹江町をよく知っていただくということが一番重要なことではないかと思しますので、観光に関して、特に町長は3Kとか5Kとか言って、とにかく観光を一生懸命やってみえますので、最後に町長さんに観光に対する思いとかがありましたらお聞かせください。以上、よろしくお願いします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、高阪議員の再質問の中で質問をいただきました、お答えをさせていただきます。

まず、市街化区域に関してのご質問でございますが、先ほど高阪議員が例をとられまして蟹江町は1,110ヘクタール（11.10）のうち市街化が417ヘクタールで37%、甚目寺町との比較でいきますと約半分ではないかというようなご質問がございました。

現在、市街化区域につきましては、国・県の方針がございます。といいますのは、当然市街化をしようとするすると住居の張りつけがあります。人口の増を見込むわけでございますが、現在、国の流れも全体として少子化傾向にありまして、非常に人口が減少している、そんな状況の中で、国の方針としましては市街化を促進するのではなくて、市街化のあいているところに住宅を張り付けようというような指導がございまして、現在市街化にしようと思いま

すとなかなか厳しい事情がございます。ただ、議員おっしゃるように、当然活性化を図るためには人を呼ぶことが必要ですので、市街化促進に向けて努力していきたいと考えております。

なお、国・県に関しましては、現在都市計画マスタープランの変更を予定しておりますので、そんな中で、例えばこの地域は住居・人が張りつく地域、こちらは農業を振興する地域、きちんとした張り張りをつけながら、マスタープランを含めて土地利用の調整を図っていきたくて考えております。

それから、ヨシヅヤの前の調整区域、これは環境からいっても当然市街化に編入するべきではないかというご質問でございますが、これはたびたび質問をいただいております。あそこは圃場整備、土地改良ということで、農地の施策を進めるための行政がされておりますが、現在は家も建っております、町といたしましても、市街化区域にすべき箇所であるというのは認識しております。ただ、先ほど申しましたように、市街化編入しようと思しますと、ある程度のインフラ整備が必要になってきますので、それを含めて、まずは地権者の理解、インフラ整備の手法等々を考えながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○町長 横江淳一君

観光についての考え方の再度のお尋ねであります。

先ほど来「小さくてもキラリと光るまちづくり」のキラリとはということで、3K、5Kの説明を議員の方から言われたのは大変うれしゅうございますし、実際3Kというのは非常にダティーな部分しかなかったのが、それがこのごろは3Kから5K、いわゆる観光に始まって、観光、環境、改革、教育、健康と、この5つのKを出しましたのは、これはまさに最終目標であります、あと2つ、自分は最終的に用意させていただきたいなと思っておるんですけれども、星のように輝きたいというのが私の考え方であります。アイデア倒れにならないように、本当にそれは一生懸命私も、一過性のものにならないように気をつけておるわけでありまして、職員一丸となってこの考え方を推進していこうと思しますと、どうしても一つのテーマ、キーワードをつくらないと、なかなか動きづらいという部分もあることだけはご理解を賜りたい。現実に観光という言葉がつい最近本当に皆さんの口から出されるようになったのはありがたいことでありまして、町長に就任させていただいたときに、観光という言葉を出すと、皆さんがすぐしらっと白けられたのは本当にその一つでもありましたし、実際蟹江町にすばらしい55度の天然温泉があるのは皆さんよくわかっているわけでありまして。それをどう使うか、いかに使うかということも一つあります。

それと、蟹江町の中で、この地域で入湯税を取っているところというのはないわけでありまして、蟹江町がそういう意味でいけば1,000万円近い入湯税がいただけるということは非常にありがたいことでもあります。ただ、ご指摘をいただいた、観光施設が一部おやめになら

れたというのは大変寂しい状況ではありますが、おかげをもちまして、入湯税につきましては余り大きなマイナスは来しておりません。そういう意味でいくと、宿泊客がふえ、観光客が日帰りでお見えになったという、そして、あそこのおふろに入っていた結果なのかなと、これは私が一方的に今調査を進めておるわけではありますが、一つの効果があった。それともう一つは、本日お示しさせていただきました協働まちづくり事業、これはまさに議員の皆様がリーダーシップをとっていただき、住民の皆様方そしてボランティアガイドの方々を含めた各種団体の皆様方、行政に対していろいろなお力添えをいただいているあらわれだと思いますし、再度住民の皆様方に協働のまちづくりで、ともに生きよう共生の気持ちを皆さんにお示ししアイデアをいただきたい。そして皆さんと一緒に蟹江町を進めていきたい。その中心的な位置にある住民の代表としての議員の皆様方に、再度ご期待させていただきたい、こんなことでありますので、何とぞ蟹江町の観光につきましては、安直な考えを持っているわけではありません。じっくりと蟹江町の観光をこれから進めていきたい、こんなつもりでありますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○5番 高阪康彦君

ありがとうございました。本当に観光にかける町長の考えというのはよく理解できました。一生懸命頑張って、私らも協力してやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で高阪康彦君の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

再開は10時45分に再開をいたします。

(午前10時28分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 奥田信宏君

質問3番 中村英子君の1問目「救急受け入れの現状について」を許可いたします。

中村英子君、質問席へお着きください。

○8番 中村英子君

8番 中村です。一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1問目ですけれども、救急外来の受け入れの実態ということについてであります。

ここ海部地域には、3つの救急指定病院があることは皆さんご存じのことだと思います。

海南病院、津島市民病院、尾陽病院というふうになっております。このうち2つの病院、津島市民病院と尾陽病院がそれぞれ医師不足や経営上の理由で、救急外来の受け入れ縮小、撤退というような状況に陥っているということです。海南病院だけが従来どおり昼夜問わずの救急受け入れをしております。3つあった病院の2つが十分に機能しないわけですので、当然海南病院に救急患者が集中してしまうのではないかという予想がされますし、実際その心配を高齢者の方々でしていらっしゃる方も見えます。

そこで、海南病院に対する救急外来の実態はどのようになっているのか、影響があるのかないのか、あるとするならばどのような影響が出ているのかについてお伺いしたいと思います。

次に、小児科の救急ということについてですけれども、最近どの病院でも、総合病院ですけれども夜間に昼間の外来と同じような感覚で患者がやってくるという現実があります。そのため、小児科の医師の負担が大変大きく、本当の救急患者に対して対応できない事態がどの病院でも起こっているようだけれども、海南病院の実態についてお伺いしたいと思います。

深夜、昼、夜問わず、共働きのせいかもしれませんし、また、今の患者側のほうが自分の都合だけで病院を訪れるというような状況で、本来業務とかけ離れた問題点というものも出てきているようでありますので、その点の実態についてお伺いしたいと思います。

○消防長 上田正治君

お答えさせていただきます。

海部地方の救急二次医療は、昨年4月に津島市民病院の内科医の医師不足、ことし2月には尾陽病院が二次病院から撤退するなどの影響から、海南病院への救急搬送が増加しています。

平成19年度中における海南病院の海部地方5消防本部の救急隊の受け入れ状況は4,786件で、前年比179件ふえています。このうち津島市民・尾陽病院の影響を受けている津島市、愛西市、海部東部の救急隊は、合わせて347件の増加となっておりますが、このことにより、547床ある海南病院ベッドが満床となり、救急車を受け入れできないことがふえ、特におひざ元である管轄の海部南部の救急隊は前年比144件の減となっており、その分を他の医療機関に搬送しなければならないなどの影響を受けていると聞いています。

当蟹江町は、搬送件数1,435件のうち994件、69%ほどを海南病院に搬送しており、前年度比24人の減となっておりますが、この分は名古屋掖済会病院などへ搬送して、何とかカバーできている状態ですので、海南病院の搬送については急激な変動というのか、搬送できないという状況ではないと思っております。

それから、もう一つの質問でございますが、小児科医の現状でございます。これも海南病院の現状でございますが、海南病院の事務局長さんにお伺いした話ですが、現在小児科医は

海南病院に9人おられて、スタッフとしては充実しているとお話を聞いています。また、時間外救急外来には小児科医は基本的に当直体制をとっていないため、小児患者は内科系医師が診療し、入院などが必要な場合は当番で病院の近くにある院宅と言われる医師の待機宿舎にいる小児科医に連絡して対応されているとの話です。海南病院としては、小児科専門医の数もある程度そろっておられるので、テレビなどで報道されているように、小児科医の数が少ないところの過酷な負担に比べれば、小児科医療は充実しているのではとの話をお伺いしております。

以上です。

○8番 中村英子君

今のご答弁ですと、蟹江町に限っていいますと、約1,435件のうち994、つまり69%は海南病院に搬送されているということですね。そして、24人の方が減少している。これは前年に比べてですけれども、この方々はそうしますと名古屋市内の病院ですね。蟹江町というのは幸いにして名古屋が隣接しておりますので、名古屋には大きな病院がたくさんあるわけですが、名古屋の病院で例えば共立病院、掖済会病院、また、名古屋第一赤十字病院など、そのような病院に搬送されるように思うんですけれども、今のご答弁ですと、何とかカバーしているというような話がありましたが、これについて、いっぱいいっぱいという感じなのか、そうではなくて、別に心配するような問題ではないよ、搬送先は常に確保されているよというようなとらえ方で町民は安心していいのかどうか、その辺についてもう一度ご答弁をいただければと思います。

それから、小児科のことですけれども、夜間はそうすると内科の先生が診ていらっしゃるということなんですか。どうしても重病で小児科の先生が必要なときは連絡して、小児科医が来て、それに対応するというやり方で、夜間外来は内科の先生が担当ということで常時やっているということでもよろしかったですか。その辺についてもう一つご答弁をしていただきたいと思います。

それから、次の問題点なんですけれども、交通事故とかがを除きまして、いわゆる急病というものの内訳を見ても、蟹江町でも病気で行く方々は数としましては全体の半数以上、病気でかかっていると思うんですが、急病ということで搬送されております935人ということで、これは平成18年度にそのようになっていますが、このうち、よその病院もそうなんですけれども、実際に救急の必要性のある人というのが非常に少ないと。5%足らずでありまして、幸か不幸か、幸いと言えば幸いかもしれませんが、救急的な処置ではなくてお家にお帰りになるという方が圧倒的に多いということなんですね。

そこで、救急車を使う人も年々ふえるわけなんですけれども、高齢化しておりますので、高齢者が救急車を使うということで年々ふえていくわけなんですけれども、救急でない人が救急車で行くという事態は、できるだけ避けるというようなことを考えていかないと、将来的には救

急外来とも非常に大変になる、パンク状態になるのではないかと思います。そこで、どういう方法によって、そういうことを実現していくかということなんですけれども、例えば、かかりつけ医を持つとか、自分の健康状態を常時チェックするようなやり方をやっていただくというようなことで、でき得る限り通常の外来の診察以内に診察していただくと、そういうことも奨励していかなければいけないと思います。なかなかこれは難しいと思うんですね。大変難しいとは思いますが、そのこともやっていきませんと救急外来というのはパンクしてくるのではないかなということも懸念されますので、その点について対策等ありましたら伺いしたいと思います。

○消防署長 山内 巧君

それでは、再質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、影響でございますけれども、蟹江町の場合につきましては海南病院に運ぶ救急搬送の比率が、17年中は1,186件、78%ございました。これは年々下がってきておまして、先ほどの答弁にありましたように、昨年中は994件と、70%を切る69%といったことになってきております。減った分には、ご質問にもありましたように、名古屋掖済会病院であるとか、名古屋第一赤十字病院、また、中川区にあります二次病院の名古屋共立病院、こういったところを主体に搬送しております。比較的この3病院につきましては、大変受け入れ体制も整っておられると。そういったことで、特にうちの救急隊に限っていえば、そんなに深刻な影響は受けていないということと言えます。

あと2点目の小児科医の関係でございますが、消防長が答弁いたしましたように、海南病院の救急外来のスタッフは内科系の医師が2人、外科系の医師が2人、4人のスタッフが勤められておるそうでございます。もちろんそのほかにも看護師等含めると13名ものスタッフで対応されておると。基本的には小児科医については、救急の外来対応の当直をしないということになっております。先ほど申し上げましたように、何かあればすぐ院宅というところから飛んでくるという、そういったことになっておるそうでございます。

それと、時間外外来に訪れる関係で、救急との影響の関係でございますけれども、海南病院の時間外外来、親子連れの小児に限らず、お年寄りの方まで大変幅広く来られるということでございまして、19年中の外来実績によりますと、時間外救急外来の総数は2万7,511人おられるそうでございます。これは1日に、365日で割りますと平均約75人ということになります。そのうち小児科の患者でございますが5,606人、これは1日約15人ということで、全体の約2割が小児科系ということになります。小児科が多いということでもないそうでございます。

それから、先ほどの救急の軽症者の関係でございますが、私ども1,530件出ておまして、症状で分類いたしますと70%近くが軽症でございます。先日ですが、海南病院の事務局長さんにお話をお聞きしてきまして、何か我々消防で救急の増加に対する、消防でできることの

要望がないですかということでお尋ねをしてきました。海南病院の事務長さんの要望といたしましては、海南病院さんは本来の二次病院としての機能を発揮できるように、入院または手術を必要とする患者を搬送してもらいたいということでございます。そのためには、住民の方に身近なところでかかりつけのお医者さんを見つけてもらうのが一番だということでございます。体調が悪ければすぐに早目に診てもらうことで、救急車の適正利用が図っていき、そういったことをお願いしたいということでお聞きしてきました。

私どもの対策としましては、ちょうど先月の広報かにえ5月号でございますけれども、これは海部地方の市町村が共同で作成いたしました広報文でございますが、かかりつけの医者を持ってもらって、そのことが救急車の適正利用につながる、そういったことを訴えています。それから、つい先日であります。5日前の6月8日の日曜日でございますが、ちょうど危険物安全週間に入っております、その広告宣伝に合わせまして、空からの「救急車の適正利用」、こういったものを訴えております。それからあと、これから救急講習会が入ってまいりますので、こういった機会を通じて救急車の適正利用、救急の増加を少しでも減らしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番 中村英子君

最後に確認させていただいて、町民の皆さんに安心していただきたいと思うんですけれども、最初に申し上げましたように、海部地域では2つの病院の救急からの撤退だとか縮小があるんですけども、そして、海南病院については24名ということですので、その影響はあるけれども、まだ少ないと。そして少ない部分は安心して、名古屋の病院のほうに同じくらいの時間で搬送されるので、全国的なニュースの中では救急外来がなくなったりだとか適正な医療が受けられないとか、そういうような報道もされているわけですけども、殊、蟹江町に至ってはその心配は現在ありませんと、そういうことで最後に確認させていただいてよろしいでしょうか。もしよろしければ、それで質問を終わらせていただきたいと思います。

○消防署長 山内 巧君

ご質問にありましたように、私ども、二次病院が町の中にはないわけでございますけれども、比較的海南病院であるとか、先ほど申し上げましたように三次病院の名古屋掖済会病院、名古屋第一赤十字病院、また、近くには二次病院の名古屋共立病院、こういった病院が比較的受け入れ体制がよいということで、本当に救急医療で悩んでおられる地域に比べれば恵まれているというふうに考えております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

るる今、海南病院それから二次医療圏の問題、実はご質問をいただきました。最後に、今現在どういう状況になっているのか。これは、我々地方自治体の首長同士で、とにかく緊急に話をするべきではないかということの提案を、実は町村会の会長をやらせていただい

る関係上で、つい最近させていただきました。それで、6月9日に海南病院の事業運営に関する市町村との意見交換会というのを急遽開かせていただきました。その中の中身に、また資料等々ありますのでお渡しさせていただいても結構でありますけれども、実を言いますと、海南病院さんのうたい文句は、一次救急から三次救急までという幅広いうたい文句でやってきたと。しかし、これがひよっとすると間違い——間違いというのか、適切ではないのではないかということをおっしゃられました。それはどうしてかといいますと、二次救急の10倍以上の数の一次救急の方がお見えになる。それによって、本来三次救急、ERも充実させていただいておるんですけども、そちらにかかる医者の方がすべてそちらに投入しなければならないような状況になっている。これはひよっとしたら違うのではないのかということ、海南病院としては二次救急を充実したい、こんな考え方をおっしゃってみました。

そして、今現在、4月1日から尾陽病院は救急体制を中止しております。そういう関係上で、海部南部、特に飛島村さんのほうに相当患者搬入に対して影響があるという実態報告も実はございました。幸いにも、今、うちの担当が申し上げましたとおり、蟹江町にはマイナス24名、データではそうなっておりますけれども、苦情をいただいたというのは余りありません。それで、ベッドのほうも稼働率が97%から98%で年間推移をしている状況でありまして、550床という限られた中で、今現在はちょっと余裕がある状況であると。ただし、これも、食中毒の時期等々になってきますと、6月からまた上がる傾向にあるのではないのかという説明も受けました。

そんな中で、市町村は、じゃ何をすべきかということで、今現在検討させていただいているのは、これを説明して終わりたいと思いますが、いわゆる休日診療、海部地区休日診療所組合というのを蟹江町、海部郡でつくっております。津島にも津島休日診療所組合、これもございます。このあり方を再度見直したらどうだ。津島は津島、海部地区は海部地区でなく、合同で考え方ができないのか。医師会の問題等々ございますので、これは今現在調整させていただく会議を1回目開かさせていただき、また、休日診療所組合に出てみえる議員の方にもご説明をさせていただける機会が近々あるというふうに思っております。

それともう一つ、外科の在宅医、これを含めて休日診療組合の中で夜間救急ができないかということも含めて提案をさせていただいております。そのことによって、一次救急が少しでもこちらのほうに集中して、本来二次救急の中心的存在である津島病院、海南病院に、少しでも負担を少なくするという、そういう試みはできないかと、こういうことを町村会長として提案させていただき、今現在、1回目の会議を終わり、2回目がまた近々開かれるようなことを聞いておりますので、何とぞご理解をいただきたいということと、町村もこのことについて目をつぶって見ているわけではございませんので、今、こういう状況が進んでおるといふことだけをご説明させていただきました。

以上です。

○議長 奥田信宏君

以上で、中村英子君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「新給食センターの建設予定地について」を許可いたします。

○8番 中村英子君

それでは、2問目について質問させていただきたいと思います。

今議会、この6月の定例会ですけれども、5日の全員協議会の席上で、新給食センター建設事業の全体像が示されたと思います。それによりますと、建設予定地は地盤が大変に弱くて、建物本体の建設費が随分高いものにつくということがわかりました。幾らぐらい余分にかかるのかと申し上げますと、アバウトな数字ですので大体ですけれども、1億数千万円が、その場所につくことによって余分にかかるというお話であります。建設コストが高くなってしまいうことは、ゼロメートル地帯の宿命かもしれませんが、同じ町内でも地盤のかたさには多少の差があるように思います。町内でも北のほうは比較的かたいとまでは言えないかもしれませんが、北のほうは北のほうの事情もあるんだと思いますけれども、今回、給食センターを予定しております南河川グラウンドの三角地は最も地盤がやわらかくて、それゆえ、最もコストが高くつく場所であったということでもあります。1億数千万円、一つの事業に余分に費用がかかるかかからないかということは、町の財政にとっては極めて重大なことでありますので、改めて、この予定地でこのまま建設を進めていいのかどうか、そういう点についてお考えがあるのかお伺いしたいと思うんですけれども、まず、町長初め担当者は、この場所で1億数千万円も余分にかかるということがわかった時点で、これはまずいな、もう一回、この事業について再検討なり何なりしてみななければいかんと。何とかこれを思惑どおりの予算内におさめるようなやり方を検討しようというような、そういうお考えがあったのかどうか、お伺いしたいと思います。

給食センターのような大きな建物は、自由にどの場所にでもつくれるというような、そんな話ではありませんので、限られた場所しかないということは私も理解しておりますけれども、こんなに高い建設費が要るのでありましたら、例えば現在の給食センターの場所で建てかえをしたら、その費用は一体どれぐらいになるのか。今使っている給食センターを新たに建て直すということでもありますので、建設中の給食をどうするのかという大変難しい問題もありますけれども、その難しい問題にかかる費用が予定地の三角地で余分にかかる建設費より高いのか、そうでないのか。そういうような検討も必要ではないかと思うんです。

そしてあわせて、現給食センターの隣にあります児童館、この移転も考えてみてはどうかということです。この児童館も近鉄線の南にあるということで、建設当時から余り位置がよくない、子供たちにとっては近鉄線の北側にあったほうが良いという議論もありました。当時、児童館もたまたまそこに町有地があったということで、そこに当てはめてつくったわけです。給食センターの駐車場などが手狭になって不便だという見方も意見もありましたけれ

ども、何しろ財政難で、土地を買ってまでもそういう建物をつくることができないということで、その場にはめ込みました。こういう建設の仕方というのは蟹江町ではよく見られます。産業文化会館もそうでした。あそこにつくって、駐車場はどうするんだという意見もありましたけれども、あそこに町有地があるので、土地はあるのであそこにつくろうと行って、あそこに当てはめました。幸いにして、その隣が駐車場として大きく利用できるようになりましたので利用価値も上がったと思いますけれども、ない当時は大変不評を買ったということもございました。蟹江町のやり方というのが大体そういうやり方で、ここがあいているからここへつくろう、あっちがあいているからあそこにつくろうというようなことで、全体的な施設の計画あるいはまた長期的な財政計画というものはほとんど見られないような物事のやり方がやられてきたのではないかと思います。今度の給食センターにつきましても、同じような手法だなという印象は免れません。

そこで私は、現給食センターのことも申し上げたんですけれども、ここには、これまで狭いながらも給食を提供してきた場所でありまして、児童館が移転するというようなことまで含めて考えれば、この土地でやれるということも考えるべきではないか、また、考えるに当たっては具体的な積算数値、そういうものを出していただいて、どちらがどういうふうなんだと。こっちに建てた場合はこういうメリットがあるよ、こっちに建てた場合はこういうデメリットがあるよと、そういった比較検討が幸いにしてできる条件が整っているように思うんですね。ですから、少なくとも、そういう2施設の比較検討、そういうものをしていただきたいと思いますけれども、どのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

そしてまた、食育に関して言えば、私は、過去に給食センターに付属農園をつくって、子供たちも、また団塊の世代の方々も農業に参加して、ともに収穫を喜び、みんなが収穫したものを料理してみんなで食べると、こんなことができれば最高の食育になるのではないかとということでご意見を申し上げました。

その点では、予定地のほうが、それができる可能性というものを持っているのもわかりません。いや、よその人の土地ですから、周りに何もなくて田んぼばかりあるので、それができるなんていうことを簡単に言う気はありませんけれども、可能性としてはそれがあられるのかもしれないけれども、設計図を見せていただく限り、新しい給食センターの中に子供たちが料理できる子供用キッチンというものは用意されておりません。食育のコンセプトについても、大変に中途半端なものだなというふうに私は考えております。

今申し上げましたように、給食の事情、建設の条件というものも昔とは随分違うかもしれませんが、そこまでの調査や精査、事業費に係ることを精査して、そして議会に提案していただくと。そのことをすることによって、おのずから納得のいく結論が導き出されてくると思うんです。町長部局は「そんな丁寧なことまでせんでもいいわ」と。「もう決まったことだで」、言われてもそれまでですけれども、余分に費用がかかるということは、本当

に1億、2億というお金は重要でありますので、しっかりとここでもう一度検討していただくという姿勢を示していただきたいと思います。

町長は、行革、行革と言いまして、町民に対して本当にささいな金額のカットをしたり、新たに使用料の負担をさせたり、予算不足ということを理由に必要な工事や修理を行わず、また、弱者対策もおこなっているような現実があります。一生懸命行革ということをおっしゃるわけです。そんな現実がある一方で、給食センター事業のこれまでの経過を見てみますと、どうも事業費に対する厳しさというものが感じられません。「1億、2億余分にかかってもお金はあるんだからいいんだよ」と。小さくてもキラリと光って、お金も光って持っているのかもしれませんが、大変いいんだよというような印象を与えられております。この事業費の組み方、そして当初の思惑の金額、そのような背景が非常にあいまいでして、このようなあり方は、行革、行革を主張いたします町長の行革精神に反しているのではないかと、また、これは建物を建てるということは聖域であって、幾らかかたって構わぬわというような考え方に基づいて行っているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

ただいまのご質問につきまして、私のほうからお答え申し上げます。的確なお答えができるかどうかわかりませんが、精いっぱいお答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、質問の中で、この事業の再検討といえますか、そういうことを考えたのかと、そんなようなことがまずあったかと思えます。まず、私どもの考えとしましては、今回の新給食センターの調理能力、そういうことからしますと、学校の給食衛生の管理基準、それに準拠した調理場ということもありますし、延べ床面積ですとか、そういうことに関しましても、ほかの市町村と比較しても平均的な値かなと、そんなふうにも考えております。

ご指摘ありました、今回の給食センターの建設ですが、給食センターとしての私どもの基本的な条件といえますか、そういうものに加えて、特に環境面に配慮した給食センターで今回はいきたいんだと、そういうこと等を基本に今回の給食センターは考えておりました。おっしゃられますように、建設予定地の地質的な立地条件、そういうものによる経費の増が確かにございましたし、昨今の鋼材の値上がり等もございますけれども、所々もろもろのものを精査いたしまして、その結果が今回皆様方にお示し申し上げました金額となったものでございます。これは、先日の協議会のほうでも、私どもの考えを申し上げましたが、今後も見直すべきところは見直して、まだまだ金額が精査できるものについては、そうやって行っていきたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解していただけたらと思っております。

あと、建てかえをしたらどれぐらいになるのかなと、そんなようなご質問もあったかと思えます。これは、18年9月以前だったと思えますが、議会のほうで特別委員会も設けてやっ

ていただきました。その折にも、私どものほうから、正確な数字ではないかとは思いますが、大体、実際に現状の建物を改修するとどのぐらいかかると、また、建物の増改築や何かした場合はどのぐらいかかるだろうということで、概算的な数字を申し上げているかと思えます。そのときの数字は、例えば現状の施設の改修をしていこうということになると、一番はそこで改修するわけですから、給食がそこでできなくなるということで、外部からの給食をとということになりますので、仮にそういう形でやるにしても、現状の設備改修をやろうとすれば恐らく6億円ぐらいはかかるだろうねという、そういう積算をした、6億です。

(「何が6億」の声あり)

現状の、今の給食センターの施設改修、その場で行う場合です。

(発言する声あり)

そうです。それから、増改築です。例えば、そのときは児童館すべてということではなかったかと思えますが、児童館の庭ですとか、その辺が当然影響してくるかとは思いますが、現在の給食センターを生かしながら何とか増改築をしていこうと思えば、そのときの金額で恐らく9億円ぐらいはかかるのかなということで考えておりました。

いずれにしても、増改築をやるにしても狭いところでやっていくわけですから、投資的な効果がないということもありましょうし、私どもが考えていますコンセプトといいますか、今回の新しい給食センターをつくっていくに当たっては、その場ではなかなか困難であるかなと、そういうふう考えたわけでございます。そういうことが以前あったかと思えます。

それから、先ほど児童館の移転をという、そういうこともありました。私ども担当課のほうとしましては、当然児童館が先にどこかへ移転をという、そういう計画があれば、児童館の跡地も入れて何とかできるものならやっっていこうという、そういう考え方になったかもしれません。ただ、その時点では児童館の移設についてどこへという明確なものが出ていないということもあって、それなら、今現在、実際建てる場所としてはどこが適切であろうかということでいろいろ場所を選定した結果、最終的には現在予定地としております河川南グラウンド、そちらの三角地のほうで建てたらどうかということになってきたわけでございます。

あと、給食センターにつきましては、実は前までは民間の活力をとということもあって、PFIの手法でもってやっっていこうという、そういうことで、去年9月まではそういう格好で動いていたかと思えます。これは議員の皆様もご存じだと思います。ただ、去年9月の時点で、私どもは協議会の席で、ちょうど夏の時期でございましたでしょうか、台風が来て非常に現給食センターが物すごい雨漏りがしました。漏電もそこで働いたということもあって、私どもが考えている以上に老朽化が進んでいるなというところもあって、なるべく早くやったほうがいいだろうと。PFIでやりますと、結果的には22年9月しか完成がしないということもあったわけでございますので、それをそこまで本当にもつだらうかという、そういうとこ

るもあって、何とか早くやろうということで、結果的には公設でやっていこうということで皆様にお諮りもいたしております。ですから、今現在、どこかの場所へ候補地の移転をということもありますが、そういう時間的な、現の給食センターがもつかもたないかというところもありますので、私どもとしましては、このままの状態候補地として進めていきたいと、そんなふうに考えています。

あと、食育の関係の話があったと思います。議員がおっしゃられるように、収穫して給食センターでもって料理をしようと、そういうことですが、今考えている給食センターの2階で、実は栄養指導教室という、そういうところを考えておまして、収穫をする場所というのは、これから周りの土地をお持ちの方と相談させていただいて、もしそういうことができるのであればそういうことを考えておりますし、もしできるのであれば、そうやって栄養指導教室、そういうところでもって子供たちを呼んで料理するということは当然可能でありますし、子供ばかりではなくて、一般の方でもそれは可能であるかなと、そんなふうに思っています。

答弁が漏れているかもしれませんが、以上でございます。

○町長 横江淳一君

中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、担当がるるお話をさせていただきました。結果的に2億円近い金額がオーバーしてしまった、大変ずさんではないかという手厳しいご指摘をいただいておりますのも事実でございます。

この計画につきましては、先般全員協議会でお話をさせていただきました。そして、実を言いますと、私が町長に就任させていただいた平成17年に、蟹江町のすべての施設を総点検させていただきました。行政改革の一環として、これから減らすものは徹底的に減らし、ただし、足すものも徹底的に足すのが私の行政改革だということは、るる会議の場所、議会の場所、協議会の場所でお話をさせていただいております。

そんな中で、給食センターにつきましては、あと二、三年、何とかもつであろうという感覚の中で最小限の歳出に抑えようという考え方で、PFI事業ということで皆様方にも提案させていただきました。議員の皆様方にも特別委員会をつくっていただき、PFIに対していろいろな理解を示していただけるような勉強会もやっていただいていたのも事実でございます。そんな中で、1年8カ月にわたり給食センターのいろいろな調査をさせていただいた中で、いろいろな手法がございましたが、先ほど来担当が申し上げましたとおり、昨年9月の台風で思った以上に老朽化が激しく、漏電、衛生的な問題、停電、漏水、これも含めて急を要する状況になってまいりました。そして、議会の皆様方にご理解をいただき、何とか蟹江町の給食センターを早期に完成したい、そういう中でPFIを断念し、公設公営、一部民営化という方法でかじを切らせていただきました。苦渋の選択であったということも発表させていただき、ある一部の議員さんからは最小限でとにかくつくればいいのか

と、こんなご指摘もいただいたのも事実であります。しかし、いろいろな皆様方の意見の中で、これからの蟹江町の食育、安心・安全な食を調理して蟹江の子供たちに食べさせたいという皆様方の熱い熱意、そして考え方を一つにさせていただき、最小限の見積もりをさせていただいたのも事実であります。これが甘かったであったと言われればそれまでであります。若干資材の高騰等々もありまして、私が思った以上に金額が伸びてしまいました。これにつきましては大変申しわけない、私の責任であります。

ただし、今現在、これからつくる給食センターについては、今、中村議員ご指摘ありましたように、2階に食育ができるような、そういう調理室も兼ね備えてございます。そして、地域の皆さんと一緒にこれからの食育を考えようという、そういう場も教育部局としても考えている次第であります。そしてまた、100%エコのイメージをつけて、とにかくオール電化、そして一部ガスの使用も考えましたが、ランニングコスト等々、施設のこと考えますと、プレゼンテーションをいただいたところからはほとんどがオール電化の提案でございました。そして、今現在世の中で提唱されております温暖化、CO₂の削減も含めると、地方自治体が範を見せるというのも、これも必要であったのかと、このことがコンセプトになっておりまして、オール電化20キロワットの太陽光発電の設置、風力発電、もう一つはバイオディーゼル、これは天ぷら油をすべて100%搬送用のトラックに使うというBDF事業にも着手させていただいております。そんな中で、これからの安心・安全な給食センターを蟹江町が独自でつくり、そしてほかの地域からも、もしもこれが範になれば、CO₂の削減の一環にもなるのではないかと、こんなことの方が一つあったわけであります。

そんな中で、確かに金額的には若干、これは若干と言っても1億以上の持ち出しがありました。地盤の軟弱な土地をどうして選んだんだというご指摘もございましたが、このことにつきましては都市計画の緑地の問題もございましたし、これも皆様方に先般お示しさせていただいたと思っております。そんな中で、今現在あるところを改修もしくは改築、これをやると6億から9億の試算が出ているのも皆様方にご提案させていただいたということもございます。そして、今の児童館も確かに老朽化はしておりますが、皆様方、PTAの皆様そして学童保育の皆様方から要望をいただいております学童の自主運営の基金にしたらどうだという意見もありますので、これが実現できればいいのかなと。そして、もう一つ児童館については、近鉄の駅の北側、ここに何とか町の土地が、今回求めることが南保育所の隣接地がございますので、そこで保育所と児童館の併設を今考えております。そんな中で、今現在ある建物をできるだけ利用したいというのが基本的な考え方です。そして、今ある土地はそのまま緑地帯、公園にして、今後東郊線の拡幅等々の問題がございますので、そちらに充てたいな、こんな長期ビジョンを持っておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そして、確かに行革、行革で、削るものは思い切り削っていかなければなりません。しか

しながら、食の安全を全うする、これには私は過剰なカットは蟹江町にとってはマイナスの部分に来すのではないのかな。ゆっくり説明していただければ町民の皆様方にもおわかりいただけますし、20年、30年後の蟹江町を考えたときに、これからの償還、起債、これも含めまして、しっかり精査させていただき、今後設計のプレゼンテーションをいただいた設計者と、そして建築はまだ入札をしておりませんが、皆様方に本日お示しさせていただいております、本議会で提案させていただいております補正予算を可決いただき、そして皆様方と一緒に少しでもコストダウンができるような、こんな相談をさせていただきたい。ただし、コンセプトだけは、できるだけ曲げずに、オール電化、エコ100%の給食センターをつくっていききたいな、こんなことを思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○8番 中村英子君

質問と答弁とちょっと食い違っているんですけども、私は、この事業そのものの事業計画、事業費の出し方そのものに、最初から少し問題があるのではないかというふうに思っているわけなんです。最初に出した事業費を必ずしも守らなければいけないとか、それでやらなければいけないというふうな考えは持っておりませんが、町の財政を預かる者としては、一方に行革ということもあるわけですから、事業費の算定の仕方、これについてはきちんとやらなければいけない、やるべきであるということ、まず一つ問題として申し上げているつもりなんです。

そこで、町長、今、答弁いたしましたけれども、ここで、予定地で建てなければいけないというような強力な事情というのは伝わってきません、今のご答弁では。最初に事業計画があいまいなために、そこでやることを既に設定しちゃったので、そのままそこで引き続きやりますよというような印象にしか、とらえられないんですよね。それは、どうしてかということ、事業費というものの最初の設定が余りにもアバウトであったのではないかな、根拠がなかったのではないかなと。2億円ふえた理由はこういうことだったんですね。4点ほど、2億円がふえた理由を言われました。つまり、今最初から申し上げているように、建てるころの地質、地盤が悪いと。そのため基礎工事費がふえました。2点目ですけども、合併浄化槽が必要なことを忘れていました。3点目ですけども、土地の形状から盛り土や外構工事が必要だとわかった。オール電化工事費用が、ワット数をふやして費用がふえたと。これで2億円ふえましたよと、こういう説明なんですよね。このやり方というのは余りにも大ざっぱ過ぎるやり方ではないですか。それを私、問題にまずしたいと思うんですよ。お金に厳しい、予算に厳しいとなるなら、これぐらいのことは全く初歩的なことじゃないでしょうか。

私、これ言わずにおこうと思ったんですけども、答弁が答弁ですので言わせてもらうことになったんですが、初歩的なことで「2億円ふえました。議会さんお願いします」と。最初の積算、町長は10億円ぐらいでやりたいという思惑があったという話でしたけれども、だ

から、最初の10億円の思惑というのも、一体根拠はどこにあるのかというふうに思うわけですよ。もう少し厳しく事業費の設定、事業に対する取り組み、それが必要ではないかということをお私に指摘したいんです。

そこで、少なくとも2つの施設、2つの場所で比較検討する、それによって事業費の削減が図られるとするならば、町長がこういう給食センターにしたいという要望も入れながら、その目的がそこで達成されるとするなら、それがまた一つの方法でありますし、そうではなくて、三角地のほうがこれこれこういうことで2億も余分にかかってもいいんだよという納得の材料、それを示して初めて物事というのは成立していくのではないかなど、そういうふうに私は考えて質問させていただいているんです。少しこの事業に対するやり方、見方、ずさん、大ざっぱ過ぎたのではないのでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

再度ご答弁を申し上げたいと思います。

今回、給食センターを建設するに当たりまして、再三全員協議会でもって、建設予定地の説明は、実はさせていただいております。そのときに、緑地の確保も必要であります。あの緑地帯をつぶすことによって、そのほかの緑地が足らなくなります。そういう関係で県に緑地の申請をし、なおかつ、その南側にある、今、県の盛り土が置いてありますところの申請もオーケーし、今現在ある給食センターを更地にするによって、それをプラスできるんだという説明は、全員協議会で説明をさせていただいたと思っております。

それともう一つ、全員協議会の中でいろいろなご提案をさせていただいている中で、皆様方からいろいろな提案をいただきました。ある議員さんからは、太陽光発電が10キロワットだと。「10キロワットじゃなくて、何キロワットでも、幾らかかってもいいじゃないか。どうしてクリーンなイメージを出さないんだ。そんな中途半端な給食センターならつくらんじゃねえよ」、こんな強い意見も言われたのはご記憶にあると思います。それをとって、でも、我々は給食センターをつくるんであって、発電所をつくるわけじゃないんです。そういう答弁をさせていただいたのも記憶にございます。私は、決して過度な財政支出を強要しているわけではございません。しかしながら、今おっしゃいましたように、当初の計画が町長甘かったのではないか、冒頭の全員協議会の中で、そのことにつきましては結果的にそうなったことにつきましておわびしたわけでありませう。

ただし、今回は基本設計をつくって、そして、基本設計に当てはめて概算を出し、それでなおかつ設計者を決め、そして入札をするという方法ではなく、プロポーザル方式といって、すべてプレゼンテーションをしていただき、蟹江町が今思っているコンセプトと共通の設計者そして厨房社を見つけて随契で契約させていただいたという方法をとらせていただきました。このことにつきましては、確かに入札も契約の方法としてございます。しかしながら、随契も契約の方法としてあるわけです。そんな中で、我々は指名業者を選び、蟹江町が今考

えておる現場の職員、現場の栄養士、現場の調理師、現場の考え方が100%表現できるような、そういう給食センターをつくっていききたい。同じような間違いを決して犯してはなりません。過去に蟹江町は不幸な時代がございました。これは、私が議員をやっていたときであります。ただし、それが最終的には皆様方のフラッシュバックとして私も残っております。決してそういうつもりでやったわけではないんですが、最終的に資材の高騰、そして今、中村議員がご指摘になられましたような、冒頭からわかっていることを何で入れていかないんだ、おっしゃるとおりであります。しかしながら、我々といましては、数十カ所の給食センターを見、蟹江町が今思っていることとすべて兼ね合いをいたしました。しかし、たまたま今、蟹江町は流域下水道が完備していなかった。これも設計者とも相談したわけじゃございません。ですから、設計者と相談すればこんな結果はなかったかもわかりません。これについては大変申しわけなく思っております。

しかし、予算の中でPFI事業を断念し、そして蟹江町が最大限起債をして、いろいろな基金を取り崩して、これから蟹江町にとっての健全な財政運営ができるぎりぎりの段階が10億円であるという試算も出ささせていただき、担当に、できれば10億円以内につくってほしい、こんな思いをぶつけたわけではありますが、たまたまそういう結果になってしまいました。軟弱な地盤であるということはわかっておりました。ボーリングをして47メートルのところにしか支持基盤がない、23メートルのところにも支持基盤がありました。しかし、中学校の設計のときには23メートルでよかったから、ひよっとすると23メートルでいいのではないかという甘い考え方もあったのも事実であります。しかしながら、昨今の建築基準法が非常に厳しくなりました。それではだめだという結果も後で出てきて、大変申しわけなく思っているんですが、そればかりではありません。当初の見積もりも若干甘い部分があったかもわかりませんが、何とぞその分につきましては、皆様方のご意見を取り入れ、蟹江町に20年、30年、40年、自慢ができる、そして優秀な蟹江っ子を育てたい、食育の拠点である、こういうことでは十分であります。何とぞご理解をいただきたい。そのことよっての今回の決定である、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○8番 中村英子君

まず、伊藤次長にお伺いします。

今、三角グラウンドでやった場合に11億7,800万円、おおよそですね。これは決定の数値ではありませんので、おおよそそのぐらいかかるというふうに言われました。それから、現給食センターで積算を、どれぐらいの積算をしたのかどうかわかりませんが、これも大まかな数字かもわかりませんが、約9億ではないかというようなお話がありました。それでは、この差額分を歳出しながらもあえてつくるといふことのメリットをきちんと言っていたらいいと思っております。まず一つです。

次は、平成18年11月1日から平成18年12月15日に、地質調査というものを行っていたと思

います。文書がここに出ておりますので、地質調査が行われておりました。このとき既に支持層、つまりこの土地では40何メートル深くくいをやらないといけないよという結果が、18年暮れに調査結果として出ていたんじゃないんですか。調査結果が出ております。だから、私は、全体計画の中で皆さん方のやり方はまずいと。確かにPFIで一生懸命、町のためにどういうやり方がいいんだろうということで、担当者も長いこと研究したり勉強したりしていたことは私もわかっております。しかし、18年度ときには地質調査が出ておりましたので、雨漏りがするだとか、思ったより早くやらなければいけないだとか、いわゆる駆け込み的にこれをやらなければいけないという状況がつけられたとするなら、そのつけられた原因というのは皆さんの仕事のやり方にあったのではないのでしょうかと私は申し上げたいわけです。

ですから、町長は、少しでもこれからも安くということ全員協議会のほうでおっしゃっておりますので、建設費用などに対しましても定価でそのままオーケーするというようなことではなくて、でき得る限り歳出を削るという面から、その努力というものが、結果が見えるようにしていただきたい。そのことを要望して終わります。伊藤次長だけは答弁をお願いしたいと思います。

○議長 奥田信宏君

答弁の前にですが、改修と増築で9億ということで、新築の9億とは違うような、全然違っているような答弁のほうをしていると思いますが、そこら辺も含めて答弁をしてください。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

先ほどお答え申し上げましたように、18年9月の当時、特別委員会のほうに申し上げたのは、現状の施設の改修、増改築をしたような場合がこのぐらい実際お金がかかるんだという話をさせていただいて、結果的に、そのときはPFI事業で進めていくんだという、そういう方向でそのときは行っていたわけですので、こういう現状のお金がこれだけかかるんだという、そういうお話をしたときには、そこでそのぐらい、そういうことであれば新しくPFIに進んだらどうだという、そういう結論にさせていただいたと思うんです。ですから、私もそういうことで、PFIを進めましょうということでいろいろなところへ視察にも行かさせていただきましたし、PFIの問題点もいろいろありましたけれども、PFIを進めましょうという、そういう格好でいっていたわけです。ところが、先ほども申し上げましたように、去年7月から9月にかけての台風が来たときに、本当にひどい雨漏りが生じて、何とか応急的な措置はしたものの、これが本当に3年間もつかという、それは難しいだろうという、そういうこともあって、ここは早急にやらざるを得んねということで今回の形になってきました。

お金のほじき方につきましては、これは全員協議会でお話ししましたとおり、私どもの積算が非常に甘かったということで、これは頭を下げるよりいたし方ありませんが、前にもご

説明申し上げましたように、PFI事業が断念されて、私どものほうで公設のほうでやっていきたいと思いますというふうになって、去年12月のときに補正予算でもって、設計の額を繰越明許で示させていただきました。その額が1,830万のお金だったと思います。ただ、設計額をはじくに当たって、私どもが独自で近隣市町村ですとか、そういうところのもろもろの数字を拾って、このぐらいであれば何とかいけるんだらうということで示した金額が、そのときの9億5,600万という数字でございましたけれども、ただ、それがそのときに設計額を示すのために、そうやって数字を私どもが独自ではじいたということで、それが結果的には甘い数字だったということで今回非常に迷惑をかけているわけですが、それ以降、先ほど町長が申しましたように、今回の設計についてはプロポーザル方式で、まずは業者を決め、その業者に設計をお願いするという、そういう形をとりましたものですから、結果、その業者さんから出てきた数字が今回の数字になってきたということでございますので、その辺はご理解していただければと思います。

○議長 奥田信宏君

地質調査の結果をどういうふうに生かしたかを聞いているんです。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

地質調査は、確かに18年12月に結果は出ております。その辺も当然、実はプロポーザルで業者さんを選ばせていただいたときには、各業者さんにも地質調査の結果等もお知らせしておるんですが、私どもがはじいたときの数字にはそれが生かされていなかったという、そういうことでございます。ですから、その辺については十分私どもは反省しておりますし、数字の積算については甘かったという、そういう認識をしておりますので、ご理解していただきますようお願いいたします。

○議長 奥田信宏君

以上で、中村英子君の質問を終わります。

ちょっと早いようですが、暫時休憩して、午後1時から再開いたします。

(午前11時47分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 奥田信宏君

それでは、質問4番 小原喜一郎君の1問目「ニツセン跡地開発について」を許可いたします。

なお、小原喜一郎君からパネルの使用の申し出がありましたので、これも許可をいたします。

小原喜一郎君、質問席へお着きください。

○7番 小原喜一郎君

議席番号7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

私は「ニツセン跡地開発について」ということで伺うわけでございますが、この問題については、これで4回目になるのでしょうか。なぜこだわってこのことについて質問するのかということについて、最初にその意義について申し上げたいと思うんです。それとあわせて、私の質問に対する答弁なんですけれども、部長ですか、答弁者は。

(「はい」の声あり)

部長のようでございますけれども、この件につきましては、いわばまちづくりの行政の根幹にかかわる問題でございます。我が町蟹江町は、わずか地域面積11平方キロ、この中に3万6,000人以上の方々が生きていらっしゃいます。しかも、圧倒的に勤労者が多い、いわば名古屋市ベッドタウンという性格を持つ町だと考えます。これは、高阪議員も触れられましたけれども、そういう性格を持った町だと従来から私は位置づけておるわけでございます。したがって、行政としては、住環境を守るということを最も重視しなければならない、このように思うんです。

私は、前に自立したまちづくり、これを目指して、福祉と観光のまち蟹江を目指せと提起いたしました。それは、そのような性格を持つ町であるからであります。もう一つは、地域経済を守り、バランスのとれた発展を目指すということでございます。来年は——10カ月後と言ったほうがいいですか。10カ月後は町長選挙でございます。したがって、町長が答弁するのが最もふさわしいのではないかと、このことだけは最初に申し述べさせていただきたいと思っております。

さて、それで冒頭に言いました、なぜ再三再四この質問をするかということについてでございますが、日本共産党の吉井英勝衆議院議員は、長崎でイオンがこういう問題で進出した例があって、大きな住民運動になったんですけれども、その現地調査を踏まえまして、07年10月24日の衆議院の経済産業委員会で、本件についての同様の問題を取り上げまして質問いたしました。そこで、甘利明経済産業大臣は「地元自治体の同意がなければできない話ですから、許可はおりない」と、こう答弁をされたんですね。ですから、地元の市町村の意見というのは本件では極めて大事と。このことがあるから、再三再四、あなた方の本件に対する姿勢を伺っておきたいわけでありまして。

2つ目は、開発会社インベストバンク社は、私の説明会での質問に対して、県から勧告が出されれば誠実に守ると言いました。ですから、ぜひ勧告を引き出す上では、地元蟹江町のものに対する意見というのは極めて重要だと思うからであります。

3つ目には、12月定例議会で河瀬産業建設部長は、私のこの種の質問に対して、「工場のストップをかければ損害賠償請求をされるケースがある」という答弁があったわけでありまして、工事はすべて業者の判断で一方向的に進められてきたものであります。したがっ

て、損害賠償請求権など存在するはずはないと考えるからであります。もっとも、町がこのようなやり方を容認してどんどん進めてもいいという指導をしてきたとなれば、これは、話は別になります。その点で、後から質問いたします内容を確認しておく必要があるということで、この立場で何遍か同じことを繰り返し質問をするということに相なっているわけであり、ぜひその辺を、まず冒頭に認識しておいていただきたいと思うのであります。

さて、それで質問に入るわけでありませうけれども、本件の問題点は、大規模小売店舗立地法、以下立地法と言いますけれども、第5条1項による届け出をしないまま建築確認申請の許可がおりたからといって、それをよしとして、住民の意見を何一つ聞くこともなくどんどん工事を進めてきたということ、これが大きな問題点でございます。

昨年11月26日の工事説明会では、立地法第5条に「届けの日から8月を経過した後でなければ大規模店舗の新設をしてはならない」とあるが、現状は、届け出をしていない状況の中で工事を進めているのは法令違反ではないか、こういう私の質問に対して、インベストバンク社は、「現在関係官庁と協議中であり——その件についてですよ。届け出は12月末か1月を予定している」、実際には3月25日に提出されたんですけれども、「工事と並行しながら進めていきたい」、つまり、どんどん工事を進めますと。一方で、関係官庁と協議を進めながら進めていきますという言い回しは、関係官庁の容認を得ながらどんどん工事を進めているんですよ、こういうことを言いたいわけです。住民の皆さんは、さもそうであるかのように描いているということをお話しなければなりません。ですから、ここにインベストバンク社の偽りといいますか、強引なところがあるのではないかと私は判断するわけでありませうけれども、後で伺いますけれども、ここに大きな問題点があると言わなければなりません。

もう一つの問題点は、建築基準法が変わる直前に、いわば駆け込みで確認申請を出して、近隣がほとんど住宅地であるということにもかかわらず、工業地域の建ぺい率をいっぱい使って、70%弱ですけれども、緑地帯もそんなになく、無理な建築をしていることだと思うわけでありませうけれども、いかがでしょうか。

3つ目の問題点でありますけれども、東側の道路は使えないために、出入り口は東郊線、これはちょっと見てもらったほうがいいですね。

○議長 奥田信宏君

それでは見えない。

○7番 小原喜一郎君

わかりますか。小さくてわかりませんか。いや、外郭だけわかってほしいんです。こちらが東郊線ですね。こちらが北側です。南側です。大体わかっていたかというふうにするんですけれども、この東郊線一つだけ、こちらは閉鎖になっているんですね。ですから、いいですか、産業建設部長、そういうことですよ。ですから、出入り口はこちら、東郊線一つだけ、こういうふうになっています。ところが、届け出には、最近ちょっとこのところ

に、この矢印は従来こっちだけでしたけれども、こっちにも入れました。ですから、こっちに出る可能性というのは、ここには書いてないのでわかりませんが、出ていく可能性がなきにしてもあらずですね、こういうふうに書きましたので。出てきた車、おりてきた車の通路についてこういうふうに矢印をしましたのでね。この辺が確認しないとわかりませんが、こっちに出る可能性もあるということです。だとすると、ここから5丁目の交差点まで100メートルちょっとぐらいしかありません。ここでの渋滞が当然起きる可能性があります。もちろん5丁目を中心にした全体が交通渋滞を起こすことは間違いないわけで、この問題でそのことを明快に解決しないまま進められているということです。

4つ目でございますが、この間の開発業者の住民に対する姿勢は、「関係官庁と協議しながら工事を進めるんだ。私たちが工事を進めているのは、いわば許可を得て、容認を得て進めているんですよ」と、こういうポーズを示して、どんどんと工事を進めてきたわけですが、まさに、いかにも町や県の了承を得て住民の意見を聞かずに工事をどんどん進めているという、この装いですね。この装いをあなた方がどう解釈、理解しておるかということです。住民の側とあなた方のほうが二面的な姿勢を使っているのか、それとも、そうじゃなく、事実容認している現状、状況があるのかです。ここのところは、ここで突き合わせてみないとわからない、そういう問題をはらんでいるということでもあります。

そこで、何うわけでありますけれども、まず1番目に、町はこの間、業者のこのような姿勢、ただいま申し上げた姿勢ですが、これを、つまり立地法に基づく届けをしないまま工事をどんどん進めていくということです。しかも、住民の意見も聞かずにどんどん進めているということ、このことについて協議の中で事実上認めてきたのか、容認してきたのかということです。ぜひお聞かせいただきたいと思うんです。

2つ目は、町はこの工事の進め方についての認識、まあ同じようなものですが、しかし、認識上、だからどうだという問題もあるというふうに思うので、具体的にこの際聞かせてほしいと思うんです。この工事の進め方についての認識ですね。私ども住民の側からすれば、けしからぬじゃないかと。建築確認申請がおりたって、大店法の届けをしないままやるなんていうことはけしからぬじゃないかという気持ちを持っているわけであります。しかも私は、大店法の、ここに議事録があるわけですが、どういうふうに言っているかという、そのまま書いてあります、この議事録は。「現在、関係官庁と協議中であり、届け出はことし12月末から1月を予定している。工事と並行しながら進めていきたい。県による勧告があった場合は、その勧告内容に従う」と答弁をしているんですね。これは間違いないことです、議事録でありますから。そういう点で、いかにも関係官庁と緊密な連絡、協議をやりながら、この工事は進めているんだという印象を住民には与えています。そのやり方、認識です。例えば建築基準法、今の現行法からするとやむを得ないだとか、あるいは、いや、そうじゃないけれども、私どもの意向に反してどんどん進んでいるだとか、いろいろあるで

しょう。聞かせていただきたいと思うのであります。

それから、もう一つは、この開発によって周辺の環境がどのように変化するか理解しているかということではありますが、これは、つまり先ほど最初に申し上げましたように、蟹江町は住民の生活圏を重点とした、いわば名古屋のベッドタウンの町、住環境を非常に大事にしなければならない性格を持っている町と、このように思うわけでありますので、その辺をとくと聞いておきたいと思うものでございます。

それから、今までに蟹江町が、その協議の中で具体的に指導や指摘をしてきたことがあれば、この際聞かせていただきたいと思うものであります。

次に、質問の大きな2番目になるかと思うんですが、第8条1項による愛知県の町に対する意見聴取です。ですから、県の8条1項に基づく意見聴取というのは、これは立地法で義務付けられている事項でございますので、当然おありになるだろうと思うんです。先ほど高阪議員の質問に対して、もう一度繰り返し、できればそれを含む全体のこれからの日程をこの際聞かせていただくとありがたいんですけども、とりあえず7月3日でしたか、予定されている催しは、8条第1項に基づく催しなのか、その事前の協議なのか、その辺の性格を聞かせていただきたいなと思います。

それで、立地法のフローチャートによりますと、先ほど部長が答弁しましたように、8月18日までの間に県がそういうことをやって、あわせて住民もそれまでの間に意見をどんどん上げるということになっているわけであります。

そういう事で、実は3番目になるわけでありますが、町が意見書を県に提出するというのは、県がおやりになる義務づけの問題とは違った性格の問題として、住民の皆さんが意見を上げるのとあわせて、ここでは団体も個人も意見を上げることができるようになっているわけですので、蟹江町として独自の意見書を上げる用意があるということについて、3月議会では、町長は上げると明言されましたので、その内容をできれば伺いたいなというふうに思うわけであります。

それで、この意見書の内容について具体的に何うことになるわけでありますけれども、まず、本町5丁目の交差点についてです。

届出書の中での交通量調査、この中で飽和度1を超えているところがあります。そういう状況であるわけで、少なくともこういう状況が解消される方向でないと、開店、オープンよろしい、そういう環境が整ったというふうにはならないと思うんですよね。それで、このことについてどういう意見を県に上げのご予定でございますか、承りたいのであります。

それから、もう一つは店舗の南側約半分の部分です。これは、あれもありますけれども、これの南がここです、かぎの手になっています。ここは民家からここまで2.5メートルであるということですよ。ここには電気室がくっついております。これは、建屋に同じぐらいになっているわけですけども、この騒音もあります。それから、ここは車が上っていく

騒音もあります、排気ガスがあります。それからこの2.5メートルという圧迫感があります。4階まで建つわけですから、この問題についてどのようなご意見をお上げになるのかです。私は、業者側の届け出書の中では、これらの3つの公害要素についてはクリアするんだと、こう言っておるようですけども、絶対にクリアするなんていうことは断言できない事態があるだろうと思うんです。それで、その点について少なくとも環境を守る行政体の立場から、どんな意見を上げていただけるのかなというふうに思うわけでありませう。

それから、3つ目でございますけれども、営業時間です。営業時間は11時30分としておるようですけども、弥富のイオンタウンも当初11時30分ということだったそうです、お約束は。しかし、今は24時間営業ですよね。しかも、蟹江町と弥富のイオンタウンと違うのは、あそこの場合は、駐車場は平面でございますがかなり広い駐車場です。民家はその向こうにあるものですから、かなり離れています。蟹江の場合は事実上住宅地になっているところへ無理して建てるわけでございますので、すぐ隣接しているわけです。先ほど言うように2.5メートルなんていう状況もあるわけですから、こうした中で一昼夜営業ということになると、じゃ、車の乗りおりだけでも一昼夜乗りおりされたらどうにもならぬですよ。こういう状態があるわけですよ。それで、約束しておいて現状24時間やっているという、こういう事例があるわけでありませうので、これは縛る必要がある。住民の皆さんなり蟹江町と協定を結ぶようにしていただきたいと思うんですが、これについて意見を上げていただければな。あるいは、独自に交渉していただいて協定書を結んでいただくのも結構だと思うんですけども、いずれにしろ、どのようにお考えか承りたいと思うんです。

そこで私は、最後になりますけれども、この問題につきまして、本件につきましては、どう考えてみても交通渋滞を根底から解決することは難しいと思うんです。先ほど伊藤議員の質問の中にもありましたけれども、JR踏切の改良や、すぐ南には近鉄踏切もあるわけです。それから、本町5丁目交差点の改良が仮に終わったとしても、道路の幅員を全面的にずっと広くするなんていうのは、まだほど遠い話ですよ。そういう点からすると、細かな道路へどんどん車が逃げるというような問題も生まれて、交通渋滞はかなりひどいまま、ずっと続くのではないかと。

あわせて、最初に冒頭申し上げましたように、地域経済のバランスとのかかわりです。私は前に、3店舗、大きな店舗が来たときに具体的に申し上げたことがあるんですけども、必ずや富吉駅前の商店街、蟹江の旧本町商店街は、このことによって衰退するであろうと予言したことがあります。現在どうですか、富吉の商店街、蟹江の本町商店街。蟹江の本町商店街は高阪さんのところを入れて4軒しか残っていませんよ。いや、そうじゃないですか。そういう事態です。

私は、このことによって交通渋滞がずっと続くようになると、一方通行の通りも交通渋滞だとか東郊線まで踏まえると、この通りの商店街の衰退が考えられるのではないかとと思うの

であります。そういう点からすると、地域経済のバランスを確保し、地元の商工業の健全な発展を考える上でも、このことは重大だというふうに思います。私は、これは私の思いですので、町当局がもしそれに賛同していただければ本当にうれしい話ですけれども、総合的に判断すると、この事業は規模縮小かあるいは事業変更をしたほうがいいのではないかと思うんです。

それで、産業建設部長はこの前、企業の貢献度、固定資産税も7,000万円でしたか、入ってくるでしょうと。あるいは雇用も促進できると、こういうことを言われたですね。しかし、例えば事業変更してマンションを建てたとします。固定資産税は同じように入りますよ。じゃないですか。あるいはまた、商店がここへできたとなると、本社はどこですか。法人税は蟹江町に落ちますか。ところが、たくさんの人たちに住んでいただける、皆さん住民税を納めていただけるんじゃないですか。全然経済効果というのは変わってきますよ。そういうことがあると思うんですね。そういう点でいえば、事業変更していただいたって、蟹江町としての経済的効果というのは十分あるわけで、しかも環境を守っていくことができるということもあるわけでありますから、蟹江町の立場からすれば、本件については、これは本当に思い切って真剣に考えて、蟹江町の将来のことも考えて、地域経済のことも考えて、慎重に検討した意見を上げていただく必要があるんじゃないかと思うわけでありますけれども、ぜひ具体的に承りたいと思います。

以上でございます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは失礼いたします。小原議員よりニツセン跡地開発についてご質問いただきました。

まず、ニツセン跡地開発につきましては、議会を初め、大変いろいろとご心配をおかけしております。また、近接する住民の方々、工事の騒音、振動等、店舗開店後におけるいろいろな不安等々ございますと思います。大変ご心中は察し申し上げます。

まず、大きく骨子4点に分けて質問をいただきました。一つずつお答えしたいと思います。

まず、本件の問題点におきまして、蟹江ニュータウンの開発工事、これは当初計画から現在に至るまで、住民の意見も聞かず一方的な進め方をしてきておるのではないかと、町はそれに対してどのような考えを持っているかということでございます。

まず、工事の施工につきましては、建築の確認を受け着手する限り、これは適法でございます。

そこで、確認申請と大規模小売店舗立地法、これに基づく届け出の関係でございますが、現行では直接リンクはしておりません。確認申請をするに当たりまして、大店立地法の届け等の手続が完了していることを条件としておりませんので、建築することは可能となります。しかし、体系は別でございますが、あくまでも相互に関連性があり、できるだけ整合性を持たせて行おうのが望ましいと考えております。仮に十分な調整を行わないで建築基準法上の適

法な建築物が完成したとしましても、大店立地法での勧告や事業者名の公表などもこれは想定されておりますので、当然事業者側もリスクを負うことになると思います。

今回の計画におきましては、計画段階から現在に至るまで、当然町としてもいろいろ協議を進めてまいりました。ただ、設置者としてもできない部分がございます。交差点改良等は、これは町・県に責務がございますのでやることとなりますが、議会や県へ提出された付近住民皆さん方の住民要望、これについても設置者と協議を行ってまいりましたが、基本的には十分な説明が行われた、また、調整が行われたとは考えておりません。

それから、周辺の環境変化についての認識でございます。もちろん一番大きなポイントは、先ほどおっしゃったように、本町5丁目の交差点改良の渋滞の増大、それと、これに伴う周辺道路への影響などの交通問題でございます。それから、騒音、排気ガスなどの周辺環境の悪化、これは大きく問題になるだろうと。それから、開店後の治安上の問題等々いろいろございます。

次に、現在までの設置者への指導内容、指摘内容についてのお尋ねでございます。

初めに、先ほどから申し上げております本町5丁目の渋滞対策、これに関しましては、先ほども言っていますように、交差点改良の当事者、これは県と町でございますけれども、たび重なる協議を行いまして、現在改良を鋭意進めているのは既にご承知のことと思います。それで、設置者に対しましては、もともと自助努力できない部分がございますので、まず改良事業に全面的に協力させるとともに、設置者でできることとして、駐車場の分散確保、こういうことなどを要請、指導してきております。それから、その他交通問題といたしましては、生活道路への進入や交通事故の防止対策、この辺を要請、指導しております。

次に、環境問題に関しましては、騒音や排ガスについては大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針、これは経済産業省が出しておりますけれども、これをもとに指導してまいりました。騒音についての具体的内容、この内容につきましては関係法令を守ること、これは当然のことでございます。あとは関係住民と十分話し合い、相談を行いまして、住民の理解が得られるように対策を施すよう指導しております。

なお、大気汚染、排ガス、この件に関しましては、測定については大規模小売店舗立地法の届け出で必要とするものではありませんが、住民の理解や安心をより進めるためにも、開店前、開店後の大気汚染測定を行うように現在しております。

それから、骨子2番目の大店立地法に基づく町意見の聴取はあったかどうかでございます。

これは、先ほど議員おっしゃったように、大店立地法の第8条第1項、設置者が届け出をした場合につきましては、県は公告をするとともに、関係市町村へその旨を通知し、周辺環境の保持という観点から関係市町村の意見を聞くことを規定しております。この意見照会につきましては、公告通知とともに4月14日付で愛知県から届いております。

なお、意見書の提出期限は公告の縦覧期間中で、縦覧期間といたしましては、先ほど申し

上げましたように、4月18日から8月18日までの4カ月間となっております。なお、この意見書の最終提出期限は8月18日となります。

次に、質問骨子の3番目、町の意見書を県に提出する用意はあるかどうかとの質問でございます。

まず、結論から先に申し上げます。町として意見書を提出いたします。その理由としまして、昨年の計画段階から今回の大店立地法の届けに至るまで、住民説明や周辺環境保持に対する配慮が不十分であると判断しております。ただ、内容については現段階で協議中でございますので固まっております。先ほどありましたように、今後7月3日に開催される大店立地法の運用要綱に基づく出店地連絡会議、この質疑応答結果などを踏まえて県と調整を図り提出いたします。

それから、意見書の内容について具体的にどうかというご質問でございますが、まず、本町5丁目交差点、これは現状でも渋滞を起こしている。店舗出入り口も含め考慮すると明らかに渋滞が増大するではないか、この点についてどのような意見を出すのかお尋ねでございます。

先ほど申し上げましたように、最終ではございませんが、現在協議中の内容でお話をいたします。まず、届け出書の内容によりますと、店舗開店後の予測、これは飽和度を予測するわけでございますが、本町5丁目交差点の飽和度は1.354となります。大店法の基準は0.9でございます。これは、はるかにオーバーしております。なお、車線混雑度、これはすべての車線において1を超えています。この件に関しましては、管理者といたしまして、交差点としての機能を大きく阻害するおそれもあり、また、渋滞で日常生活に大きな影響を及ぼすおそれがありますので、この対策について再度意見を提出いたします。

それから、2番目、店舗南側東部分の立体駐車場を含めた乗り入れ口、これに起因する騒音、排ガスなどの意見についてお尋ねでございます。

騒音に関しましては、南側それから北側の近鉄のマンションを含めまして一般住宅に接しております。特にこの地域は工業地域でございますが、工業地域の基準は当然遵守しなければなりません。ただ、現在の段階では第1種住居地域並みの騒音基準を満たすように、業者に対策を講じるよう指導しております。

それから、大気汚染や排ガス、これは先ほど申しましたように、大店立地法の届け出事項ではございませんが、住民の理解、安心が得られるために、開店前、開店後、大気汚染測定を実施するように要望しております。

それから、3番目、営業時間に関するお尋ねでございます。

店舗のキーテナント、これは、議員既に先ほど申しましたように、イオングループのマックスバリュー中部でございます。この会社は24時間営業で店舗展開をしておりますが、届け出書においては周辺住民の要望、それと町といたしましても、先ほどの問題も含めまして申

し入れを行いまして、現在では営業時間午後11時30分としております。

それから、将来24時間営業に移行するのではないかというご心配でございます。当然営業時間の変更は大店立地法の変更事項に当たります。よって、住民説明会など公的な手続を必要としますので、当然変更できません。町といたしましても、その点についてきちんと意見を述べていきたいと思っております。

それから、協定書の問題がございました。これは、将来にわたる周辺環境保持のために必要であると町も認識しておりますので、締結するよう設置者に対して指導していきたいと考えております。

最後になりますが、この開発は事業規模縮小か事業変更しかないと考える、このことについて町はどのような考えを持っているのかということでございます。

確かにこの開発は、計画段階から大店立地法の届け出に至るまでに、周辺住民への説明、周辺環境保持のための対策が不十分であります。今まで町が指導してきた渋滞対策は無論のこと、1階平面駐車場の駐車台数見直し、緑地帯の設置など、環境保持のための規模縮小もしくは事業変更を要請してまいりましたが、事業展開の根幹にかかわる部分であり、規模縮小や事業変更はできないとしております。また、法に基づく説明会におきましても、同様の質問に対し、規模縮小や事業変更はできないと回答しております。

いずれにいたしましても、大変難しい問題でございますが、今後も周辺環境の保持のために指導や要望を引き続き行っていくとともに、できる限り住民の考えや意向を酌み取り、大店立地法の第8条第1項の規定に基づく蟹江町の意見として愛知県に提出をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

小原喜一郎君、あと残り5分10秒です。

○7番 小原喜一郎君

そうですか、ちょっと長くやり過ぎちゃったですね。

じゃ、詰めたところを質問したいと思うんですけども、つまり今の工事の進め方です。業者側は関係当局と協議しながら進めているということを行っているわけです。つまり容認されて工事を進めているんだという印象を与えていますね。このことの客観的存在意義ですが、要は、町の対応がその業者の言い回し、言っていることが「そうなんだ。当たり前なんだ。町がそういう態度をとっているから私はやってきたんだ」と。町が例えば事業変更せよと言った場合に「あんた方は何だ。わしらに工事を進めることを容認しておいて、今さら変更とは何だ」ということが言えるかどうかということですね。そういう状況が生まれているかどうかということをお私に詰めておきたいんですよ。蟹江町の意向にもかかわらず、勝手にどんどんと工事を進めたということであれば、あくまでも向こうの責任ですね。そうじゃな

くて、蟹江町が工事を進めることを容認して、「はい、どうぞ、おやりになってください」とは言わぬにしても、容認してきたということになると、蟹江町に一定の責任が存在するようになります。そここのところを詰めておきたいんですよ。でないと、勧告で事業変更だとか、あるいは規模縮小なんてことをいったら、損害賠償請求だということになっちゃうわけですから、そういうことが言える条件が現在備わっているかどうかということを確認しておきたいんですよ。それで今までの何回か行われた協議の内容というのが、そういう内容かどうか判断をしたい、そういう意味で伺っているわけで、聞いておきたいわけであります。

それから、協定書についてですけれども、法的な立地法とのかかわりで指導要綱いろいろあると思うんですけれども、そのかかわりで、営業時間というのは11時30分と今回言ったそれを改定して、24時間営業にする場合はかなり難しい手続が必要なんですか、その辺聞いておきたいわけであります。協定書を結ばせるように指導する用意はあるということをおっしゃられたんですけれども、あわせて、その手続をするのがかなり難しいのか簡単にできるのか、弥富は現になっているわけですので、そのところを危惧するので聞かせていただきたいと思うんです。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、2点にわたって再質問をいただきました。

まず、工事の進め方でございますが、町といたしましても、適法な確認申請がおりまして工事をされる以上、これは申し上げることはできません。ただ、工事を進捗する中で、例えば近辺住民にかかわる騒音・振動については、これは真摯に対応し、私どもも現場へ行きまして、住民の皆様方のご意見を聞きながら工事業者に申し入れた経緯がございます。ただ、それだからといって、今現在の中では適法な確認申請に基づく行為であれば、これは、町は認めざるを得ないと考えております。

それから、協定書の中での24時間営業の関係でございますが、これは、24時間営業を協定書でうたうということではございません。それも含んだ全体の中での協定書が結べれば、環境保持のために大切であるというふうに考えております。それで、24時間営業の手続につきましては、先ほども言いましたように、まず大店立地法に基づく住民説明会を経て決まってくるので、当然立地審議会の中にも諮られます。ですから、相当いろいろ手続を踏まないと、今回と同じような手続を踏まないと営業時間の変更はできませんので、その件に関しましても、町はそういう届が出ましたら、きっちりと意見を申し述べておきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

時間がありませんので、要望だけ申し上げておきたいと思います。

それで、今の協定書についても、できれば勧告の中へ入れていただければ一番ありがたい

んですけれども、そんな意見を出していただければうれしいわけでありますが、あわせて、まだ意見書がどんな内容になるかということ、先ほどの答弁の中では不十分でしょう。これからまだ協議する、県との協議もあるわけですから、今、私が申し上げた立場、この辺のところをしっかりと踏まえていただいて、何せ蟹江町は勤労者の町ですので、住環境というのは非常に重視していただく必要があるわけでありますので、とりわけ交通渋滞なんかは一層のこと、蟹江町の魅力を一層強めていただいて、蟹江町に住んでいいなと、こういう環境をつくっていただきたいわけでありますので、そういうふうな方向になるような意見書の内容にいただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

○議長 奥田信宏君

以上で、小原喜一郎君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「地上デジタル放送化を目前に」を許可いたします。

○7番 小原喜一郎君

それでは、2問目の質問をさせていただきます。

「地上デジタル放送化を目前にして」という内容でございますが、皆さんも既に、これは世論調査で聞いたら7割以上の方が、80%近い方々が地上デジタルという言葉についてはご存じのようです。そういうふうでご存じだと思いますが、2011年7月24日、地上波アナログ放送を打ち切って、地上波デジタル放送、略して地デジと言いますけれども、に全面移行することになっています。総務省や放送事業者でつくる全国地上デジタル放送推進協議会というのがあるわけですが、これは、本年4月30日にアナログ放送終了計画案を発表いたしました。アナログ放送をどのように終了するのか、この手順を示したものであります。計画案によると、これから2011年7月までにさまざまな手段で大いに宣伝して、終了期間までにはデジタル受信機を5,000万世帯への普及、普及台数1億台の目標を達成するとしております。初めてアナログ放送の終わり方を示したのが特徴でありますけれども、実は今まで地域間で終了時間に差を設けるような論議もしてきておったんですよ。もう一部やっているわけですが、そういう論議があったわけですが、これを一斉にアナログ放送を停止する、こういうことを示したのは実は初めてなんです。全国一斉にアナログ波を停止するということでもありますから、これを打ち切ることによるさまざまな問題が生まれてくるわけがあります。あと3年とちょっとでございますので、まだ時間があるじゃないかと思われるんですけれども、実はいろいろな問題を検討していくと、その時期には殺到してやれるという状況に、近まってからはできないんですよ、今から準備をしていかないと。自治体として対応できることがあれば対応できることを研究していく必要もあるというふうに思うんです。そういう観点で私は聞いておきたいわけであります。このことについては当局もまだ準備など全然手がけていないと思いますので、今回は質問の皮切りとして伺っておきたいわけであります。

それを、一斉停波をやるということを進めるには、まず第一に、全世帯でデジタル対応の受信機が準備されていないなければならないという前提があります。2つ目には、これまでアナログ波がカバーしていたすべての地域にデジタル波を送れるようにするという事です。そういうことが条件になるわけでございます。ところが、ことし4月末現在のデジタル受信機の普及台数は、地デジ対応テレビやアナログテレビに接続するチューナー、私、ブースターということを前に言ったことがあると思うんですけども、ブースターというのは電波を増幅するだけの装置なので、これだけでは足りないんだそうです。チューナーももちろんですけども、チューナーのほかにUHFアンテナをつけないといかんわけですけども、ケーブルテレビ用のセットボックスすべて合計しても3,368万台なんだそうです、今普及されているのは。ですから、目標の30%にとどまっているわけでありまして。地域間の格差もひどくて、沖縄県などでは27.3%にとどまっているそうであります。

そういう状況ですので、さあ果たしてできるのかなということは、数字を見ただけでも明らかというふうに思うわけでありまして、総務省はことしの夏に、こういうのを通じて、弱者の皆さんも安心して地デジに対応できるようにということで、弱者対策案として発表するんだそうです、この夏にですね。情報通信審議会では、生活保護世帯やNHKの受信料免除世帯などを対象に、チューナーの現物かクーポン券の支給を検討しているそうでございます。しかし、これは基本的には自助努力となっておりますので、具体的になるかどうか非常に疑問になるところでありますけれども、しかし、検討はしているそうでございます。ただ、私は、生活水準にも達していないワーキングプアと言われる世帯が全国で400万とも500万とも言われているわけです。あるいは年収200万円以下の労働者も1,000万人を超えておる状況になっているわけで、こういう現況でこのことが進んでいくのかなということを非常に疑問に思っているわけでありまして。

もう一つは、計画案ですけども、弱者対策の一環として5,000円程度の簡易チューナーを開発せよとメーカーに要望しているそうですけれども、メーカーはそんなことをすればデジタル対応テレビが売れなくなるわけでありまして渋っているようです。なかなか具体的ににならないようであります。

都市部の問題は、またさらに深刻な問題を抱えているわけでありまして。蟹江町は準都市部と言ってもいいんでしょうか、8階、10階ぐらいのビルが結構建っていますよね。6階、7階なんてたくさんあるわけですけども、このビルが蟹江町にスプロール的によきよき建っているわけで、そういう点で都市型というか、大きなビルになると、面でもって電波障害が生まれる可能性がありますので、ただ、デジタル波のテレビは今までのアナログ波に比べると電波障害は10分の1に減るのだそうで、かなり電波障害は減ると。ですから、総務省は、これからはしたがって、今までの原因者と言っているんですけども、つまり電波障害をつくり出している施設に対して、これに対応する義務を課せなくなったんですね。それぞ

れ自助努力をしてもらおうというような方針のようでございます。ただ、業者によっては対応しているところもあります。東京の雷門なんかでは業者が自主的に、受信点調査と言うんですけれども調査して、あなたのところは障害なしになりましたから、これからは当局は責任を負いませんという通知を出しているわけですよ。

蟹江町でも、これは高阪さんに調べていただいたんですけれども、大京さんは可能な限り対応すると言ってみえるそうでございます。つまり10分の1の電波障害が生まれるところ、これに対して対応すると。だから、受信点調査もやって、映りが悪い、映らないというところがあれば、そこは自分のところのケーブルを引いて、あるいは既に蟹江町の2つか3つのライオンズマンションはなっているんだそうですけれども、クローバーテレビに加入して見ていただける方向に進めたいと、こう言っているそうですけれども、そうでない、例えば民営の幾つかの高層ビルがありますよね。これをどうするかと。本町なんかでも、そういう共聴アンテナがいっぱいあるんですよ。ケーニズもありますし、あるいはI社でもそうですし、いっぱいあるんですよ。これが、どう複雑に絡んでいるかもわかりません。

そこで、問題なのは、そういうのをどういうふうに住民の皆さんに「あなたのところは電波が来ませんよ」だとか、「あなたのところはちょっと検討する必要がありますよ」だとか、そういうことを、「あなたのところは大丈夫です」ということを周知していただくことが大事じゃないかなと。でないと、地デジの普及も進行しないし、なかなか地デジに変えていく環境が生まれませんよね。そういう点があるから、その辺をでき得れば自治体がやっていただく必要があるのではないかなと思うんです。それは、軒並みやらぬでもいいですよ。問題となるところだけ調査点を抽出して調査していただくということだけでいいと思うんですよ。それでNHKに頼むなり、あるいは違う業者に頼むなりやっていただいて、問題点を提起して、あと、そこに生活的な弱者の皆さんが住んでいらっしゃる場合に、弱者にどう対応するかということ蟹江町としても検討していく必要があるんじゃないかなということをおもうわけです。その点でどのようにお考えか承りたいと思うんです。

もう一つ問題は、例えば中村さんのところはどういうふうになっているか知りませんが、あそこは高いビルが林立していますね。共同になっていると思うんですよ。これを新しい地デジのケーブルに変えるには、今までのを撤去して入れ直さなければいかんのだそうですね。名古屋の高層マンションだと思いますけれども、業者に見積もっていただいたら200戸のマンションだそうですけれども、だから幾つかありますね。全部やっていただくと800万円、一つの業者は780万円というふうに見積もったそうですけれども、かかるんだそうです。とても対応できないと。そこで、管理組合で論議したら、私はとてもそんなお金負担できないからテレビを見ないという人だとか、あるいは自分で対応しますだとかいう意見が出ちゃって、話がまとまらなくて困っちゃっている、何とかならんかという意見があるようです。あるいは、同じマンションが、さらに自分たちだけじゃなしに、受信障害を与えている

事例があって、共同アンテナでやっていたところがあって、それを撤去したり、どっちみち撤去しなければならないんですよ。今まで中電や電話局の電柱を借りておったわけですから、賃貸料を払い続けなければならぬわけですから、撤去しちゃって払わないようにするということが必要ですから、撤去するんですよ。撤去すると金が要りますよね。

もう一つは、新しく電波障害が生まれるところは、そう大したことはないですよ。ちょっとこれを見ていただくと、わかりますか。非常に濃くしてありますのでわかると思うんですけども、今まではここも、ここも電波障害だったんです、アナログは。ところが、地デジになると、ここはよくなって、ここだけビルのすぐ下、わかりますか、ここだけになるんです。

(発言する声あり)

こういうところだけが問題なんです。そういうふうになりますので、ごくわずかなところなんです。問題となる場所はわずかと言っても、全国で65万世帯と言われているわけですから、蟹江町にどのくらいありますか。ただ、問題点を抽出して住民の皆さんの不安をとっていただくというのは、これは行政当局の責任ではないかなと私は思うわけで、その点について伺っておきたいわけであります。

私は、今の現時点で考えると、これは2011年7月24日までにはとてもそんな環境にならないと思うんですよ。皆さんの低収入というか、どんどん収入も抑えられて、増税も行われて、買い控えがかなり深まっていますよね。そういう点で、それが原因で地デジテレビの普及がなかなか進まない、あるいはケーブルテレビに加入することについてもなかなか進まないという、こういう実態があるのではないかと思うので、できれば、アメリカや韓国がそうですけれども、そういう環境が整わないのでアナログ波停止を延期させたらどうかというふうに思うんですよ。そういうことについて、例えば蟹江町当局が、これはぜひ蟹江の環境からしても、なかなか蟹江町としても対応できないし、国が責任を持って全部やってもらえれば国策ですから一番いいんですけども、できないとするなら延期をしてほしいという意見書を上げていただくとありがたいと思うんです。私ども日本共産党は、延期せざるを得ないという考え方です。ですから、ぜひそういう方向で意見を上げていただけないかなということを、質問を第1点、第2点と言わなただけけれども、企画情報課長わかりますね、第1点の中身。答えていただきたいと思います。

以上です。

○企画情報課長 鈴木智久君

今質問をいただきまして、質問の内容としましては、まず受信点調査をするのかどうかという、その1点と、あとアナログの一斉停波の意見書を国のほうに出してはどうかと、この2点かと思いますが、それでよろしいでしょうか。

まず、受信点調査につきまして、現在既にアナログでもってテレビのほうは放送されてお

ります。小原議員が言われたようにビル陰になるところはデジタルになっても残るというお話ですので、そこは既にそういうような受信障害の対象になっている箇所です。町内にもいろいろそういうような電波障害を受けているところは数ありまして、それぞれで対応していただいておりますので、その箇所を改めて町のほうが受信点調査をするということは今のところ考えてございません。

それから、もう1点の意見書につきましては、冒頭に小原議員言われたように、いろいろ国のほうでは低所得層向けの普及対策であるとかPRであるとか、いろいろな方策でもって普及率が向上するように国のほうも計画を立てておるといことでございますので、今早々に国に向けて一斉停波延期を要望するということは今のところ考えにございませんので、よろしく願いいたします。

○7番 小原喜一郎君

実は具体的に4点ということでは言わずに質問しましたから悪かった。もう少しつけ加えて伺っておきたいわけでありませう。

それで、先ほど言った中で弱者対策として、これはNHKが地上デジタル放送ガイドブックというのを出しているんですけども、ここで説明しておるのは、私、実はきのうNHKに行っているいろいろ聞いてきたんです。例えば、今まで全然アナログで電波障害もなかったところでも、地デジに変わることによってテレビを変えなければなりませんね。だから、地デジ対応テレビに買いかえるか、あるいは今までのアナログテレビに、ここに書いてあります。デジタルチューナー内蔵録画機か、あるいはデジタルチューナーを購入して接続してもらわなければならない。あわせて、UHFアンテナを取りつけてもらわなければならないということになるんですね。そうすると、弱者の皆さん、合計で、今で言えば五、六万から六、七万かかるんじゃないでしょうか。対応できないですよ。そういうことについての自治体当局の対応ですね。一定の補助金を出すだとか、総務省はブースターをつくれとか、いや、あるいは5,000円程度のチューナーをつくれとか、だけれども、これは業者は入れませんよ、渋っているわけですけども、だって、皆さんこれでいいがやということになれば地デジのテレビは売れませんもの。だから、なかなかやらないと思いますよ。だから、どうなるかわかりませんが、これから検討していただくという点で、弱者対策を検討していただかなくてはならないと思うんです。

それで私、先ほど言ったのは、経費なんてそんなにかかるわけじゃないですよ。これは今ここだと1軒ですよ。ところが、蟹江町はざっと向こうに、電波を発信する親の塔があると、ここにこういうふうに行っているマンションと縦に行っているマンションと電波障害が変わりますよね。こういうふうに行っている、これはたまたまこれだけの小さなものですけども、これがこういうふうに行っていると何軒か出ますよね。だけれども、蟹江町で高層ビルというのは、消防長、たしか80棟かそのくらいでしたかな、この前の答弁の中で。

思うんですけれども、100までないと思うんですよ。しかも、もう少し分析を加えていくと、そんなに受信点調査をしていただくところは、そんなにたくさんあるわけじゃないと私は思うんですよ。受信点調査も、実は日本共産党の塩川鉄也代議士が国会で質問したら、当局は、NHKに受信点調査をやらせると答弁したんです。きのう行ってみたら、こうおっしゃるんですよ。アナログかあるいはデジタル、どちらかのアンテナをつけた後でないと受信点調査をやらないと言うんですよ。それは今までやってきたことじゃないかと言ったら、そうだと言うんですわ。ということは、まだ総務省なりお上からのそういう指示はおいていないということだというふうに思うんですけれども、今まではアンテナをつけた後、映りが悪いと受信点調査を無料でやっていただいたそうですね。今はそれをやっているだけと。これが多分私は、NHKでやるのではないかと。国が一定の補助をしてというふう思うんですけれども、それを関心を持って見ていただいて、NHKにぱっと申請をするといいいんじゃないかなと思うんですね。それはそれとして、受信点調査というのは意識的にやらなければならぬし、やる方向でのやり方、安く自治体としてやっていただく必要があるのではないかと。そんな多くじゃないからね。そういうふうに思うんですけれども、この点について聞いておきたいわけでありまして。いいですか、弱者対策とそれですね。

○企画情報課長 鈴木智久君

まず、弱者対策でございますが、これはおとついでですか、朝日新聞のほうで、総務省のほうで、まず生活保護者世帯に向けてどうするかというような回答を出している記事が載っておりました。低所得層、要は生活に対応するに大変な方につきましては、普及対策を含めてそういうような方針というか、方策でもって検討するという回答を新聞のほうで発表がありましたので、その結果というか、状況を見てからの話になると思いますので、今、先走って、町がこの方々にこうします、ああしますという話にはなりませんから、まず、そちらのほうを待ってからという方向になると思います。

それから、受信点調査の、私の理解不足かもしれないんですけれども、既にビルというのは建っております。アナログ放送も既にやっておりますので、それに対してテレビを見てみえて電波障害になる方というのは既にそのような症状が出ていると思うんです。デジタル放送化になればその範囲が狭くなるということでもありますので、新たな電波障害、例えばビルが新しく建ったとか、そういうようなケースになれば受信点調査ということで、電波が通るか通らないかという調査が必要かと思うんですけれども、現状におきましては、既にアナログ波のほうですべてテレビが映るか映らないかというのはわかっておりますし、また、議員も言われたように、今後デジタルになったときに、残ったところはどうするのかというのは、あくまでも原因者の方に誠実に対応していただいて、解消していただくという方法が一番の適当な方法ではないかなと考えております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

今まで電波障害があった、なかった、関係ないですよ。アナログ波が停止されてデジタル波だけになるわけですから、そこは電波障害があろうがなかろうが、デジタル対応のテレビを買うかあるいはケーブルテレビに加入するかしないと見えなくなるんですよ。例えば、生活的弱者の方が今まで電波障害があろうがなかろうが、地デジの放送を見ようとすればチューナーを今までのテレビに取りつけて、UHFアンテナをつけるということをやらなければならぬですよ。それは今まで電波障害あるなしにかかわらずあるの。そういうことがどうなるかということです。さっき聞いてみると、チューナーとUHFアンテナだけで五、六万かかるんだそうですよ。そういう点で、その方々の弱者の皆さんについてどうするかということを知っているわけで、これは大事なことだというふうに思うんですけども、それで私は、最後ですけども、町長、これは蟹江町とは関係ないことだとかいうふうに思わずに、やがて大きな夜になったり、実は私の本町地域は大きな関心があるものだから、実は高阪さんじゃなくて私が質問するか、高阪さんがするかいろいろやっていたんですけども、私がまず先頭を切ってやることにしたんですけども、どうなるんだろうかと。例えば、私なんかは特にそうなんですけれども、待っておるとニューシティーの、つまり大京さんが「小原さんのところはどうも映りがよくないから、調査した結果、ケーブルテレビで見てください」と。すると、受信料無料になって見せていただくことになるわけですから、そうすると、待っていたほうがいいだろうか、どうしたらいいだろうか、買ったほうがいいだろうか、迷いがたくさんあるんですよ。本町は大京さんのご厄介になっているのは数百軒ありますので、あるんですよ、だから非常に関心が高いということがあるので、ぜひ町としても、他人事ではなしに対応の仕方をこれから研究していただきたいなど、こういうふうに思うんですけども、その辺についてだけ承りたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたします。

ちょっと問題がすり変わっているようなことを感じるんですけども、本当に生活に困窮してみえる方に対して、例えばテレビを買うのに補助金を出すかという話に実はなってしまう——極端な話ですよ。先ほど来担当が申し上げましたのは、今現在アナログ放送で見づらい状況がある、いわゆるこれは電波障害であると認定された場合、それが、このビルに起因するということであれば、そのビルの持ち主並びにそこを施工した業者に対してUHFアンテナを勧めたり、今現在ですと、例えばケーブルテレビを勧めたり、別の共同アンテナを立てたりして電波障害に備えているわけでございます。今これはアナログの電波であります。今度2011年にデジタルの電波になった場合に、今、そういう対応をされてみえるところをどうするかという問題が一つ、それから、さっき言いましたように、今現在あるテレビでもそれにチューナーをつければ映すことができます。でも、それが、それでは嫌だ、新しい

地デジ専用のテレビを買いたいというのは、それは話が別であります。それともう一つは、回線をケーブルテレビと契約して見る。テレビを新しくすると、今現在のテレビを見るというのは話が別でありますので、そこのところだけを考えていただければありがたいと思いますし、生活弱者、低所得に対して町はこれから考えていく必要がありますということは、それは当然これからどういう状況で地上にデジタルの電波が来るかということがまだわかっておりません。はっきり言って、アナログの状況よりもデジタルのほうが映らない地域が少ないという結果はいただいておりますけれども、まだどうなるかというのははっきりわかっておりません。ですから、今現在ある状況をこれからどう改善していくかということについては、個々事情が全部違っておると思いますので、その都度、その立場、立場になってお話をしていかなければいかんのかな、そんなことを思っております。

（「話が行き違っておるので訂正してほしいと思うんです。つまり私の質問で外れた答弁だったので」の声あり）

○議長 奥田信宏君

外れた答弁だそうでありますので、後で訂正しておいてください。

（「いいですか」の声あり）

答弁が違っている答弁ですので、訂正よりも再答弁をさせます。お座りください。

（「だって、おれが違うことを言わなければ」の声あり）

○町長 横江淳一君

じゃ、どこが違うんですか。いや、すみません、私、反問権ありませんので……

（「今まで他人事でなしに町としても対応の仕方をこれから研究していただきたいという要望にこたえてくれるかどうかということです」の声あり）

決して他人事だと思っておりますので、真摯に対応させていただきます。

○議長 奥田信宏君

以上で、小原喜一郎君の質問を終わります。

質問5番 米野秀雄君の「広域災害（大規模地震）の対策等について」を許可いたします。

米野秀雄君、質問席へお着きください。

○4番 米野秀雄君

4番議員 清新クラブ米野秀雄でございます。

議長からお許しをいただきましたので、広域災害、とりわけ大規模地震の予防につきまして質問させていただきます。

私たち清新クラブは、昨年11月、静岡県地震防災センターを視察させていただきました。同センターは、平成元年当時の伊豆群発地震に端を発しまして、東海地震の発生が懸念される中、自主防災に向けての県民の意識啓蒙に取り組み、一定の成果を上げているということでありました。

私ごとでございますけれども、平成元年当時、2年間ですが静岡市内に勤務しておりました。当時は毎日のように体感する地震が発生しておりました。多い日には3回ほど、恐らく震度は3程度だと思っておりますけれども、そんなような地震がございました。職場は、棚あるいは書箱、鉄庫、ロッカーあるいは金庫に至るまでL字金具で固定されているなど、転倒防止が諮られておりました。そんな体験をもとに、本町の防災につきまして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

本町には大きな影響を及ぼすであろうという地震は、さきに説明のありました地震防災マップにも記載されているとおり、東海地震、東南海地震、南海地震などトラフに起因するもののほか、養老山脈から四日市方面への断層によるものが挙げられます。その中でも、東海地震は予知が可能であり、揺れの到来までに時間的な若干の余裕があるということでございますので、東南海地震を中心にお尋ねいたします。

質問の一つです。

地震が発生すると地震観測点におきましてP波が測定され、大地震が予測されるというときは気象庁から警戒通知が出されます。本町ではこの通知を受けた以降、町民の皆さんにどのような形で警戒を伝達されるのでしょうか。昼間はテレビを見ておられる家庭も多いでしょうから、警戒テロップをごらんになって家庭内避難は可能でしょうが、夜間、とりわけ午後10時以降午前6時ころまでの間は情報入手の手段がないと思います。P波による大地震到来の速報は、いささか大げさだとは思いますが生死の境界であると言えます。

蟹江町地域防災計画に掲載の既往の地震災害のうち、昭和19年に発生しました東南海地震につきまして私なりに計算してみました。震源地は熊野灘沖、マグニチュード8.0とありますが、緯度からすると震源地は蟹江町からおおよそ170キロぐらい離れているところと思われます。地震観測点は震源地から50キロの位置にあると、これは仮定でありますけれども仮定しますと、P波の感知は地震発生後7.1秒、P波の発生からS波の蟹江町への到来は、P波の観測後35.4秒ということになると思います。実際には震源の深さや岩盤の状況等によって、あるいは学者さんによっても随分違うようでありますけれども、地震速度は異なるということでございますが、今申し上げました数字はあくまでも計算上のものでありまして、ロスタイムが全くないわけでありまして、現実には通知を受信してから10秒ないし15秒程度でS波が襲来すると思われます。地震に対する事前対策は緒についたところでございますので、はっきりしたことはなかなかご回答いただけないかと思っておりますけれども、町民各位の生命にかかわることでもあります。警戒通知を受信したら5ないし6秒で警報が発出できるよう、また、警報も他の災害と混同することのないように、例えて申し上げます。洪水ですと、現在サイレンが鳴るわけでありましてけれども、すべてをサイレンで通知するということになりますと、なかなか何が発生したか非常に混乱することも想定されますので、サイレンにかわって連打した半鐘音、これは半鐘を鳴らしてくださいという意味ではありません。半鐘音をテープ等

でという意味でございますが、これは一つの例として早急にご検討いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

質問の2つです。

蟹江町庁舎のロビーに設置のテレビが、壁面から鎖で転倒防止が図られました。中国四川の大地震で地震に対する関心が非常に高まる中、まことに適切な措置であり、防災情報発信の拠点であるとの意味からも適切な対応であると敬意を払うところでございます。

各区長さんや町内会長さん、一生懸命防災訓練を実施され、また、自主防災の勉強会を行っておられます。自主防災の知識は徐々に向上しているというものの、意識、意欲は十分に至っていないと推察いたします。さらに、ロビーの記帳机あるいはカウンター、観葉植物置き台、これなどをL字金具で、訪れていただく町民の方々に見える形で固定していただけたらと考えます。庁舎が防災情報発信の拠点であってほしい、見本であってほしい、これは私の願望でございます。範を示していただき、さらに多人数集合する事業体への防災指導及び地域の防災訓練の一助にしていだければと思います。庁舎の防災計画をお教えてください。

質問の3つです。

地震が発生したときP波が観測され、S波の規模や到来までの時間が推計されるという通説があります。震源地までが遠距離であれば警戒体制が可能とされています。しかし、先ほど申し上げましたように岩盤や震源の深さなどにより一律ではないこと、また、震源地が近い場合や何らかの事情によって情報が遅延する場合があります。時間的に全く余裕がないことも十分考えられると思います。

多くの小・中学校では地震発生時には机の下に入り、机の足をしっかり持つよう指導されております。小中規模の地震、すなわち震度が3ないし5程度の地震であり、発生が予測できた場合には最も有効な方法であろうと思われます。しかし、東南海地震の想定震度は6弱から6強であります。さきに発生した新潟中越地震では、マンホールや電柱が隆起した、ピアノやテレビが飛んだとの記録があるほど非常に強い揺れでございました。授業中に大地震が発生したら、机の下に入って足部をしっかりと持っても、強い縦揺れあるいは強い横揺れで憂慮すべき事態が想定されるのではないのでしょうか。また、情報がおくれた場合や震源地が極めて近い場合には、多くの学童は机の下に入る余裕すらない、机にしがみつくのが精いっぱいではないかと、かように考えます。その机が急激に激しく移動するわけであります。小・中学校の学童を輪禍から守るため、教室の机を床に固定する方法もあろうかと思ひます。この方法は、伊豆の群発地震の折に対策された手段でございます。ただし、申し上げますが、この質問に先立ちまして静岡県教育委員会に確認いたしましたところ、東海地震が予測可能とのことであるので、現在は学校に対して指導はしていないし、措置をしている学校の数も把握していないとのこととございました。このことをつけ加えさせていただきます。

机を移動してのグループ研究あるいは教室の清掃等に非常にデメリットも多いかと思ひま

す。しかし、安全確保の一例としてご提案申し上げるわけでありまして、決して、この方法にこだわるつもりはございません。耐震工事に引き続く学校の安全について町のお考えをお示しいただければ幸いです。

以上3点につきましてご回答をお願いします。質問を終わります。

○消防長 上田正治君

お答えさせていただきます。質問は3つであるかと思いましたが、第1問目のところは防災を担当する消防からお答えさせていただきます。

1問目の他の災害の警報と混同しないよう、サイレンにかわり連打した半鐘音の早急な採用をについてお答えさせていただきます。

まずは、P波とS波と一般的に言われているものを説明させていただきます。

P波は、プライマリーウェーブと言われまして、プライマリーのPとウェーブの波とでP波と略しているものであり、秒速6キロメートルから7キロメートルで地中を伝播してくるものであります。第1波とか、縦波とか言いますが、最初にガタガタと上下方向に比較的小刻みな揺れをするものであります。それに対してS波であります。セカンダリーウェーブと言いまして、セカンダリーのSとウェーブの波とでS波と略しているものであります。秒速3キロメートルから4キロメートルで地中を伝播していきます。第2波とか横波とも言いますが、P波の揺れの後、ゆさゆさと水平方向に大きな揺れを感じ、恐怖を覚える地震の揺れはこのS波の揺れであります。

半鐘の連打音による地震の周知についてお答えさせていただきます。

同報無線機には地震発生時の周知音としてサイレン音が吹鳴できるよう組み込まれていますので、手動の操作で吹鳴を打つことはできます。議員の質問のとおり、地震について瞬時に事態が把握できることを考えますと、音質を変えることにより明確に事態の把握ができると思われまして、同報無線機による、仮に例として半鐘の連打音を吹鳴することは録音テープを組みかえることで可能であります。ただし、5から6秒で警報を鳴らすということは、同報無線機の機器の性能面及び同報無線機はまだ役場2階の無線室に設置してあり無人ですので、その起動方法についてこれから検討を加えなければならないと考えております。検討の余地があるかと思われまして。

以上でございます。

○総務部長 坂井正善君

それでは、私のほうからは、ご質問の2点目でございます。庁舎の自主防災の取り組みとして、地震対策として庁用品等の転倒防止のための固定計画、こういったものを主体とした庁舎内の自主防災計画についてお示しをしてください、こういった内容の質問でございました。

議員言われるとおり、現在日本列島のあちこち、また、世界各国のあちこちで地震の被害

が発生しておるわけでございます。記憶も新たでございますけれども、日本においては平成7年1月の兵庫県南部地震、これは阪神・淡路大震災でございますが、このとき震度7で死者、行方不明者6,400余名の方が亡くなったりしておるわけでございまして、これは戦後最悪の震災ということでございます。そこで、震災で亡くなった方の8割以上は家屋の倒壊と家具の転倒が原因、こういったことで、圧死や窒息死であったということは多分議員もご承知のことと存ずるわけでございます。

その中で、庁舎の防災計画としまして、この庁舎も18年度に耐震補強工事を行い、大規模地震に備えさせていただきました。一方、家具類等の補強については不十分なところがある、こういったことは議員ご指摘のとおりでございます。職場環境の面から見ても、一部の部署を除いてほとんどの部署の書庫の上等に固定無防備な書類等が山になっている状況でございます。これは若干言いわけになりますけれども、その要因としましては、既存の書庫等が手薄になって書類の整理整頓に限界が生じている、こんなことが要因であるわけでございまして、あいにく20年度につきましては、議員各位にお認めをいただきまして、書庫等の建設が間もなく入るところに来ております。その中で改善の内容としましては、自分の席から事務室等全体が見えるような環境設定も含めて書庫の平屋化、こういったことを目標に今後最善を尽くしていきたい、こんなふうに思っているわけでございます。

そこで、庁舎内の地震対策でございますが、家屋の転倒防止、これはいろいろな書庫等がございますが、物によっていろいろ違います。こういったガラスなんか当然含んでございます。そういったものを、例えばL字金具だとかひもとかロープ、ヒートン、こういったもので防いでいきたい。また、室内の落下物防止につきましては、テレビについては、先ほど議員が言われたとおり、バンド、金具等で一部はやってございますけれども、まだまだ不十分な点がございます。こういったところをきめ細かい、そういったものまでヒートンとか鎖とかテープなどで固定していきたい。これが議員ご指摘のとおり、役場が防災情報の発信の拠点と、こういったことからいいますと、手本を見せる必要があるかな、こんなことを思っているわけでございまして、まずもって書庫等が3月末にはできますけれども、こういった書庫ができた時点で、我々も考えてございましたけれども、少しでも早く、まず現時点で転倒危険な庁用備品、こういったものをチェックしながら、こういったものの固定化をしていきたい、こんなふう思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

以上であります。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

3つ目の質問でございます。大規模地震が発生した場合、児童・生徒を守る具体的な措置についてというご質問でございます。

授業中に実際大きな地震が起きた場合のことを考えてみますと、それだけでもぞっとするわけでございますが、今回の質問につきましては、大地震が起きた場合に学校に備えてある

特に備品かと思いますが、それがいかに危険であるか、そんなようなことではないかなと、そんなふうに思います。

学校に対しましては、実は今までも落下等に対する安全確保ということで、指導等は行っております。現実、すべての学校ではないにしろ、L字金具でもって家具やロッカー、そういうのを固定している学校もあります。ただ、私どもも、こういう四川の地震、それを見て、実際本当にああいうことになるかとえらいこととということもありますので、実は先般、消防署の職員さんに一緒に来ていただいて、学校を再度回らせていただきました。現地調査をやった結果でございますが、校長室や職員室については、特に職員室がこれはどうかなという感じを受けました。書棚等の固定がしっかりされていないところがほとんどでございました。職員室にあるテレビ、校長室にあるテレビ、そういうものにつきましても固定化がされているかといえば、してございませんし、危険な状態が浮き彫りにされてきたかなと、そんなふうに思います。要は子供を守らなければならない先生が、そういうことでけがをしたなりすることになると大変でございますので、消防のほうからも、これは職員室、校長室についてはきちんとやらなくちゃならんよという、そういう指導はその場で受けました。

それから、普通教室です。子供たちが一番学校生活の中でのいるのは普通教室でございますので、普通教室については机が整然と並んでいるということもあって、特にそれでもって危険があるかという、そうではないなという感じは受けました。ただ、先ほども出てきますテレビは、小学校には必ずテレビが置いてあるものですから、テレビにつきましても落下防止というのはされておりませんので、これについては危ないな、それは思います。

それから、ほんの一部の教室でしたけれども、ちょうど出入口、その近くにロッカーですとか書棚が置いてある、そういうところがあって、そういうのも消防のほうの目からすると地震であると相当のずれ、先ほどもそれこそピアノがぼっといざるような、そんなようなことをおっしゃっていただきましたが、まさしくそういうような状態になるということで、入り口をふさいでしまうという、ですから、そんなようなところに置くのは、まずそれはやめなくちゃいかんよという、そういう指示も受けましたし、もし置くのであれば金具をちゃんとつけてくれと、そのような指示もありました。

当然ピアノの話でございますが、音楽室に行けば必ずピアノがあります。体育館にもあります。今の状態では、ちょうどピアノの足のところに、ちょうどピアノがいざらない程度のあれがやってあるだけなんです、それではすぐにいざってしまうということで、もっと滑らない工夫が必要だろうということは当然指摘を受けました。ただ、舟入小学校が既にそういうことをやっています、ちょっと違うゴム状の比較的滑らない状態の固定はしてありましたが、そういうことがありました。

それから、コンピューター教室なんかのパソコンは最たるもので、テレビがずっと並んでいる状態ですので、その場で地震が来たらえらいことかなと、そんなふうに思いましたので、

これは危険だという認識は受けました。

あと、ガラスはそこらじゅうにありますので、ガラスがもし割れて飛散ということになれば、それも危険なことかなというふうに感じております。

消防さんから実は紹介も受けまして、後日、専門家の方に来ていただいて、もう一度見ていただこうと、そんなふうを考えておまして、専門家というのも、先ほどおっしゃっていただきました新潟の中越ですとか能登半島沖の地震ですとか起きたときに、すぐに、どうも学校のほうへ行かれて、学校の状態というのを見られていた方の方です。そういう方に来ていただいて、一度再度見ていただこうと、そんなふうを考えています。

学校のほうでは、学期に1回、必ず避難訓練や何かもやっておりますけれども、今後はそれに加えて、こういう備品系の地震対策といえますか、そういうのもきちんとやっというふうと、そんなふうを考えています。

机の固定ということでございますが、これも大地震が来るといことになれば当然これは効果があるようなことだと思います。ただ、先ほど議員さんからもおっしゃっていただきました。常時という格好になると、なかなかそれはグループ学習ですとか、そういうのを学校も多く取り入れますので、そうなる、それがちょっとどうかなという格好になってきますので、これは宿題にさせていただきます。

それから、もう一つ、今、私ども考えておりますのは、緊急地震速報サービスというのがあるかと思ひます。こういうのもいずれは必要かなというふうになってきますので、小・中学校で考えていきたいなど。県下でもそうやって実際に取り入れているところがございませので、その辺も考えていこうと、そんなふうには思っております。

以上でございます。

○4番 米野秀雄君

ご丁寧になんにありがとうございます。

きのうですか、一昨日ですか、蒲郡の小学校でちょうど地震の防災訓練を放映してございました。なかなかいいものだなと思ひて見たわけですね。ここで殊さらその中身について申し上げることではございませけれども、私の質問の意味合いというのは十分おわかりいただいた上でのご回答だったと理解しております。

一つお願いがあります。サイレン吹鳴、それはそれで結構でございます。ただ、町民の方が、鳴ったときにこれが何だということがわかるように、広報であるとか、あるいはほかの手段でも結構ですので、どういう状況のときにどういうサイレンが鳴るかというようなことは十分お示しいただけるようお願いして質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、米野秀雄君の質問を終わります。

質問6番 松本正美君の1問目「地球温暖化防止活動を推進せよ」を許可いたします。
松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

通告書に従いまして「地球温暖化防止活動を推進せよ」を質問させていただきます。

地球環境問題で、地球温暖化は人類の生存の基盤を脅かす重大な問題でございます。7月7日から北海道・洞爺湖サミットが開かれますが、そこでは地球温暖化対策を初め、環境問題が大きなテーマとなっております。

公明党は、北海道・洞爺湖で開かれるサミット主要国首脳会議の初日に当たる7月7日を「クールアース・デイ」、地球温暖化対策の日と定め、全世界でのこの日を地球温暖化問題への理解を深める日とするよう提案しております。

日本は、京都議定書で約束した6%削減の達成へ積極的かつ着実な努力を続けることが求められております。

そこで、本町の環境保護促進の取り組みについて4点お伺いいたします。

第1に、環境保護への理解と行動についてであります。

地球温暖化問題が世界の主要テーマになっている中、インドネシア・バリ島で昨年12月に開かれたポスト京都議定書と言われる2013年以降の地球温暖化の枠組みを話し合う国連気候変動枠組み条約締約国会議で、日本は温室効果ガス削減目標を示さないまま、あいまいな態度が批判されました。今、問われているのは、京都議定書などこれまで話し合われなかったことがどのように行動としてあらわれ、目標達成に近づいているかということでもあります。それぞれの責任において、最後まで努力を放棄しないことが求められていると言われております。

本町においても、環境の先進地として評価されるような積極的な取り組みをすべきであると思うのであります。そのためには、町民と行政相互の理解のもとで、今後どのような行動がとられるべきかが問われることになるわけでありまして。詮ずるところは、いかにして町民の協力を得るかにかかっていると云わざるを得ません。蟹江町のトップであられる横江町長のご所見をお伺いします。

2点目に、生ごみの堆肥化についてであります。

地球温暖化が問題になりながら、削減どころか増加しているのが家庭から排出される二酸化炭素です。本町でも、毎年ごみの排出量を減らすために、ごみ減量のための3R運動の推進を呼びかけていますが、ごみの減量には至っていません。環境問題を本気で考えるなら、一人一人の意識を変え、現実の暮らしの中で行動していくことが大切だと思います。

生ごみ削減への方策として、現在電動生ごみ処理機の購入補助を行っており、生ごみの堆肥化への推進がされていますが、このままでは生ごみの堆肥化は進まないのではないかと。生

活の中で生ごみの堆肥化を進めることで、ごみ減量化に結びつくような方策を考えるべきではないでしょうか。例えば、電気式生ごみ処理機の活用の促進や電気式生ごみ処理機で生成された乾燥生ごみの回収事業、堆肥化容器や段ボール式など、ライフスタイルに適したさまざまな生ごみ堆肥化処理を紹介する生ごみリサイクル実践講座や出前講座など、一層の生ごみ減量、リサイクルを推進するべきではないか。環境保護促進の取り組みとして、生ごみの堆肥化についてお伺いいたします。

3点目に、環境保護促進の取り組みとして不法投棄への対策についてです。

ごみの分別や集積所への出し方のマナーなど、心配される点は他の自治体にも共通の課題でございます。本町でも、家庭ごみの中に事業ごみがまざっていたり、段ボール、タイヤ、空き缶など不法投棄していく者があります。このことで、町内会長を初め、役員のご苦労が絶えないのであります。町内会は、役場の環境課と連携しながら改善を図ってみえますが、一向に守られておりません。マナーの問題で片づけられる問題ではないと思います。

横浜市では、家庭ごみ、事業ごみの分別を義務化し、守られない場合には罰金2,000円を徴収したようであります。守らない人物の特定には、収集事務所職員がごみの袋を開封し違反者を特定して指導勧告の上、最終的に罰金を徴収するというものであります。一方、神戸市では、2005年度から小学生の目線で分別マナーを向上させようと、夏休み期間に子供たちがごみ出しパトロールを展開、これを機に地域の大人たちが自主的に分別の徹底をチェックし、マナー向上に貢献しているとのことであります。蟹江町でも、20年度からごみ焼却施設見学事業が小学生を持つ親子を対象に、ごみ焼却施設の見学を通して、各家庭から排出されるごみの分別、減量化について学び、学習されます。私たち大人も、ごみの分別、減量化に対しては、自主的に分別の徹底をチェックし、マナー向上を図っていかなくてはならないと思うところであります。また、千葉県野田市では、ごみ袋への名前の記入が義務化され、記名のないごみは収集せず、横浜市と同様にごみ袋を開封し違反者を特定、指導を徹底しているとのことであります。

不法投棄、不適正排出対策に万全を期すためにも、本町らしい姿勢を明確に打ち出すべきであると思いますが、環境保護促進の取り組みとして不法投棄への対策についてお伺いいたします。

4点目でございます。

環境保護促進の取り組みとして、台所から二酸化炭素を減らせです。

本町では、本年度よりマイはし運動を推進することにより、使い捨てのライフスタイルを見直し、ごみ減量及びごみ減量意識の高揚を図られますが、これとあわせて考えていただきたいのが、温暖化を考えると、台所から二酸化炭素を減らすために物を無駄にしない生活を実践することです。洞爺湖で開かれた首脳会議の議題として、急遽取り上げられることになった食料価格高騰問題でございます。その一つに挙げられるのが、世界的な気候変動、

食料不安の根本には温暖化が引き起こす気温上昇や異常気象の頻発による世界的規模での農地の生産量の減少が背景にあります。日本の食料自給率はどんどん落ち込み、今やわずか39%、主要先進国の中でも最低でございます。それとは逆に、年とともに大きくなっているのが冷蔵庫でございます。冷蔵庫は1980年代には冷凍冷蔵合わせて200リットルぐらいの容量でした。今や500リットルなんて当たり前の時代でございます。本町でも大型冷蔵庫にびっしり食品をためられる方もあり、聞くところによると、その中には食べもせずに腐らせて捨てる場合もあると聞きます。食べ物を捨てるのはいけない、でも、腐らせるのはいけないとは思っていないのです。なぜそんなに買い込む必要があるのか。スーパーに行けば幾らでも冷えた状態で置いてある、必要なとき必要なだけ買えばよいのではないのでしょうか。電気代だって、店と家庭で二重に使うため、二酸化炭素はふえていくことは間違いありません。

温暖化を本気で考えるなら、一人一人の意識を変え、現実の暮らしの中で物を無駄にしない生活を考え、台所から二酸化炭素を減らす推進は、蟹江町のごみ減量にも大きく貢献するものであり、ごみの減量対策にもつながる台所から二酸化炭素を減らす推進事業に取り組む考えはないのかお伺いいたします。

次に、地球温暖化対策ですが、夏場の暑さは年々強まる傾向を見せており、去年8月は最高気温が40.9度と記録的な酷暑となり、日常生活への悪影響も心配されます。こうした酷暑の影響は地球温暖化による疑いが濃厚であることを多くの識者が指摘しているところでございます。地球温暖化を食いとめるために、身近なところから環境問題に取り組むことが必要ではないかと考えます。最近では、学校施設や事業所等の屋上緑化、壁面緑化「緑のカーテン」が全国で推進されています。緑のカーテンは、夏の強い日差しをカットする上、蒸散作用により室内の温度を下げる効果があると言われております。東京都西東京市では、公立小学校5校で緑のカーテン事業を実施しております。市立保谷第一小学校では、カボチャやヘチマなど緑のカーテンを環境学習の一環として取り組んでおります。東京都板橋区は、緑のカーテンの先進地で、約50の学校や公共施設が導入しております。日本工業大学では、東京都内の小学校で緑のカーテンの有無による違いを調べたところ、窓を閉め切った教室では、室内温度は最大4度の差があるとの調査結果を報告しております。また、公共施設で実施したことによって、エアコンなどの電力消費の削減とともに、職員の環境意識の向上につながったと伺っております。

愛知県は、今年度県内5つの小・中学校で、夏の日差しをやわらげて室温を下げる効果がある緑のカーテンを育てるモデル事業に取り組み、地球温暖化対策を通して環境学習にも役立てたいと考えておられます。このことは新聞でも報道、紹介されました。緑のカーテンは、忘れられていた暮らしの知恵で、二酸化炭素を減らす方策の一つだと思います。本町においても、学校や公共施設で緑のカーテン、屋上緑化事業を推進し、環境を考え、行動する人づくりを積極的に進め、地球温暖化防止を推進していくべきであると考えますが、町当局の見

解をお伺いします。

最後であります、食用廃油回収によるBDF（バイオディーゼル燃料）転換事業についてお伺いいたします。

洞爺湖サミットを控える我が国にとって、地球温暖化対策は国も地方も正念場を迎えております。再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー対策によって、低炭素、循環型社会へのかぎを握っているのが代替燃料としてのバイオ燃料でございます。植物由来であるため、BDFから排出されるCO₂はCO₂吸収量と相殺されることになり、こうした燃料の生産、消費をあわせて、CO₂を増加させない考え方をカーボンニュートラルと呼んでおります。また、大気汚染の原因となる硫黄酸化物がほとんどなく、黒鉛も軽油の3分の1以下であるなど、クリーンエネルギーとして注目されております。しかし、我が国では年間に発生する廃食用油において事業所分はリサイクルされているものの、一般家庭からの排出分はほとんど捨てられているのが現状であります。

その有効利用の取り組みが各地で進んでおります。京都市や福島県いわき市、富山市など自治体のほか、鳥取県や姫路市、石巻市は障害者施設で就労支援の観点からも廃食用油からのバイオディーゼルの燃料「BDF」製造を行っております。それは、BDFプラントの初期投資が比較的少なく、製造工程上安全であり、環境に寄与できるためであります。行政のコスト低減にも役立つなど、大きなメリットがあるからであります。既に学校給食から排出された食用油を再生、家庭からの廃油を回収し再生するなど、ごみ収集車、巡回バス、公用車などの軽油代替用燃料として利用、取り組みが始まっております。例えば、ごみ収集車の軽油に利用すれば、利用した分、100%がCO₂削減量となり、環境に優しく地球温暖化防止の効果があるのではないのでしょうか。

本町でも、平成21年度に予定の給食センターの使用済み天ぷら油をバイオディーゼル燃料に精製し、配送車2台に使用するなど、BDFへの転換事業の取り組みを考えてみえますが、地球温暖化防止を推進する上で大変よい取り組みだと思います。地球温暖化防止を蟹江町全体で考えたとき、家庭から出る廃油を回収し、BDF精製事業を積極的に検討してはどうでしょうか。また、障害者の就労支援として実施されることも多くあります。CO₂削減を考えると、町の公用車、町委託ごみ収集車、資源ゴミ収集車、年間を通して燃料の切りかえができる特定車両などにBDF使用車と明示し車を走らせることは、環境啓発と地球温暖化防止につながると考えます。蟹江町独自の食用廃油回収によるBDF（バイオディーゼル燃料）への転換事業でCO₂の削減を図れないかお伺いいたします。

以上であります。答弁、よろしくお伺いいたします。

○議長 奥田信宏君

答弁の前に、暫時休憩して、3時15分から再開いたします。

暫時休憩とします。

(午後 2時55分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時15分)

○議長 奥田信宏君

それでは、松本正美君の質問に対する答弁から始まります。

○町長 横江淳一君

それでは、まず最初に、町長の所見はということでございますので、簡単に環境についての考え方を述べさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のように、1997年、平成9年でありますけれども、京都議定書をつくった京都環境会議が始まりました。そこで地球温暖化により、いろいろな対策等々が話し合われたわけでありまして、基本的には最終的な数量目標については、まだまだあいまいな部分があるということは事実であるというふうに私も認識しております。しかしながら、昨今、急激にCO₂の問題、温暖化の問題、海面上昇の問題等々のいろいろな被害状況が世界各国に異常気象という形であらわれまして、これは緊急事態だということで、いろいろな番組も取り上げるようになったというのは、皆さんもご存じだと思います。

当蟹江町といたしましても、特に5Kうちの2つ目の環境については、具体的に、じゃ何をやるんだということであります。まずはごみ減量に対して徹底的にごみの分別をこれからも強化していきたい、これがまず一つ、それから、今現在、先ほど来ご指摘をいただきました蟹江町でできることといえば、これも町村会で今回テーマにさせていただきますけれども、レジ袋の廃止に向かってそれぞれの郡の町村会長が集まって、地域の皆さんと一緒にこれは考えるべきではないのか、そういうことも今度話し合いをしたいなと思っておりますし、ある一部の議員さんではやっただいておりますマイはしの運動、これは私もやらせていただいておりますし、議員さんでもやっただいていらっしゃる方が何人かお見えになります。これを町全体に広めていきたいな、こんなことも具体的な施策として考えておりますし、それから、今年度からの施策であります常置ごみ置き場、これは資源ごみでありますけれども、これも設置して、特に資源ごみに対しての啓発・啓蒙をしていきたいなということも思っております。

それと、八穂クリーンセンターのごみ焼却場の見学、これは従来もやっておりましたけれども、再度、親子でごみに対する理解を深めていただきたいということで、今年度も施行させていただきたい等々のこともございますし、最後に、個別収集による粗大ごみの収集も今年度から始めていっております。いろいろなことによりまして、とにかくごみの減量に努めていきたいということも含めて、蟹江町ができることをこれから積極的に進めていかなければならないということは、具体的な施策として出したい。そして、長期的には、松本議員の質

間にもございますように、蟹江町でBDF、唯一バイオディーゼルを、私が見に行ったのは2年前であります。犬山市がバイオディーゼルのことをやっております。元来蟹江町でも、昔、ある議員さんが天ぷら油を使ったディーゼルだということでやっておみえになりまして、一時興味を持ったのでありますけれども、若干燃料の問題で頓挫をされたということを知っておりますけれども、今はそういうプラントがしっかりできております。ましてや、それを精製することによって石けんもできますので、今度は給食センターで試す折には石けんも町民の皆さんに提供できるのかなど。それともう一つは、食べ物等々についても、野菜残渣で堆肥がこれも従来どおりつくることができる。それともう一つは、ヒートアイランド現象を少なくするために、雨水でもって地域の散水をする、水まきをする、そういうこともトライしてみたいな、こんなふうに思っております。

エコの先進地としての蟹江町をアピールするべく、給食センターの建設ということで、今年度、来年度、皆様方に補正予算がお認めいただければスタートさせていただきたいと思っております。もちろん、財政のほうについても精いっぱい縮めさせていただき努力は当然させていただくのでありますけれども、エコについて具体的に今示したような方法で今後進めていきたいなと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○環境課長 上田 実君

それでは、私のほうから、2問目の生ごみリサイクル実践講座や出前講座など、ごみ減量、リサイクルを推進すべきではないか、生ごみ堆肥化推進についてであります。生ごみ堆肥化につきましては、生ごみ土壌還元器及び電気式生ごみ処理機を購入し設置された方に補助金を交付しております。また、密閉容器を使用して、ぼかしにより生ごみを堆肥化しております。そのほか、生ごみの再生利用事業といたしまして、学校給食センターで排出された生ごみを堆肥化し再生利用をしております。町といたしましても、家庭用生ごみの減量化の一つの方策として家庭用生ごみ処理機による資源が有効な手段として考えております。本年度につきましては70万円の予算を計上しております。

なお、乾燥生ごみの回収事業、リサイクルの実践講座及び出前講座につきましては、各種団体や町内会あるいは住民等からご要望がありました際には、積極的に実施する考えであります。

次に、3問目のご質問でございます。

不法投棄・不適正排出に万全を期すため、不法投棄への対策についてのご質問であります。

家庭から排出される一般廃棄物の不法投棄は、当町におきましてもさまざまな場所で発生し苦慮しております。不法投棄の正確な件数は把握しておりませんが、家電リサイクル法に関する5品目につきましては、年間約60台ほどの不法投棄がございます。町は、不法投棄通報の協定書といたしまして、蟹江郵便局と締結しております。また、町内会、環境美化指導員や住民からの通報により不法投棄の情報を収集しております。

不法投棄の対策といたしましては、町の環境課職員、嘱託職員、環境美化指導員による監視パトロールを実施し、警告シールの添付、警告看板の設置、トラサク、カラーコーンなどを設置し「不法投棄をさせない、されない」という対応をしております。また、不法投棄されたものは中身を確認し、個人が特定できるものにつきましては警察に通報することや排出者に直接面談し指導しております。

不法投棄に効果的な施策といたしましては、捨てられたら速やかに撤去ではなく、同じ場所で繰り返し発生させない観点から、きめ細かな対応を積み重ねることが大切だと考えております。

次に、4点目のご質問でございます。

台所から二酸化炭素（CO₂）を減らす環境保護促進事業に取り組む考えはについてでございます。

愛知県には、地球温暖化防止に向けて、愛知エコチャレンジ21があります。これは二酸化炭素を減らす方法21カ条を実践するものであります。家庭でできるものとしては、環境家計簿の作成、冷暖房でエコライフ、ごみを減らす、電気・ガス・水道使用料を減らす、エコドライブ、自然の力でエコライフなどさまざまなものがございます。台所につきましては、議員がおっしゃいますように、「もったいない」の精神で、水道・電気・ガス等の節約をし、食料品は無駄にならないよう心がけることであります。

町といたしましても、町民一人一人が日々の暮らしを見直し、できることから省エネルギー、省資源に努めていくことが大切だと思います。愛知エコチャレンジ21等を幅広く住民に周知することに努めます。

次の温暖化の質問でございますが、地球温暖化対策として学校や公共施設で緑のカーテン、屋上緑化事業を推進し、環境を考え行動する人づくりを積極的に進め、地球温暖化を推進すべきのお尋ねにつきましては、植物には光合成の際、二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止に寄与するほか、蒸散作用により気温を下げる効果があり、ヒートアイランドを緩和するので、公共施設での緑のカーテンは地球温暖化防止対策として有効な方法と考えられております。

町といたしましても、公共施設での屋上緑化は施設の状況判断が必要であります。緑のカーテンにつきましては、小・中学校や公共施設の管理者に実施するよう、いずれも働きかけていきます。

最後に、家庭から出る食用廃油を回収し、BDF精製事業を検討してはどうかの質問でございます。

新給食センターでは、事業所から排出された廃油を精製し、バイオディーゼル燃料を配送車に使用する計画であります。蟹江町の一般家庭から排出された廃油の回収は、モデル地区といたしまして南蟹江団地、中瀬台及び蟹江団地において、年間100リットル程度の廃油を回収しております。通常は吸収剤や新聞紙などに吸わせて可燃ごみとして処分されています。

町が家庭から排出された廃油をバイオディーゼル燃料として使用することは現在のところは考えておりません。

廃油をバイオディーゼル燃料として使用するには、適正な廃油を回収する必要がございます。ごみの分別と同じで、不純物が混入しますと適正なバイオディーゼル燃料が精製できなく、場合によればエンジンに悪影響を与えることも危惧されます。現時点では新給食センターの状況を把握しながら、一般家庭から排出される廃油につきましても検討していきたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

ありがとうございました。再度質問をさせていただきますけれども、先ほど地球温暖化推進ということで町長のほうからもお話をいただきました。実は、今国会におきまして、地球温暖化対策推進法改正案というのが今国会に提出されておるわけです。成立する見込みで間もなく成立するのではないかなと、このように思っているわけですが、この法律は、平成9年、京都議定書の採択を受けて、国・地方、公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた環境施策の基本となるものであります。特に今回の計画には、自然エネルギーの導入や、企業、住民による省エネを初めとした排出抑制策の強化、公共交通機関の整備、改善といった、地域の実情に応じた、よりきめ細かい内容が盛り込まれております。これを受けて、各地域では、自治体や企業、住民、関係機関などが参加する実行計画協議会を設置し、その特定や連携のための調整を行うことになるわけなんですけれども、実は、今も地球温暖化推進計画というのは進められておるわけなんですけれども、今まではどっちかという推進のための計画だけでありまして、今回、国のほうが示されているのは、事業所活動に伴う排出の抑制、ほか、日常生活における排出の抑制ということで、CO₂の目に見える削減を図っていこうということが、今回、国会のほうに上がっている法改正の施策だそうなんです。だから、そういう意味も踏まえて、今後蟹江町としても、今、一生懸命推進はされているわけなんですけれども、きちっと目標を決めていただいて、それに対しての推進を図っていかなければ、なかなかCO₂削減といっても思うようにいかないのではないかと、このように思うわけなんです。この点も、ひとつよろしく願いいたします。

続きまして、ごみの不法投棄なんですけれども、今、一生懸命環境課のほうも取り組んでみえるということでお話しいただいたわけなんですけれども、実は各町内会においても、環境課のほうにごみの不法投棄に対していろいろとお話をされて、ごみもそのまま1週間なり2週間なりその場に置いてということで、いろいろ工夫はされているわけなんですけれども、置いたまた後から、次から次へと不法投棄が出てきているのも、現状、そういう地域もある

わけなんですね。だから、そういう意味も踏まえたときに、各町内会長さんは大変な苦勞をされているのも、現状そういう大変な思いをされておるわけなんですよ。だから、そういう意味では、もう一度、蟹江町全体的にも、すべての集積所について総点検を実施していただいて、そして排出状況をきちっと調査して把握していただきたいなど、このように思うわけなんです。だから、こうした面も重点的な取り組みとして蟹江町も取り組んでいただきたいなど、このように思うわけなんです。この点に対してはどうでしょうか、よろしく願いいたします。

それと、先ほどのバイオディーゼルの燃料転換事業なんですけれども、これも今、これから新給食センターでそういうバイオディーゼルの事業をやられて、その状況を見て、またいろいろ考えたいというお話でありましたけれども、非常に各家庭から出ている食用廃油というのは、先ほどもありましたけれども、固形させる薬剤によって使用して捨てるという、これも一つは捨てることによってごみになるわけですね。そしてまた、新聞紙に吸わさせて捨てるところもあるわけなんす。これも新聞紙はリサイクルに回せば資源ごみの資源になるわけですね。そして再利用もできるわけなんす。また、排水口に流せば環境の汚染になってしまうという、そういう意味を含めたときに、バイオディーゼル燃料転換の事業というのはCO₂削減の意味では非常によいのではないかなと、このように思うわけなんす。

さっき課長が言われたように、不純物がまざるとなかなかあれだということでは言ってみえましたが、最近では製造プラントもすばらしい機械が出ていまして、そうしたことも対応できるような、そういう機械も出ているそうなんすね。いろいろなメーカーも出ているそうです。先日、兵庫県加西市で、これは新聞報道によるわけなんすけれども、2008年度からBDFの70カロリーを精製して公用車の燃料として活用し、軽油からBDFに切りかえることでCO₂の削減を図っているということで、特にここは国内排出量取引の対象として、日本サムスンという会社と締結して、整備のリース料を同社が負担するなどを発表しておるわけなんす。こうした取り組みもされているところもあるわけなんす。そして、先ほど述べましたように、障害者における雇用支援として行っている地域もあるわけす。そうしたことも踏まえて、ぜひこれは一回検討していただきたいなど、このように思いますがいかがでしょうか。

○環境課長 上田 実君

3問ほど質問をいただきました。

まず、CO₂削減目標を持ってということころです。

もちろん国のほうの法改正があり、町といたしましても、現メンバーでできる限りのことはというふうには考えております。ただ、議員おっしゃるように、CO₂を今どれだけの量を減らそうかという目標的な数値としてはございませんが、今後、数字を設けた目標づくりに努めたいというふうには考えております。

もう一つ、不法投棄についてですが、もちろん町といたしましても、不法投棄につきましては重点施策として考えております。いろいろなところから不法投棄の電話等、通報もいただいております。先ほど説明がありましたように、町の考えとしては、すぐ撤去するのではなくて、1週間ぐらいは、そういった看板なり、現在ですと警告シールというものを張りながら、捨てた方だけでなく、周りの方にもわかるように呼びかけをして、その後、最終的にはとってしまうのが現状ではあります。ただ、先ほども答弁しましたように、マナーだけで片づけられないと私も思います。そういった不適正に出される方を直接指導する必要があるかと思えます。中には、言葉のわからない方も現実にはありました。ということで、決してないがしろにするつもりはございませんし、今後も不法投棄については十分町内会長さんあるいは美化指導員さんと協力して対策をしていきたいというふうに考えております。

もう一つ最後ですが、バイオディーゼルの関係ですが、こちらのほうも以前から3地区ではありますが、回収しております。ただ、回収につきましても、大きな地域ではありませんので、なかなか量としては回収できておりませんが、そういったモデル地区を今後さらに協力が得られるところにつきましても、回収しリサイクルしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

先ほどのごみの不法投棄なんですけれども、総点検のほう、まだ話を聞いていないもので、最後に聞かせてください。

最後に、町長にお伺いいたします。この7月7日から北海道・洞爺湖でサミットが開催されますが、本町でも7月7日を地球温暖化対策の日として、二酸化炭素(CO₂)削減の意識啓発のため、当町においても、この日はちょうど七夕の夜になりますので、短時間でもライトダウンをするような、町民に呼びかけるようなキャンペーンを行っていただきたいなど、このように思うわけなんですけれども、ライトダウンについて、二酸化炭素削減のために町長はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○環境課長 上田 実君

大変申しわけございません。町内のごみ置き場の総点検という質問に関してでございます。

まず、資源ごみ置き場は現在131カ所ございます。蟹江町には5地域ありますが、5地域というのは町を5つに分けて回収しております。131カ所あり、ちょうど環境課の職員が私を含めて5人おりますので、各それぞれの地域の割り振りをして点検するように常日ごろから話をしており、今後もそれはもちろんやっていくつもりです。そのほか一般家庭の集積置き場ですけれども、相当な場所を設置してございます。こちらのほうは、もちろん環境課の者で見っていきますと相当な時間もかかります。全部というわけにはいきませんが、点検をす

るようなつもりで実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○町長 横江淳一君

今、最後に松本議員から、7月7日は町民そろってライトダウンをして、温暖化、CO₂削減に努めてはどうだというご進言をいただきました。唐突にすぐわかりましたというわけにはまいらないような状況であります。ただ、先ほど来申し上げましたとおり、蟹江町として、きちっと地に足をつける施策をしていかなければいけないというふうに思っております。

そういう意味で、先ほど来述べませんでした。私が議員をやっているときに、10年ぐらい前に一度一般質問をさせていただきましたが、太陽光発電がこれからどんどん主流になってくるに当たり、町としてはどういうことを考えているのかなというこの質問の中で、かつての資料を私、引っ張り出してきたんですが、この近隣地域では太陽光発電に対しての補助金がほとんどなかったんですが、ここへ来て、市が中心でありますけれども、この辺でいけば愛西市と弥富市でありますけれども、発電量が4キロワット以内に限られますけれども、大体4万円から5万円の補助金を出して太陽光発電の普及に努めているというところもございます。そして、三好町だとか三河のほうも非常に太陽光発電については力を入れておみえになりますし、愛知県で3分の2の市町村が、今、太陽光発電の補助金を出している状況であります。ただ、補助金を出せばいいかという問題ではありませんが、蟹江町としても給食センターの建設を機に、太陽光発電、自然エネルギーについての皆さんの考え方を新たにさせていただきたいということで、啓発啓蒙運動を強めていきたいな、こんな風に思っております。ただ、7月7日、七夕の日に、それこそ、そういう最終的には行われるようなことがあればいいのかな、これはもう少し勉強させていただければありがたいと思いますし、皆様方にとにかく地球温暖化、CO₂削減の気持ちを町民みんなが持っていただけるような施策を具体的に出すことが必要であるというふうに考えておりますので、頑張っってやっていきたいなと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長 奥田信宏君

以上で、松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「アレルギー疾患から子どもを守れ」を許可いたします。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

「アレルギー疾患から子どもを守れ」を質問させていただきます。

アレルギーの概念が提唱されて、はや1世紀が経過し、花粉症や気管支ぜんそく、アレルギー疾患として認識され、さらに、それ以外の疾患にもアレルギーの関与について関心が向

けられております。

その中でも、食物アレルギーは先進国を中心に増加しており、特に低年齢児が食物を摂取してから2時間以内に発症する即時型反応アレルギーについては、アナフィラキシー反応は生命にかかわる全身性の過敏反応が誘導されるだけに、社会的にも注目され、緊急な対策が求められております。

アレルギー疾患対策で文部科学省が監修し、財団の日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が4月以降、全国の教育委員会や学校などに配布され、アレルギーのある子供たちを学校などでどう支えるのかという視点で取り組みが促されております。ガイドラインは、文部科学省の調査検討委員会が全国の公立小・中・高で行った調査を基本に、昨年4月から学校におけるアレルギー疾患への取り組み推進に向け、その具体的取り組みを示したのがこの指針です。アレルギー医療の現状を患者の視点から見ると、受診した医師の資質によって治療やその後の生活が大きく左右され、学校生活などで著しい生活の格差を産んでいるのではないだろうか。本町でも、こうした医療の混乱につけ込んだ不適切な民間療法やアトピービジネスが取り込まれ、かえって症状を悪化させるということも聞きます。このことから、学校、地域、家庭などで、適切な治療につなげる連携体制の構築が急がれております。各小学校においても、各種の取り組みはされていますが、実際にアレルギー疾患で悩んでいるお子様を抱えるお母さんに聞くと、心配な面もあるとお聞きします。学校のアレルギー疾患に対する取り組みとして、どんなに立派なガイドラインができて、それが学校現場で実行されなければ意味がないと思います。

そこで、教育長にお伺いいたします。

今回、文部科学省が学校での具体的な対応指針を示したとおり、取り組みを促しておりますが、アレルギー疾患のある子供たちを、学校現場で児童・生徒が安心して学校生活を送ることのできるよう、新指針のもと、どのように取り組んでいかれるのかお示してください。

次に、文部科学省の報告によると、食物アレルギー児童・生徒は全国に約33万人、重いアナフィラキシー症状を起こす子は1万8,300人、また、全国学校栄養士協議会などが行った調査によると、2002年、2003年度に学校給食が原因でアレルギー症状を引き起こしたケースは637例あり、そのうち約50例が、命を脅かす可能性があったアナフィラキシーショックまで進んでいたと言われております。日本では2005年に、食物や薬物アレルギーによるアナフィラキシーに備え、病院に着く前に使うべき治療薬としてアドレナリン自己注射、製品名エピペンが追加承認されました。エピペンが普及するに伴い、医師や我が子に処方されている保護者から、いざ必要とき意識が薄れていく状況では、本人にかわり、他人や養護教諭など学校職員が打ってほしいという声が強まっております。こうした実態への対応についてガイドラインは、医師法違反にならないと考えられます。また、刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむを得ず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定に

よりその責任が問われないものと明確に記述されました。こうした取り組みは画期的であり、教職員の不安を除き、該当する児童・生徒がいる学校などで積極的な対応が必要となります。本町での救命用エピペン注射の取り組みについてお伺いいたします。

次に、食物アレルギーを持つ子供の親御さんからの相談を受けますが、特に小学校に入学したい娘は食物アレルギーを持っているが、学校給食は学校側でしっかり対応してもらえるのかどうか不安だ。場合によっては弁当持参とも聞くが、食物アレルギーなのに、クラスでみんなと同じ料理では問題があるからといって、一人だけ弁当を持たせるのは余りにも何か違和感がある。何といても、本人がかawaiiそうじゃないかと、このように言われておりました。

アレルギーの対応食の先進地として取り組む長野県松本市西部学校給食センターのアレルギー対応食の取り組みを紹介させていただきます。この給食センターは、平成13年に開設されたセンターで、特徴は普通調理場とアレルギー食をつくるための専用調理場があり、アレルギー対応室では調理器具や食材などが普通調理場のものから厳格に区別されており、細心の注意を払って調理され、児童一人一人それぞれの対応メニューの提供が1日3種類から4種類のバラエティーメニューが提供されるなど、アレルギーに対応された施設であります。アレルギー対応食の取り組みについては、栄養士やスタッフの充実を図るとともに、小学校入学前に保護者と連携をとり、医師にも診断してもらい、アレルギー対応についての指示書をドクターに発行してもらうなど、事前にきちんとした調査、打ち合わせを行うことが重要と言われています。特に、学校、家庭、給食センター、この3本がしっかり連携をとりながら一体となって進んでいく、予防医学の見地から見ても、小学校に就学する、もっと前段階でどのようにしたらアレルギー症状を防止できるかといった、こういう取り組みが重要だと言われておりました。

本町では、平成21年9月に予定されている新給食センターは、安全・安心な給食を提供し、食育や正しい食習慣を身につけ、健康づくり、学習の場としても提供していくとのことあります。新給食センターではアレルギー食調理室が設置されアレルギー除去食に対応されますが、アレルギーの子供たちが安心して学校教育が受けられるために、アレルギー対応食のさらなる改善が求められておるところではないでしょうか。本町の安心・安全なアレルギー対応食は、アレルギー症状防止のためにどのような対策を考えてみえるのかお伺いいたします。

最後ですが、ぜんそく、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、花粉症など、お子様のアレルギー疾患で悩むご家庭もふえております。今では医療も進歩し、適切な治療を受けることで大半の人は普通に暮らせるようになりました。一方で、学校などでアレルギーの子をどう支えるか、社会的な取り組みが新たな課題となっております。

一方で、アレルギー疾患を通して、社会は今、仲間を理解し支える優しさが問われており

ます。ぜんそくの子供が学校で発作を誘発するような、ほこりが舞う掃除や動物の飼育係を免除されることがクラスメートの目を引き、あるいはアトピー性皮膚炎の子の肌を汚いと言って、いじめや不登校につながってしまったなどという話を聞いたときに胸が痛むところでございます。また、食物アレルギーで給食が食べられず、みんなの中で一人だけお弁当を食べる子供の悲しさを想像したことがあるでしょうか。牛乳一滴が肌に触れるだけでもアナフィラキシーと言われる重い症状を引き起こす子供の隣で、給食で飲んだ牛乳パックをクラスメートが環境教育として解体している、その恐怖を想像できるでしょうか。アレルギー疾患を通し、人との違いが差別につながってしまうのではなく、病気で困っている仲間を理解し、みんなで支えようとする、ともすれば今の社会に欠けがちな視点がアレルギー疾患対策でも必要ではないでしょうか。そのためにも、アレルギー疾患を通し病気を理解し、困っている友人を支える心を育てる健康教育の重要性が高まっております。健康教育を行うことで、欠けがちな共感する心を育てることにもつながるのではないのでしょうか。健康教育の取り組みについて教育長にお伺いいたします。

以上で質問を終わります。答弁、よろしく願いいたします。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣ですが、ただいま「アレルギー疾患から子どもを守れ」ということで4点についてご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

初めに、新指針のもと、どのように取り組んでいくかということについてお答えしたいと思います。

ガイドラインということでありまして、これは、実は5月26日、先月ですが、海部教育事務所から町の教育委員会そして町内の各小・中学校に配布されてきました。そのときに、実は一緒に通知された文書を見ますと、ガイドラインの活用等については後日文科省より通知がある予定だということで、まず物だけが来たところでありまして、まだ現段階で文科省からの通知文がないわけでありまして、実際に物が来ましたので、今、中身については私自身も目を通してるところでありまして、現段階では、まずガイドラインによる取り組みについては少しお話が詳しくできないなということを思っているところですが、議員の言われるとおり、いずれガイドラインに沿った形で対応になるということは思います。

ここでは、現在各学校で取り組んでいる対応についてお話をさせていただきたいというふうに思います。

蟹江町内の各学校ですが、学年の始まりに保護者に向けて、まず保健調査を行います。そしてまた、学校保健法に基づく学校医による定期健康診断、また、保護者からの個別の相談等、そういうものをあわせましてアレルギー疾患の把握に努めているところでございます。これらの調査、診断によって、アレルギー疾患であるというふうにわかった児童・生徒につ

いては、アレルギー疾患の状況、対応について保護者と相談の上で、その対応について全教職員に周知し、そして取り組んでいるというところであります。

今後、文科省から通知があつて、その活用について具体的に変わったときに、現在の体制を、ガイドラインに基づく健康管理指導表というものでありますけれども移行して進んでいきたいと、そういうふうに思っております。

次に、2つ目の救急用エピペン注射の取り組みについてであります。

現在、蟹江町内で、エピペン注射で対応する必要があるという児童・生徒は在籍しておりません。今後対応が必要な児童・生徒が出てきた場合には、教育委員会、学校、主治医、学校医そしてまた保護者で協議して対応を話し合っていくことになるというふうに思います。エピペン注射ということで太股のところにぐっとやるものでありますけれども、慎重な対応が必要であります。ガイドラインに沿いながら、児童・生徒が安心して学校に通っていただくためにも前向きに検討していきたいというふうに思っております。

3つ目の新給食センターにおけるアレルギー対応食についてであります。このセンターは21年9月に開設の予定であります。このセンターに食物アレルギーに対応するためのアレルギー食調理室が設置されております。50人ほどの、アレルギー除去食と言うんですけれども対応できる施設になる予定であります。9月の開設時におきましては、現在除去食の対応をしております保育所分の除去食の提供から始めるというようなところで今予定であります。学校につきましては、まだ現在、除去食へ対応するノウハウがありませんので、どのような対応が可能なのか、先ほど議員からも先進地区のことも教えていただいたわけですが、研究していきたいなというふうに思っているところでもあります。ですから、今、できるだけ早期の対応を考えるわけですが、実際に9月からということは、現在申し上げることはできない状況であります。

なお、現在の学校給食における、食物アレルギー児童・生徒に対する対応でありますけれども、給食センターとしては現在除去食の提供はしておりません。ただ、食物アレルギー対応の必要な児童・生徒は、これは町内で26名と把握しております。このうち6名につきましては、献立の材料がどういうものを使っているかとわかる献立表をお渡ししております、保護者の方に。そして20名については、さらにその成分表を事前にお渡しして保護者の方にチェックしていただいております。ですから、実際に給食時間の対応であります。その場でアレルギーの原因となる食材を除去するか、あるいは、どうしてもだめな場合は弁当を持参してもらうというようなところで、今、対応しているところでもあります。

学校側の配慮としては、食中毒が心配な時期、これからもありますので、特にお弁当に対しての保存のあり方、あるいは、先ほどからあります、除去することによって偏見とかいじめが生まれぬような指導をしているところでもあります。また、本人自身も、自分だけがほかの子供たちと違うものを食べているというようなストレスとかあるいは心の問題などの対

応につきましては、養護教諭とかあるいはスクールカウンセラー、そういう方々が相談に乗れるような体制づくりも、今、取り組んでいるところであります。

最後であります、健康教育の取り組みということであります。健康教育については、学習指導要領で児童の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通して適切に行うものとするというふうに示されているところでございます。具体的には、保健指導、安全指導、給食指導、そしてそれに関連する教科、家庭科もそうですけれども保健とか、さらに道徳、そしてまた総合的な活動の時間などを含めて学校の教育活動全体ということで行っているところでございます。議員のご指摘のとおり、アレルギー疾患については今日的な課題であります。その必要な知識とか、アレルギー疾患を持つ児童・生徒へのかかわり方あるいは配慮することなどについて、保健の時間とかあるいは家庭科の時間等、そしてまた道徳の時間も通して現在行っているところでございます。

また、児童・生徒についてストレスの増大とか不安、悩みなども健康問題ということを取り上げている昨今であります。心身ともに健康という言葉が、これは前からよく耳にするところで、あります。議員のおっしゃるとおり、健康教育を進めるに当たっては心の教育の充実も大切だというふうにとらえております。自分を大切にすると同じように相手も大切にするとか、他者を思いやる心、また、善悪の判断等も含めて取り組んでいけたらというふうに思っております。

私からは以上であります。

○1番 松本正美君

1番 松本正美です。

ありがとうございました。今、教育長さんのほうからお話がありましたが、ガイドラインのきちっとしたものが、本町のほうにはまだ届いていないということをお聞きしまして、要望をしていきたいなど、このように思いますのでよろしく願いいたします。

今回のガイドラインの背景は、実は昨年4月に公表されたものですがけれども、公立の小・中学校の児童・生徒のアレルギー調査をされたそうなんです。そうしたところが、アレルギー疾患の有病率は、気管支ぜんそくで5.7%、アトピー性皮膚炎が5.5%、アレルギー性鼻炎は9.2%、食物アレルギーは2.6%などという高い数値を示しておりました。そうした中で、学校やクラスにアレルギーで苦しむ人が多くおるということで、今回、この報告書を受けてガイドラインができたということをお聞きしております。特に小・中学校においては、ぜんそくの罹患率が増加している傾向にあるということもお聞きしております。

そうした中で、ガイドラインはどのようなことを示しているかということ、気管支ぜんそくに対して状況とかは、掃除をしているときなんかは特にほこりが舞うため、必要に応じてはマスクを着用、清掃当番の免除を行うなど、こういったことも言っております。また、アトピー性皮膚炎に対しては、動物との接触ということで、飼育当番の免除などもガイドラインに

は記載されております。また、アトピー性皮膚炎で、子供さんが体育の授業をした後、汗をかいたときなんかはシャワー室での着がえを行えるようなこともガイドラインの中には対策として記載されております。また、食物アレルギー、アナフィラキシー、先ほど言いました牛乳パックだとか、こうしたことも、リサイクルだとか、こういうパックの解体、洗浄のときにも牛乳が周囲に飛び散らないように、皮膚に接触しないようにとも、こういう記載がされております。そして、アレルギー性鼻炎についても、授業中の居眠りに対して、治療薬が関係しているかどうか、本人が保護者に対して主治医への相談をするなど、こういったことが主にガイドラインの中に記載されております。先ほどのエピペン注射、これもガイドラインの中に記載が今回されております。これは、非常に今までなかなか親御さんが子供さんを心配されて、本当にもしそういうことが起きたときに学校の先生にお願いできるだろうかということ、今回そうしたことが法改正されまして、本当にやれると、そういう方向でアドレナリン自己注射エピペンを打てるようになったということが今回のガイドラインの中にも記載されております。そういう意味では、どうかガイドラインのもとに、せっかくできたガイドラインですので、特に教育委員会、また、学校とでしっかり検討していただいて、しっかり取り組んでいただきたいなと、このように要望しておきたいと思っております。

そして、先ほどお話ししましたアレルギーの対応食なんですけれども、これも、どうか弁当持参というのでなくして、またしっかりこれも考えていただいて、何とか弁当持参しなくても、皆さんと一緒に子供さんが安心して取り組んでいかれるように考えていただきたいなと、これを思います。

また、健康教育の取り組みについても、先ほど教育長のほうからお話がありましたので、しっかりこれも、子供さんが安心して学校生活を送れるように、しっかりやれるように取り組んでいただきたいと思っております。

以上要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、松本正美君の質問を終わります。

質問7番 吉田正昭君の「蟹江川水辺スポットの安全対策等を問う」を許可いたします。

吉田正昭君、質問席へお着きください。

○13番 吉田正昭君

13番 新政会 吉田正昭です。

議長のお許しを得ましたので、「蟹江川水辺スポットの安全対策等を問う」を質問させていただきます。

蟹江川の舟入地区におきまして計画しておりました公園、水辺スポットが、愛知県と蟹江町の事業として施行され完成しました。小さい子供たちの遊具やあずまやなど、そして芝が張られ、低木が植ええられるなど、皆さんが憩うすてきな公園になりました。また、川べりに

はデッキが2カ所つくられ、川側には一部ポールが立てられ鎖が張られています。内側には植物が植えられ、溝があり、水があるときには手に触れるようにつくられています。そのようなすばらしい公園です。

ただ、残念なことに、本来なら使用が開始され、子供たちの笑い声やお母さんや保護者の皆さんの話し声、そして地域の人々の憩う姿がそこにあってもおかしくありません。ただ、残念なことに、先ほども残念と言いましたが、残念なことにいまだにそのような光景はありません。これは、安全対策という落とし穴が目の前に立ちはだかったからではないかと思われる。

工事着工前、地元に対して説明会がありました。工事概要と施設の説明が主であったかと思えます。これは、当然のことで、まずは水辺スポットがどのような考えでつくられるのか皆さんに理解してもらう必要があるからでしょう。完成した公園にこのように書かれています。「蟹江川沿いの環境整備によって自然を肌で感じ、学び、意識するとともに、自然環境の大切さ、地域と蟹江川とのつながりを見つめ直す場所です」、そしてもう一つ、「遊具やベンチなどを取り入れ、親子ふれあいゾーンとして整備しました」、また、川沿いにある2カ所のデッキ部分では「水辺に近づけることにより親水性を高め、花ショウブなどの自然観察ゾーンとしました」と書いてあります。このような考えのともから始まった公園の施行だと理解しています。ただ、その中で安全性の説明も論議されたと理解しております。

また、後日、現地においてほぼ完成した時点で、雨の降る中、役場担当者として地域の役員等と打ち合わせがありました。このときは現実に公園内の雰囲気がつかめました。現地において実際の問題点等を指摘でき、お互いに理解を深めたと思っています。その中で、特に安全面に重点が置かれた要望が出たと記憶しております。

そして今、完成した結果の現実的な幾つかの問題も発生してきております。川の水位が上がると、水が引いた後にデッキの上にもごみがいっぱい残ります。また、溝の中にもごみがたまり、美観的にもよくありません。当然担当者はその辺は理解して対処してみえますが、しかし、これから利用が始まれば、もっと具体的な問題が出てくるかと思えます。

そこでお尋ねしますが、水難、交通事故等、安全面においてはどのように考え、設計施行されたのか、今後公園の管理はどう考えていくのか、利用できるのはいつからなのか、そして今後要望等が出た場合どのように対処するのか、当局のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

それでは、ご質問をいただきました水辺スポットの安全対策等についてお答えをさせていただきます。

この蟹江川水辺スポット整備事業でございますが、昨年、平成19年度から蟹江川の二ツ屋橋付近両岸、右岸側で約400メートル、左岸側が約120メートルの区間で、親水性を考慮した

くつろぎのエリアとして設定されております。愛知県が進めておりました蟹江川の下流部域での河川整備が完了した区域におきまして、多自然型の川づくり構想に基づいて、河川の高水敷に散策路を配置して、水辺デッキ、樹木、遊具、休憩施設等を設置して、地域住民の方々に川との触れ合いの場を提供できるよう計画されたものでございます。

そこで、まず1問目のご質問でございます。

水難、交通事故等の安全面への配慮はということでございます。19年度の第1期工事を始めるに当たりまして、工事のエリアとなっておりました本町分、舟入の2地区を対象といたしまして、事前に工事説明会を開催いたしました。議員にもこの折にはご出席をいただきまして、ありがとうございました。

この説明会では、地元の方々や町内の役員の方、小学校の先生方にもご出席をいただきまして、整備の内容とあわせ、安全面を含めた貴重なご意見をちょうだいいたしました。

ご質問の安全面への配慮につきましては、事前の説明会でのご意見を参考にしながら、今回計画しておりました蟹江側水辺スポット、この事業自身が持っておりますコンセプト「川とのふれあい」というのと、地形的な条件でございます水辺、川、こういったものが持っております「危険」というイメージ、いわば2つの相反する要因を含んでおりまして、「ふれあい」と「危険」、この2つをいかにバランスよくといますか、どの水準までで整備をしていくか、設計の段階でもこういったことに視点を置いて計画を進め、当初の工事に着工したわけでございます。

さらに、先ほどの議員のお話の中にもありましたが、工事がほぼ完成に近づいた時期、整備の全容が明らかになった時点で、再度関係者の方々に現地にお集まりいただきまして、安全面に配慮を加えた防護さく等の追加設置案をお示しさせていただき、最終決定をさせていただきました。

具体的には、計画のエリアが川に面しております箇所すべてに擬木製のさくを設置いたしまして、エリア内で一段低くなっております水辺デッキがございますが、この周辺にも植樹帯をつくって川への転落防止を図ろうと思っております。また、遊具の利用等につきましても、遊具の周りには「まもりごと」として看板の設置、安全面とは少し違いますが、先ほどのお話にもありましたように、ごみが非常に入り込みやすいということもございますので、今回施行を予定しております擬木製のさくとあわせて、川からのごみが入り込まないように、ごみの流入防止ネットを設置しております。

次に、2問目の公園管理についてのご質問でございます。

今回、エリア内に設置いたしました防護さくや遊具、東屋等の構造物はすべて町が管理いたしますが、また、今後の維持管理で心配されますのが公園内でのごみですとか草の管理だと思われまして、最近では、道路ですとか堤防の除草作業も回数を減らさざるを得ない状況になってきておまして、皆様方にもご迷惑をおかけしております。場合によりましては、私

どもが直接出たりあるいはシルバーの方をお願いして別途の作業で対応させていただく場合もございますが、民間団体のボランティア活動でもご協力をいただき、実際の除草作業をしているのが現状でございます。

今回のスポットエリアにおきましても、年間2回ほどの除草の計画は立てております。ただ、草の成長が早い時期になりますと、私どもの作業だけでは十分な対応ができない場合も想定されます。説明会の折にもお願いいたしましたが、地域住民の触れ合いの場として今後末永く地域の方々に愛され親しんでいただける水辺スポットの管理には、自分たちの手も入れて、自分たちの手を加えた公園という意識も必要ではないかと思われまます。町が行う作業とあわせまして、ぜひとも地域の方の力もおかしいいただき、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。なお、供用の時期につきましては、現在行っております防護さくの工事が7月初旬に完了予定でございますので、完了後、できるだけ早い時期、7月の中ごろには供用開始を予定しております。

最後になりましたが、今後の要望に対してどのように対処していくのかとのご質問でございます。

水辺スポットの整備エリアは河川区域の中で設定されておりますので、今回の整備基準も、河川法の許可が出る範囲内で施行したものでございます。今後、施設の拡充に関する事とすとか施設管理に関する事、さらなる安全性の向上に関する事など、どういったご要望が出されるかわかりませんが、もちろん予算との兼ね合いはございますけれども、まずは河川としての許可の範囲内であるか否かを判断させていただくことになろうかと思ひます。要望が出されましたおのおの事例を判断させていただき、対応させていただくということになろうかと思ひますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○13番 吉田正昭君

丁寧な説明、ありがとうございました。

一つ、二つお聞きしたいんですが、現地の説明会というか、要望を出したときに、子供たちの乗ってきた自転車置き場の話が出たと思ひますが、自転車を交通安全対策ということで、あそこは河川の改修をしていただいて道路が非常によくなったと。そして、カーブになっていまして、スピードを出して車が来るわけなんですよ。それで、道路側に自転車を置いておくと、どうしても自転車が飛ばされたり、そこで子供たちが置いたりもたもたしていると危ないんじゃないかということで、河川の中に坂をつくっておろそうかというような話も出たと思ひますが、自転車に対しての配慮というのはどのように考えられたのかということなんです。

それから、ガードレールの高さが、あそこを見ますと遊具自体が小学生ないし幼児を対象にした公園というふうを考えるわけなんです。どうしても階段を上がってきますと、これぐらいですか、白いガードレールがあります。その階段部分をたしか切って、そこを出入り口

するという話ですが、カーブした場合、これから夏になりますと白っぽい服を着て子供たちが遊びにいくとした場合に見にくいんじゃないかというようなことで、例えば、そこに、この間も地域の人と話が出ておったんですが、横断歩道のような白線等を引いたら、ここが子供たち——子供たちと言わずに人の出入りするようなところじゃないかというような識別ができるんじゃないかというような話も出ております。そのような、あそこはいい場所なんですけど、先ほどの水に親しむにはいい場所です。ただ、危険性と隣り合わせということで、擬木を全部やっていただいて、川べりのほうに、デッキのところですか、擬木をやっていただいてネットを張る。ネットを張るということは、ひょっとして子供たちが落ちたときに、そこにつかまれば助かるという、どのようなネットなのかお聞きしたいわけなんです。例えば、岸辺から2メートルぐらいのところであるのか、ぎりぎりのところであるのか、例えば、ぎりぎりであれば、ネットを飛び越えて川のほうに落ちていく、そうしたときにつかまるものが何もないと。それが二、三メートル先であれば、落ちたときにつかまれる可能性もあるわけなんです。そのような想定をしていきたいと思っております。ということは、昔は、そこはトヤ場とって船着き場になっていまして、すぐ、あそこの本来の構造は、ある程度遊びがあるというか、一、二メートルぐらい浅いところがあって深まっていってありますが、昔は真っすぐになっていまして、あそこで子供が水死したという現場、昔はよくあったように思っております。そのような可能性を考えていくと、特に小さい子供をお持ちのお母さん方からは、そのような話をちょこちょこ聞くわけなんです。そうすると、落ちた場合のことも想定しなければいけないとなると、例えば水難救助用のロープをつけた浮き輪、さおをある程度常設しておいて、地域の人が地域で、先ほども出ましたように、地域のボランティアの人という話も出ておりますので、地域の人がそのような安全面に配慮しがてら、あそこの公園を有意義に使うという意識を持ちたいと思っておりますので、そのような配慮ができないのかなというようなことも思っております。

それから、まだこれは、あってはいけないんですが、落ちた場合、今その話をしましたが、例えば電話しますと警察と消防が来ますよね。消防が来た場合に水難に関しての、電話をもらったときの状況によってボートを持ってくるのか、どのような形で見えるのかということと、日ごろから蟹江というのは、今、余り水の事故はないように思いますが、全国的に見ると水の事故等が多いところもあります。ですから、消防としてどのような訓練等をされているか、あってはならないことなんですけど、起きたときを想定してどのようなことをされているのかお聞きしたいと思います。

それからあと、これは設計の話になるんですが、趣旨はわかるんですけども、なぜ沈むようなデッキになってしまったのかということですよ。ちょっと沈み過ぎのような気がするんですよ。最初の設計の段階で、雨が降ったときよりも、見ていると排水機をかけて、雨が降ったときはいいんですが、排水機をとめた後ですか、上流から流れて来るごみと一緒に、

ごみもようけ流れてくるんですが、水位が上がると、どうしても雨が降っていないときにデッキが水をかぶっておるケースが多々あるんですわ。ですから、その辺の設計をどのようにされたのか。ということは、浮き島みたいにちょっと下にかけて、上げるという方法もあったでしょうし、それから、あと溝です。あの溝が深過ぎますわね、あれが。例えば水が入ったときに、子供が落ちたときに、どうしても小さな子だと溺れるような気もしますので、その辺のことをどのように計画されたかというのを、細かくなつたんですが、地域の人に、計画する段階、設計図をつくった段階、完成した後、このような工事をしますよということと、工事を完成した段階には説明を受けたんですが、もう少し具体的な情報の公開というか、情報が地元におりてきてもいいんじゃないかなということを今回の施行に関して思ったもので、その辺をお聞きしたいと思います。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

多くのご質問をいただきまして、ひょっとしたら答弁漏れになるかわかりませんので、またご指摘をいただきたいと思います。

まず、最初の自転車の件でございます。説明会の際にも自転車置き場云々というお話はお聞きしておりました。その後、現地の整備とあわせまして、実は現地の道の反対側に舟入排水機場がございまして、その前に少し空き地がございました。説明会の際には、そんなあたりを自転車置き場にできないかというようなお話もいただいておまして、土地改良区との話も進めております。それを考える中で、一つには議員のお話にもありましたように、今回でき上がったエリアへの坂路ができないかということも話題になりまして、実は坂路をつくれれば自転車を持った状態で中におりられるのではないかということの発想があります。坂路そのものが自転車だけをという意味ではなくて、例えば小さなお子さんを連れてお越しいただいたベビーカー等も想定しますと、そういった坂路も必要ではないか。ところが、坂路も、河川法の今の絡みの中でいろいろな制約がございまして、今現在、右岸側、鹿島側のほうには既に坂道ができておりますが、見ていただくとわかりますように、一つの坂道をつくるのにかなりの長さが必要になってまいります。今回舟入側ででき上がっておりますエリアは100から120メートルぐらいで、そんなに距離的には長いところではございません。その中に坂路をつくらうとすると、作り始めを公園といいますか、エリアの中でいくと、坂道の終わりがエリアから外に出てしまいます。エリアの中におろそうと思うと、エリアからかなり離れたところから坂道をつくらなければいけないということもありまして、坂道を、どの位置にどういうふうにつくるかというのが、現在、愛知県のほうと協議しております。適切な坂路ができ上がれば自転車の話も、恐らくそれで自転車置き場等も中に置くことができるのではないかと思いますので、もう少し検討させていただきたいと思います。

それから、階段が1カ所ございまして、階段からの飛び出しと堤防道路がかなり広がって、カーブ区間ですので、子供の見づらさ、そういった交通事故等の対策のお尋ねをいただ

いたと思います。

これにつきましては、今、施行しておる中で、現地はガードレールで全部仕切っているんですけども、そこの中の1カ所を抜くということで、この前の現地説明でもお話をさせていただきました。抜いたところにつきましては、何もしのフルオープンの状態ではなくて、飛び出し防止のポール等の設置を考えております。ただ、現在ではその前面に横断歩道とか、そこまではまだ考えておりませんが、必要とあれば、またそちらのほうも含めて検討しなければいけないかなと思っております。

それと、ネットの形状のお尋ねがありまして、エリアと川を仕切る擬木のさくをというお話を先ほどいたしました。デッキの前には河川の整備工事の中で、布団かごといいまして、大きな石を網でくるんだようなものが中に沈めてあります。デッキの前づらのほうに1メートルか1.5メートルの幅でそれが入っておりまして、深さ的には通常は水の中に入っておりますので見えませんが、四、五十センチ、下手をすると水位が下がったときにはそれが顔を出すような深さに沈められておりまして、今回の防護さくというのは、その前面ぐらいのところを予定しております。ですから、仮に誤ってデッキから転落した場合に、川が一番深い状態のときであると60センチから80センチぐらいの深さになるかと思っております。外に擬木の防護さくを打って、防護さくの下ところにネットを張りますので、張るネットというのは、川を流れてくるごみがエリアの中に入り込まないように防止するために張るネットであります。落ちたときにつかまるためという意味じゃありませんが、結果としては、それは落ちたときにはつかまることも可能であります。ただ、ネットを越えて川のほうに落ちるということは想定しておりません。というのは、デッキからネットまでが1メートル以上離れておりますので、意識的に飛び越えなければ、転落した人がネットを飛び越えて向こうに落ちてしまうということはずまいと思っておりますので、方法といいますか、目的としてあくまでごみが中に入り込むのを防ぐという目的で設置するものであります。

それから、デッキの水没の件をお尋ねいただきました。設計の段階で、デッキの高さについては非常に苦慮したところでありまして、実は蟹江川は河川の改修整備が行われたときに、矢板を打って、コーピングといいまして、コンクリートの構造物で今でき上がっています。あれの高さが、計画高がプラスマイナスゼロという高さで一応設定されておりました。蟹江川の水の管理も、その高さを基準に設定されております。といいますのは、下流にあります蟹江川の排水機場とか、もう一つ先の日光川の排水機場、こちらのほうで蟹江川の水位を管理しておるんですけども、コーピングの高さプラスマイナスゼロというのを基本的に管理してまして、まず、コーピングを上回る、プラスマイナスゼロ以上になるということはありません。台風ですとかそういうときは別ですが、通常の場合にはないと思っております。設計する段階でも、そのあたり、川の水位のほうの調査をしておりまして、設計段階ではデッキの水没がゼロという想定はしておりません。年に何回かはデッキも沈むであろうということ

は想定しておりましたが、通常、コーピングからコーピング面ぐらいまで水位が上がるのが非常に少ない状況でした。多かったのは、コーピングの厚みが30センチぐらいあるんですけども、20センチ、30センチぐらい下のところで通常の水位が上がり下がりしておりましたので、今のデッキのそのものはコーピングマイナス20センチという形で仕上げをしております。

結果はどうかといいますと、ただいま議員言われましたように、デッキが水没することもあるとございます。ただ、雨が降った日に水没という意味ではなくて、蟹江川の水位そのものがポンプ河川なものですから、上流のほうで雨が降った後にポンプで排水されて水位が上がる、それがなおかつ、自然流下ではなくて下のポンプ場もしくは伊勢湾の潮位、干潮満潮に合わせて蟹江川の水位が変動いたします。ですから、蟹江川の水かさが上がってくるというのは雨が降った少し後ぐらいのところが多うございまして、たまたまそのときに干潮の時期にうまく合えば、水位は上がらずに伊勢湾のほうに押し出されるという格好になりますけれども、伊勢湾の水位が高いとき、満潮に高いときには、なかなか自然の力では水が落ちずに水位が上がってしまいます。ただ、上がるといっても、先ほど言いましたコーピングの高さを上回るということにはございませんので、マックスコーピングまで、その状態と潮位の関係を見ながらポンプの稼働をして、蟹江川の水位を下げるということになっております。その間、一時的にデッキに水がつくというのは、当初の設定よりは確かに回数は多いというふうに理解しております。ですから、これにつきましては、もう少し現状を見ながら、今後デッキの高さをどういうふうにするかというのは少し検討をさせていただきたいと思っております。

設計段階での情報公開という話ですけれども、当初、なかなか現地ができ上がらないと、図面ですとか説明だけでは地域の方々にもご理解がいただけないということで、ほぼ完成に近づいたときに現地のほうでお集まりをいただいて、ご説明をさせていただいたという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私からは以上です。

○消防署長 山内 巧君

それでは、ボートの件でございますが、土木課長の説明の中では、転覆してもボートは必要ないというふうには考えたわけでございますが、万が一、通報内容でボートが必要であれば、これは当然ボートを持って出動いたします。

それから、訓練の件でございますが、毎年7月、ことしもそうでありますが、木曾川におきまして、愛西市、海部南部、蟹江町、津島市、この4消防本部の水難救助隊でもって、2日間の訓練をやっております。そういったことで、訓練はこういったことで、まず潜水訓練、ボートの操作訓練、そういったことも実施しております。そんなことでございます。

以上でございます。

○13番 吉田正昭君

いろいろどうもありがとうございます。

せっかくの立派でいい公園です。私たちも、あそこを本当に憩いの場として、今後安全という面に配慮しながら、せっかくつくっていただいた公園ですので守っていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。以上で終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で、吉田正昭君の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。本日はこれにて延会とします。

(午後 4時37分)